

中央図書館制度に関する研究
—アジア・太平洋戦争期における
公共図書館の統制と振興—

筑波大学
図書館情報メディア研究科
2019年3月
齊藤 涼

目次

1. 序章.....	1
1.1 中央図書館制度の概要.....	1
1.2 先行研究.....	1
1.2.1 中央図書館制度の成立過程に注目した研究.....	2
1.2.2 戦中期における中央図書館制度改革の議論を扱った研究.....	2
1.2.3 中央図書館制度の統制的側面以外に注目した研究.....	3
1.3 研究目的の設定.....	4
1.4 各章の構成.....	4
2. 中央図書館制度の成立と施行.....	7
2.1 中央図書館制度の概要.....	7
2.1.1 中央図書館制度の内容.....	7
2.1.2 社会教育行政の再編成.....	8
2.1.2 中央図書館制度成立の背景.....	9
2.2 中央図書館制度の策定過程.....	10
2.2.1 市町村立図書館の普及と道府県立図書館への期待.....	10
2.2.3 中央図書館制度の成立.....	14
2.3 中央図書館制度成立に関する意思決定.....	18
2.3.1 公共図書館界における会議と文部省の権威.....	18
2.3.2 松本喜一による中央図書館構想.....	20
2.4 中央図書館制度の施行.....	23
2.4.1 成立した中央図書館制度に対する批評.....	23
2.4.3 中央図書館長による管内図書館の視察.....	32
2.4.4 中央図書館制度の検討・改革の開始.....	34
2.5 考察.....	37
3. 日中開戦と中央図書館制度.....	43
3.1 国民精神総動員運動下の中央図書館制度.....	43
3.2 中田邦造による図書館網構想.....	45
3.2.1 教育審議会への図書館制度改革案提出.....	45
3.2.2 『中央図書館長協会誌』の編纂.....	49
3.2.3 図書館法規研究会の発足.....	54
3.2.4 「図書館法規改正の枢要点」の『図書館雑誌』への投稿.....	56
3.3 長田富作の図書館制度改革構想.....	60
3.4 教育審議会における審議と答申.....	64
3.5 考察.....	66
4. 新体制運動以降の中央図書館制度.....	72
4.1 新体制運動と中央図書館制度.....	72
4.2 中央図書館長協会の調査に見る中央図書館経営の実際.....	73
4.2.1 貸出文庫の運用と読書指導の実施.....	73
4.2.3 中央図書館による市町村立図書館の指導連絡.....	75
4.3 対米英開戦後における中央図書館制度改革運動.....	76
4.3.1 図書館法規調査委員会の発足.....	77
4.3.2 「中央図書館令制定ニ関スル建議」の作成.....	79
4.4 考察.....	84
5. 結論.....	88
5.1 中央図書館制度の公共図書館に対する統制的側面.....	88

5.2 中央図書館制度の公共図書館の振興を図る側面	89
5.3 中央図書館制度の歴史的意義.....	91
謝辞.....	92
文献リスト.....	93

1. 序章

本研究では、アジア・太平洋戦争期¹に日本の公共図書館界（以下、図書館界）²において採用されていた中央図書館制度を取り上げ、この制度が持つ歴史的意義を考察する。

1.1 中央図書館制度の概要

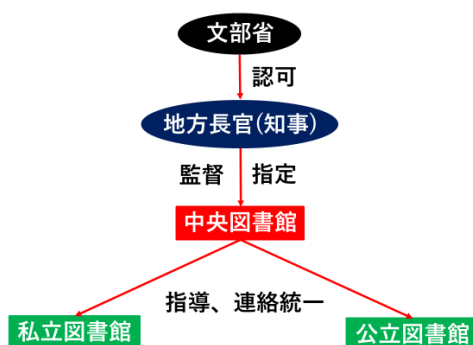
本節では研究の背景として、中央図書館制度の概要について述べる。中央図書館制度とは、1933（昭和8）年に改正された図書館令（以下、改正図書館令）の第10条で定められた制度のことである。そもそも図書館令は1899（明治32）年に制定されたものであるが、公共図書館数の大幅な増加などを受け、1933（昭和8）年に全面的な改正が加えられることとなった。中央図書館制度は、この改正図書館令で初めて導入された制度であり、当時の令改正関係者は「改正図書館令中、最も注目し得る所であらう」³や「新図書館令の重点が中央図書館制の確立にあることは何人も直ちに首肯し得る所であらう」⁴という評価を下している。

第10条の条文は「地方長官ハ管内ニ於ケル図書館ヲ指導シ其ノ連絡統一ヲ図リ之ガ機能ヲ全カラシムル為文部大臣ノ認可ヲ受ケ公立図書館ノ一館ヲ中央図書館ニ指定スベシ[。]中央図書館ノ職能ニ関シ必要ナル事項ハ文部大臣之ヲ定ム」⁵というもので、県内のひとつの図書館（大抵は道府県立図書館）を中央図書館に指定し、その中央図書館に管内図書館（道府県内の市町村立図書館と私立図書館）への指導を認めるものであった。

中央図書館の職能は、改正図書館令と同時に改正された公立図書館職員令とその翌月に改正された図書館令施行規則で定められた。その

中でも中央図書館制度を象徴していた職掌が、公立図書館職員令の第2条で認められた中央図書館長の管内図書館に対する視察の権利である。条文では、「館長ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇トス[。]地方長官ノ監督ヲ承ケ館務ヲ掌理シ所属職員ヲ監督ス[。]中央図書館ノ館長ハ兼テ其ノ道府県内ニ於ケル図書館ノ事務ヲ視察ス」⁶となっており、地方長官の監督を受ける中央図書館長が、中小図書館に更なる監督を行うという構造になっていた。

中央図書館制度の大枠は以上のような法規によって示されたものの、具体的な職掌についての検討は深められていなかった。そのため、1933（昭和8）年の導入直後から中央図書館制度についての検討・改革の動きが起こる。この動きを推進したのが、日本図書館協会（以下、日図協）や中央図書館長協会（以下、中図協）などの業界団体であった。日図協は、全国図書館大会などの場で文部大臣諮問への答申や文部省への建議などを行い、中央図書館制度を含めた図書館法規改正運動を展開した。一方、中央図書館制度の検討・改革を目的として発足した中図協は、協議会において各中央図書館における事例報告や、中央図書館間における協力体制の模索、文部省への体制改革に関する建議などを行った。その集大成として1943（昭和18）年には、改正図書館令の一規定に過ぎなかった中央図書館制度を、単独法規として独立させることを図った中央図書館令案を作成、文部省に建議している。しかし、戦局が悪化する中で、図書館界における大規模な体制改革と国庫補助拡大による予算増大を庶幾したこの法案は、政府の容れるところとならずに終戦を迎える。



【図1】「中央図書館制度概念図」

1.2 先行研究

本節では中央図書館制度を扱った先行研究を整理する。まず先行研究が注目している時期として、この制度の成立過程と戦中の2つに大分し、それぞれどのような議論がなされて

いるのかをまとめる。

1.2.1 中央図書館制度の成立過程に注目した研究

中央図書館制度に関する研究は、その多くがこの制度の成立過程、つまり図書館令改正運動を研究対象としている。この時期の中央図書館制度に関する代表的な研究としては、永末十四雄⁷、岩猿敏夫⁸⁹などによるものがあげられる。これらの研究は、1933（昭和8）年の改正図書館令成立までの議論の過程を、図書館界における有力な会議に注目して整理している。

この中で最も詳細な検討を行っているのが永末である。永末は、1918（大正7）年に文部省の主催で開催された府県立図書館長会議を起点に、これ以降の会議において府県立図書館などの所謂「大図書館」の館長が中心となって、「大図書館」本位の制度改革を進めていったとしている。「大図書館」本位の制度改革とは、「府県立図書館長に管下図書館の指導・監督の権限をもたせようとするもの」¹⁰であり、「大図書館」長達は「ひたすら権力機構に依拠し、権勢を借りて短絡的に目的達成をはかることしか念頭にな」かったと評している。それゆえに、「国民も図書館総体の状況も眼中になく、市町村立図書館長さえも阻害して密室の作業にひとしい手続きで」¹¹制度改革を行ってしまったと批判している。

ただし、永末は図書館側の法規改正の意図と文部省の法規改正の意図を明確に区別している。上記の図書館側の狙いに対し、文部省側の狙いは「府県立図書館を必置して中央図書館とし、その指導監督下で図書館を社会教育強化の一翼を担わせることにしかなかった」¹²と指摘している。こうした文部省の狙いにも関わらず、図書館界は令改正という目標達成のために体制への迎合を選択し、結果として「国は図書館統制の機能を格段に強化しながら肝心の整備充実は道府県の措置に委ね、しかも各県の対応は遅々として竜頭蛇尾におわった」¹³と図書館令改正運動の失敗を指摘している。しかし永末は、統制的制度の導入の責任を文部省に転嫁することなく、「館界主体の図書館活動刷新のビジョンもなく民意を代弁する気概を欠けば、所詮図書館界のための法規改正にしかならず、しかも府県立図書館長が求めてセクト化し密室状況で事を運ぼうとしては、行政の力学に翻弄されるのは当然である」¹⁴として、あくまで「大図書館」長の手続きのまずさを批判している。

岩猿も永末と同様に、図書館令改正までの「大図書館」長を中心とした会議に注目し、中央図書館制度成立までの流れを整理している。岩猿は、1930年代の図書館が「明治以来の、国民の教養と知的向上に資するための啓蒙的役割から忠良なる国民を育成するための社会教育施設としての教化的役割へと変えられていく、また、変っていく時代であった¹⁵」とし、そこで起こった「役人出身の館長や役人の兼職館長」¹⁶といった「官僚化の進んだ府県立図書館長」¹⁷と文部省との接近を問題視している。岩猿の問題意識は「図書館長の多くが図書館以外からの流入者であるということ、したがって、彼らは図書館業務の本質に対する理解を欠いている。」というものであり、それゆえに「そういう図書館長たちを“主流トスル日本図書館協会”では、体制への迎合に汲々とすることになる」¹⁸と解釈している。その上で、「体制への迎合に汲々とした「大図書館」長達と「全国の公共図書館を国民思想の教化善導機関化することを目指していた文部省」¹⁹の利害が一致することによって、中央図書館制度が成立したと結論付けている。

以上のように、中央図書館制度の成立過程は詳細に明らかにされており、研究の蓄積も十分になされている。ただし、その論調は官僚的な「大図書館」長による権力への擦り寄りと文部省による図書館統制機関の構築への批判がほとんどである。

1.2.2 戦中期における中央図書館制度改革の議論を扱った研究

1933（昭和8）年に改正図書館令が公布され、そこで定められた中央図書館制度であったが、中央図書館の詳細な職能についての検討は深められていなかった。そこで、日図協や中図協による制度研究・改革運動が、令改正直後から開始される。

一方、1933年の塘沽停戦協定によって一度は収束した大陸での軍事衝突は、1937（昭和12）年7月に起こった盧溝橋での衝突により再燃し、両国による宣戦布告を経ないまま戦線は中国全土に拡大していく。当初の不拡大方針は破綻し、1938（昭和13）年4月に公布された国家総動員法によって事変の長期化は決定的となる。さらに、ドイツとの軍事同盟締結や南北仏印への進駐によってアメリカとの関係を悪化させた日本政府は、和平交渉を打ち切って1941（昭和16）年12月に開戦に踏み切る。連合軍を相手とした太平洋戦争は、1945（昭和20）年まで続き、日本の無条件降伏によって幕を閉じる。

以上のような戦中期における中央図書館制度改革の議論を扱った研究の数は多くないものの、裏田・小川による研究²⁰が代表的なものとしてあげられる。この研究では図書館法成立までの前史として、戦前・戦中の図書館制度を論じている。この中でも、中央図書館制度改革に関するものとして1936（昭和11）年の「図書館社会教育調査報告」から1943（昭和18）年の「図書館事業ノ体制確立ニ関スル請願」までを掲載し、解説を加えている。

その中でもこの研究が注目しているのが、1943（昭和18）年に中図協によって作成され、文部省へ建議された「中央図書館令制定ニ関スル建議」である。ここで建議された中央図書館令案では、道府県において指定された中央図書館と帝国図書館の拡充などが構想されたものの、この構想は実現せずに終戦を迎えた。この研究では、中央図書館令案こそが、戦後図書館法成立過程で作成された法案に多くの示唆を与えたとして、検証の必要性を主張している²¹。これは、戦時期の図書館制度改革過程を、戦後図書館制度改革との連続性の観点から考察したこの研究特有の視点であるといえる。ただし、中央図書館令案作成の経緯や作成者の意図などは検証されていない。

当該期の中央図書館制度改革の動きを追った他の研究としては、永末の前掲書²²があげられる。永末も1936（昭和11）年から1943（昭和18）年にかけて作成された法案や請願、報告書などを分析し、その趣旨を「図書群²³を方法とする図書館の読書統制機関化」²⁴だとしている。ただし、各案の内容に関する考察は行わず、詳細は裏田・小川の『図書館法成立史資料』に譲っている。制度改革の動き自体についても、1943（昭和18）年に中田邦造を中心に設置された図書館法規調査委員会を引き合いに出し、「青年・成人が戦場や軍需工場に駆りだされ、学生・生徒も工場・農村に動員されて授業も正常に行われず、国民が飢えに直面するなかでの法規改正運動とは奇異の感を拭えない」²⁵として、その非現実性を批判している。

以上のように、戦中における中央図書館制度改革の構想を扱った研究は若干だが存在する。しかし、これらの研究では法規改正の構想の内容を掘り下げて検証を行った研究は管見の限り見当たらない。

1.2.3 中央図書館制度の統制的側面以外に注目した研究

以上のように、多くの研究が中央図書館制度を否定的にとらえている一方で、中央図書館制度の統制的な側面以外に注目し、制度の可能性を探っている研究・論考も若干ではあるが存在する。戦後、図書館法の制定に携わった文部省社会教育官の西崎恵は、「図書館の活動は、個々の図書館が孤立して行つたのでは十分な機能を発揮してゆくことが困難なのであつて、このような中央図書館制度の確立によつて、わが国図書館活動は非常に活気づけられたのである」²⁶として、図書館間の連絡という点で「中央図書館制度が、わが国の図書館活動の歴史の上に占める意義は大きなものがあつた」²⁷と結論付けている。

さらに石塚正成は、中央図書館制度が「非常時局下に発足したこともあつて、新制度の効果も実証される十分な客観条件にも恵まれることがなかつたのは残念である」²⁸として、戦争という所与の条件に恵まれなかつた点を指摘している。その上で、戦後図書館界における中央図書館制度のとらえ方を「市町村立等の中・小図書館側からの反対意見が強く、今日にいたるまで「中央図書館」といえば先入主的に図書館に対する国家統制の強化に結びつけられる風潮が残っている。」とし、「そうして県立図書館や大都市図書館らの、いわゆる大図書

館と市町村立など中・小図書館との間の思想的な断層をますます深めつつあるのは憂慮にたえない²⁹」と、中央図書館制度と戦後における「中小図書館中心主義」の断絶、それがもたらす館種間での齟齬を指摘している。

このような、中央図書館制度の統制的機能以外の機能に注目した研究・論考は少なく、その内容も試論的で掘り下げた検証は行われていない。しかし、これらの研究・論考は中央図書館制度への従来とは異なる評価のあり方を示唆しているといえる。

1.3 研究目的の設定

本節では、前節でまとめた先行研究の傾向をふまえ、本研究の目的を設定する。

先行研究では、中央図書館制度の統制的側面に注目して分析を行ったものが多く、その蓄積も豊富なものとなっている。その一方で、戦中期を対象とした図書館史研究において、新しい分析の枠組みを採用する動きが起こっている。

よねいかついちは、一面的理解が多くなりがちな戦中期の図書館史研究に対して以下のように批判を行っている。よねいは、昭和戦前・戦時期において「時代に抗った図書館界の良心というイメージ」³⁰が共有されている青年図書館員聯盟（以下、青聯）と竹林熊彦を研究対象としている。その論考の中でよねいは、青聯・竹林に対して肯定的な先行研究は、時局迎合的だった日図協に対する青聯・竹林の批判的言説に注目する一方、青聯・竹林が行っていた天皇賛美といった側面の分析を棚上げ・回避していると指摘している。³¹その一方で、戦前・戦中期図書館界の時局迎合的な姿勢を批判した研究では、青聯・竹林の日図協に対する批判的な言説の意味を問うことを背景に退けているとしている。³²これらをふまえてよねいは、天皇制ファシズム論といった「わが国の図書館史研究が長らく準拠してきた歴史研究の参照枠^{フレームワーク}が、こと青聯の分析においては無力であることを示している」³³として、新たな視点・理論の採用の必要性を主張している。

よねいが主張するような「わが国の図書館史研究が長らく準拠してきた歴史研究の参照枠^{フレームワーク}」の無力さは、青聯を対象とした研究に限らないと筆者は考える。中央図書館制度についても、図書館を思想統制機関化する狙いが文部省にあったことは事実であるが、統制的狙い以外にもいわゆる「零細図書館」の充実や公共図書館の普及といった狙いも存在していた。さらに、中央図書館制度には誕生するまでの議論、誕生直後の議論、戦中における改革論と時局や戦局の変化によって制度をめぐる議論の様相は変化を見せている。

そこで本研究では、中央図書館制度が持つ統制的性格のみならず、公共図書館の振興という狙いにも注目し、この制度が持つ歴史的意義を考察することを目的とする。中央図書館制度の是非を論じるのではなく、歴史的な脈に即して通観することで、アジア・太平洋戦争期の図書館制度史の一端を明らかにすることができると考えられる。

なお、本研究の目的は中央図書館制度をめぐる当時の議論を歴史的に解釈することであり、中央図書館制度の復権を狙うものではない。さらに、地方自治の理念や中小図書館の尊重といった、戦後図書館界の価値観を否定するものでもないことは言うまでもない。

1.4 各章の構成

本稿は全5章で構成される。全体の構成を以下に記す。

第1章では、研究の背景として、中央図書館制度の概要とこの制度に関する先行研究を整理し、本研究の目的を設定した。

第2章では、中央図書館制度の成立過程における議論と施行直後の状況について分析する。具体的には、1920年代から1933（昭和8）年まで行われた図書館令改正運動と、1933（昭和8）年から1937（昭和12）年の中央図書館制度運用の状況を対象とする。この運動の担い手や狙い、そして実際の状況に注目することで、中央図書館制度の成立過程とその受

容について考察する。

第3章では、日中戦争下において中央図書館制度にどのような改革案が示されたのかとすることを分析する。具体的には、日中戦争が勃発した1937（昭和12）年から1940（昭和15）年の新体制運動直前までに行われた改革運動を対象とする。国民精神総動員運動が展開され、教育審議会において教育政策の刷新が図られる中で、中央図書館制度がどのように施行され、どのような改革が要望されたのかということについて考察する。

次に第4章では、近衛新体制確立以降の中央図書館制度の改革運動について分析する。具体的には、1940（昭和15）年の新体制運動開始から1945（昭和20）年の終戦までを対象とする。大政翼賛会を中心とした国家的な機構改革と、対米英開戦によって中央図書館制度に関する改革がどのように構想されたのかとすることを考察する。

そして、第5章では、第2章から第4章の考察をまとめ、中央図書館制度の持つ歴史的意義について解釈する。

1 本研究で用いる「戦時」「戦中」といった表現は、1931（昭和6）年9月18日の満州事変から1945（昭和20）年9月2日の日本政府による降伏文書調印までの「アジア・太平洋戦争」の期間を指す。

2 本研究では、公立図書館関係者と私立図書館関係者の総体を公共図書館界と定義する。

3 松尾長造「改正図書館法規の重点」（『図書館雑誌』27年10号、1933年10月、272頁）松尾は文部省成人教育課長として、図書館令の改正に携わった人物である。

4 松本喜一「図書館令の改正」（『図書館雑誌』27年10号、1933年10月、276頁）松本は第2代帝国図書館長であり、日本図書館協会理事長・中央図書館長協会理事として図書館令の改正を推進した人物である。

5 『官報』（1949号、1933年7月1日、1頁）

6 『官報』（1949号、1933年7月1日、2頁）

7 永末十四雄『日本公共図書館の形成』（日本図書館協会、1984年）

8 岩猿敏夫『日本図書館史概説』（日外アソシエーツ、2007年）

9 岩猿敏夫「『図書館研究』と『図書館雑誌』（『図書館界』Vol.45, No.4、1993年）

10 永末十四雄『日本公共図書館の形成』（日本図書館協会、1984年、277頁）

11 永末十四雄『日本公共図書館の形成』（日本図書館協会、1984年、276、277頁）

12 永末十四雄『日本公共図書館の形成』（日本図書館協会、1984年、280頁）

13 永末十四雄『日本公共図書館の形成』（日本図書館協会、1984年、288、289頁）

14 永末十四雄『日本公共図書館の形成』（日本図書館協会、1984年、300頁）

15 岩猿敏夫『日本図書館史概説』（日外アソシエーツ、2007年、205、206頁）

16 岩猿敏夫『日本図書館史概説』（日外アソシエーツ、2007年、209頁）

17 岩猿敏夫『日本図書館史概説』（日外アソシエーツ、2007年、209頁）

18 岩猿敏夫「『図書館研究』と『図書館雑誌』（『図書館界』Vol.45, No.4、350頁）

19 岩猿敏夫『日本図書館史概説』（日外アソシエーツ、2007年、215頁）

20 裏田武夫・小川剛編『図書館法成立史資料』（日本図書館協会、1968年）

21 裏田武夫・小川剛編『図書館法成立史資料』（日本図書館協会、1968年、102頁）

22 永末十四雄『日本公共図書館の形成』（日本図書館協会、1984年）

23 中田が構想した読書指導のための図書目録。内容の難易度によって甲・乙・丙の3種の図書群を用意し、3つの教育レベルに区分した読者へ図書を提供する形で指導を行った。選定図書の分野は、国民的教養や情操涵養、理科的教養などであった。

24 永末十四雄『日本公共図書館の形成』（日本図書館協会、1984年、335頁）

25 永末十四雄『日本公共図書館の形成』（日本図書館協会、1984年、335、336頁）

26 西崎恵『図書館法』（羽田書店、1950年、15頁）

-
- 27 西崎恵『図書館法』（羽田書店、1950年、16頁）
- 28 石塚正成「図書館制度論から見た県立図書館の機能領域」（武田虎之助古稀記念論文集編集委員会編『図書館と社会』武田虎之助先生古稀記念論文集、日本図書館協会、1970年、10頁）
- 29 石塚正成「図書館制度論から見た県立図書館の機能領域」（武田虎之助古稀記念論文集編集委員会編『図書館と社会』武田虎之助先生古稀記念論文集、日本図書館協会、1970年、10頁）
- 30 よねいかついちろう「竹林熊彦と青年図書館員聯盟の図書館革新運動」（『中部図書館情報学会誌』Vol. 56、2014年、1頁）
- 31 よねいかついちろう「竹林熊彦と青年図書館員聯盟の図書館革新運動」（『中部図書館情報学会誌』Vol. 56、2014年、2頁）
- 32 よねいかついちろう「竹林熊彦と青年図書館員聯盟の図書館革新運動」（『中部図書館情報学会誌』Vol. 56、2014年、2頁）
- 33 よねいかついちろう「竹林熊彦と青年図書館員聯盟の図書館革新運動」（『中部図書館情報学会誌』Vol. 56、2014年、2頁）

2. 中央図書館制度の成立と施行

本章では、中央図書館制度の成立過程と施行直後の状況について考察する。具体的には、1920年代はじめの図書館令改正運動から1937（昭和12）年7月の日中戦争勃発直前までの時期を対象とする。

第1節では、中央図書館制度の内容を把握した上で、このような制度が成立した時代背景を整理する。次に第2節では、当時の図書館界における全国規模の会議に注目することで、中央図書館制度が成立するまでの意思決定のあり方を考察する。第3節では、このような有力な会議で大きな発言力を持ち、中央図書館制度成立のキーマンとなった松本喜一（帝国図書館長）の主張と行動に注目し、彼が果たした役割について考察する。そして第4節では、中央図書館制度の成立直後の状況を批評や事例、統計などから考察する。以上の考察を通し、中央図書館制度がどのような問題意識の中で誕生し、どのように施行されたのかということをも明らかにする。

2.1 中央図書館制度の概要

本節では、実際に定められた中央図書館制度の内容を把握した上で、この制度が成立するに至った時代背景について整理する。

2.1.1 中央図書館制度の内容

中央図書館制度の内容について、付属法令なども含めて詳述する。

既述の通り、中央図書館制度は1933（昭和8）年6月に公布された改正図書館令の第10条ではじめて規定された制度である。条文は「地方長官ハ管内ニ於ケル図書館ヲ指導シ其ノ連絡統一ヲ図リ之ガ機能ヲ全カラシムル為文部大臣ノ認可ヲ受ケ公立図書館ノ一館ヲ中央図書館ニ指定スベシ 中央図書館ノ職能ニ関シ必要ナル事項ハ文部大臣之ヲ定ム」¹というものであった。

しかし、改正図書館令には、中央図書館の具体的な職能についての規定は見当たらない。具体的な職能は、改正図書館令の付属法令である図書館令施行規則と公立図書館職員令、各道府県で制定される図書館令施行細則で規定された。

図書館令施行規則は、改正図書館令に対応して、1933（昭和8）年7月に文部省令第14号として改正・告示された。中央図書館の具体的な職能に関しては、この省令の第7条で以下のように定められた。²

第七条 中央図書館ニ於テハ凡ソ左ノ事項ヲ実施スベシ

- 一 貸出文庫等ノ施設
- 二 図書館経費ニ関スル調査研究及指導
- 三 図書館書籍標準目録ノ編纂頒布
- 四 図書館ニ関スル機関紙類ノ発行
- 五 図書館ニ関スル研究会、協議会、展覧会等ノ開催並ニ其ノ開催ノ斡旋
- 六 図書及図書館用品ノ共同購入ノ斡旋
- 七 郷土資料ノ蒐集其ノ他適當ナル付帯施設
- 八 前各号ノ外図書館ノ指導連絡統一上必要ナル事項³

次に、公立図書館職員令であるが、この勅令は改正図書館令と同時の1933（昭和8）年6月に改正・公布された。中央図書館の職能に関する規定としては、中央図書館長の権限を定めた第2条がこれにあたる。

第二条 館長ハ奏任官又ハ判任官ノ待遇トス[。]地方長官ノ監督ヲ承ケ館務ヲ掌理シ所属職員ヲ監督ス

以上が、法令における中央図書館制度に関する主だった規定である。⁵これらの規定を整理すると、中央図書館制度は中央図書館に特権を与える側面と、中央図書館と管内図書館との業務上での便宜を図る側面から構成されていたといえる。

中央図書館の特権としては、改正図書館令第10条の管内図書館に対する「指導」や、公立図書館職員令第2条で定められた管内図書館への視察の権利がこれにあたる。これらは、中央図書館長による管内図書館の蔵書構成への介入や、管内図書館の主体的な経営を阻害し得るものであった。特権を与えられた中央図書館と、その統制下に入る管内図書館という構造が、戦前・戦中における社会教育界のスローガンであった「思想善導」を合理化したとして、先行研究で多くの批判を集めている。

一方で、中央図書館制度における図書館間協力に関する規定としては、図書館に関する調査研究、標準目録や機関誌の発行、管内図書館に対する斡旋事業の展開などが規定されていた。図書館令施行規則第7条で定められたことのほとんどが、この図書館間協力に関する規定であった。しかしながら、この点に関して、先行研究では詳細な検討が行われてこなかった。

2.1.2 社会教育行政の再編成

一方、文部省の側から見ると、中小図書館が増加することで各々の図書館に目が届きづらくなるという問題が存在した。第一次世界大戦末期、帝政を打倒して国家を樹立した社会主義は世界に大きな衝撃を与え、日本でもその勢力を拡大させていた。政府は大正の末年に治安維持法を施行するなどして、このような動きに対応しており、図書館に対してもどのような資料が所蔵され、どのような利用がなされているかということ把握し、統制する必要に迫られていた。

具体的には、文部大臣諮問にこのような問題意識が強く反映されている。例えば、1928(昭和3)年12月の第22回全国図書館大会では、「輓近我が国ニ於ケル思想ノ趨向ニ鑑ミ図書館ニ於テ特ニ留意スベキ事項如何」という文部大臣諮問がなされている。大会に出席した小尾範治(文部省社会教育課長)は、諮問に含まれる問題意識を「最近思想問題に起因する不祥事件——殊に共産党事件等の発生は、本問題が我国にとつて益々重要な問題である事を考へさしめるものである」⁶と説明した上で、以下のように述べている。

内務省に於ても、出版物に対する検閲の施設はあるが、しかし、種々なる場合専門的な研究家の為めを思ひ、或る程度までは、即ち一般民衆の為めには、どうかと思ふ様なものもある位に、寛大な場合もある。専門家の沢山研究する特殊な図書館にとつては、その図書館に専門書を必要となすが、一般民衆を相手とする公立図書館の立場について考へれば、幾多考慮すべき問題があると思ふ。⁷

これに対し、会場から「性に関する出版物に対しても、同じ必要を認めるが、それは文部省の考慮には入つて居ないか。」という質問がなされ、小尾は「思想問題に関するものは、一切を含めて解釈して貰ひ度い。共産主義はたゞその一例に挙げたに過ぎない。」⁸と回答している。しかし、文部省の最大の関心は共産主義関連資料の取り扱いにあったことは明白である。これに対して図書館側は「各図書館ハ思想善導上必要ナル良書ヲ選定シ之カ閱讀ヲ一層奨励スルコト」を主な方策として、図書館における良書⁹閲読の奨励と文部省への良書委員会の設置を提言している。ただし、審議の過程では、答申案第2項として提出された「各図書館ニ於テハ思想風矯上害アリト認ムル図書ハ極力之ヲ排除スルコト」という文言に対して「良書悪書といふ価値判断の主観に対して疑を持つ。図書は一時的のものではない。後世に迷惑の及ばない様第二の最後の項を削除すべきである。」という批判がなされて廃案に

なるなど、短絡的に思想統制を推進する考えが主流にあるわけではなかった。

このような中で、文部省において図書館行政を管掌する部局の改組が行われる。1929（昭和4）年7月に文部省社会教育局が創設されたのである。そもそも、社会教育局の創設は大正期からその必要性が主張されており、文部省成人教育課長であった小尾範治は、その目的を以下のように述べている。

近來社会文化の急速なる進展に伴うて教育に対する一般民衆の要求はますます高まり、従てこれを充すべく社会教育に関する各般の施設が愈々その進捗を見つつあることは普く人の知る所である。が併しこれ等の施設はその全体が最初から組織的計画の下に実施されたものではなくて、緩急に応じ、経費を顧みて逐次架設されたものである上に、その事務に於ても統制を欠き、中央、地方ともに一省、一局、一課といふ風にと所に纏つてをらず、従て諸般の施設がややもすれば断片的部分的となり、その効果も亦全からざることを憾みとしてゐたのである。それ故に今回年来の懸案であつた社会教育局創設案の決定されたことは、かかる欠陥を補うて斯教育の統制を図り、その進捗を促す上に一新時期を画するものと云はねばならず。¹⁰

小尾は、社会教育局の創設の目的は、社会教育施設同士の連絡および社会教育事務の統制の不十分を補うためだと説明している。小尾は、後に社会教育局が設置された際にも「社会教育局の設置は全国に於ける斯教育の統制を全うする上に甚大なる効果を収めるに相違ない。」¹¹として、改めて新局への期待を明らかにしている。

先に記したように、道府県立図書館の役割を、府県における「中枢図書館」として再検討していた図書館界にとっては、このような社会教育行政全体の体系化の動きに期待するところは大きかった。1928（昭和3）年12月の第22回全国図書館大会では、「文部省ニ新設セラルベキ社会教育局ニ図書館課ヲ設ケ全国図書館ノ統一指導ニ任ゼラレタキコト」という建議が文部省に対して提出されている。その理由は以下のようなものであった。

現在ノ図書館統制ニ就テハ遺憾ノ点少カラズ其統一指導ヲシテ一層適確有効ナラシメンガ為文部省ニ新設セラルベキ社会教育局ニ図書館課ヲ特設シ直接斯業ノ管理ニ任ジ其振興ヲ計ラルハ刻下ノ急務ナリト信ズ¹²

地方における道府県立図書館に対応する形で、中央においては、社会教育局図書館課が管理・統制を行い図書館行政の体系化を行うことが期待された。結局、図書館界が求めた「図書館課」が社会教育局に設置されることはなかったものの、図書館令の改正、そして中央図書館制度の成立は、この社会教育局によって強力に進められていくこととなる。

2.1.2 中央図書館制度成立の背景

次に、上記のような中央図書館制度が導入されるに至った時代背景についてまとめる。

大正期を通じて、公共図書館の数は従来の数倍に膨れ上がった¹³ものの、明治期に制定された図書館令は、数回の中改正が加えられたのみで実態に即したものとはいえなくなっていた。そこで、図書館の増加と、それに伴う図書館の予算、職員の待遇などの問題に法的な対策を講じることを目的として、図書館令の改正を求める運動が、1920年代はじめから行われることとなった。

この運動における具体的な要求とは、各図書館の質的向上（予算の拡大、施設の充実、職員待遇の改善など）と各自治体への図書館の義務設置であった。爆発的にその数が増えた公共図書館だったが、それぞれの図書館は質的に充実したものとはいえず、小学校の図書室をもって町立図書館と称する施設も少なくはなかった。（【表 1-3】「館舎別図書館」参照）また、数は増えたとはいえ、すべての自治体に公立図書館が設置されているわけではなかつ

たため、すべての自治体への図書館必置が主張された。ただし、中小図書館をただ設置しただけでは図書館としての十全な機能を果たすことができないということは考慮されており、図書館間の連絡にもとづいた図書館網の形成が模索されるようになっていた。

一方、行政側から見ると、中小図書館が増加することで各々の図書館に目が届きづらくなるという問題が存在した。治安維持法の施行などによって社会主義・共産主義への対応を図った政府にとって、設置数を急激に伸ばしていた公共図書館にどのような資料が所蔵されているかということは、「思想善導」の観点から看過できない問題となっていた。各図書館の蔵書と、そこでの活動を管理する機関を設ける必要に迫られていたのである。

中央図書館制度構想は以上のような背景の中で登場し、1933（昭和8）年の改正図書館令に盛り込まれることとなる。

2.2 中央図書館制度の策定過程

以上のような中央図書館制度の内容と時代背景をふまえ、本節ではこの制度がどのような議論を経て成立したのかについて考察する。

2.2.1 市町村立図書館の普及と道府県立図書館への期待

大正期を通しての公共図書館の急激な増加は、住民の「通俗的利用」¹⁴を受け入れる存在としての市町村立図書館、つまり通俗図書館の普及によって成し遂げられた。

しかし、設置された図書館の多くは蔵書・予算・施設・職員のいずれか、あるいはすべての面で貧弱な「零細図書館」であった。1931（昭和6）年4月の時点で、蔵書規模に関しては、【表1-1】「蔵書冊数別図書館」によると、7割以上が蔵書1000冊未満であり、予算については、【表1-2】「経費別図書館」によると、半数以上が年間経費100円未満である。施設に関しては、【表1-3】「館舎別図書館」から、9割以上の図書館が独立の館舎を有していなかったことがわかる。また、職員についても、【表1-4】「職員数」によると、公立・私立図書館ともに8割以上が専任職員を置いていなかったことがわかる。

【表1-1】 「蔵書冊数別図書館数」

蔵書数	館数 (館)	割合 (%)
1,000冊未満	3,085	71.74
1,000冊以上 5,000冊未満	950	22.09
5,000冊以上 10,000冊未満	126	2.93
10,000冊以上 30,000冊未満	92	2.14
30,000冊以上 50,000冊未満	26	0.60
50,000冊以上 100,000冊未満	14	0.33
100,000冊以上	7	0.16
総計	4,300	100.00

出典：文部省社会教育局編『全国図書館ニ関スル調査』（昭和6年4月1日現在）の5頁をもとに作成

【表1-2】「経費別図書館数」

年間経費	館数 (館)	割合 (%)
50円未満	1,813	42.40
50円以上 100円未満	904	21.14
100円以上 500円未満	816	19.08
500円以上 1,000円未満	80	1.87
1,000円以上 1,500円未満	44	1.03
1,500円以上 2,000円未満	32	0.75
2,000円以上 2,500円未満	15	0.35
2,500円以上 3,000円未満	9	0.21
3,000円以上 5,000円未満	36	0.84
5,000円以上 10,000円未満	28	0.65
10,000円以上 15,000円未満	20	0.47
15,000円以上 20,000円未満	12	0.28
20,000円以上 30,000円未満	5	0.12
30,000円以上 40,000円未満	1	0.02
40,000円以上 50,000円未満	2	0.05
50,000円以上	5	0.12
不詳	454	10.62
総計	4,276	100.00

※東京市立図書館（20館）と大阪
市立図書館（6館）はそれぞれ1館
分としてまとめて集計されている。
文部省社会教育局編『全国図書館ニ
関スル調査』（昭和6年4月1日現
在）の8頁をもとに作成

【表1-3】「館舎別図書館数」

		館数（館）	割合（%）	
独立ノ 館舎ヲ 有スル モノ	県立図書館	44	1.02	
	市立図書館	48	1.12	
	町村立図書館	134	3.12	
	私立図書館	112	2.60	
独立ノ 館舎ヲ 有セザ ルモノ	市立図 書館	小学校ニ付設	34	0.79
		公会堂ニ付設	7	0.16
	町村立 図書館	小学校ニ付設	2,405	55.93
		役場内ニ付設	103	2.40
		公会堂ニ付設	20	0.47
		不詳	247	5.74
	私立図 書館	小学校ニ付設	749	17.42
		役場内ニ付設	30	0.70
		青年会館ニ付設	84	1.95
		神社寺院教会	55	1.28
		公会堂 教育会館	93	2.16
		不詳	135	3.14
	総計		4,300	100.00

文部省社会教育局編『全国図書館ニ関スル調査』
（昭和6年4月1日現在）の9頁をもとに作成

【表1-4】「職員数」

	専任（人）	兼任（人）
公立図 書館	971	5,981
私立図 書館	332	2,195
計	1,303	8,156

文部省社会教育局編『全国図書館ニ
関スル調査』（昭和6年4月1日現
在）の11頁をもとに作成

このような状況を、帝国図書館の和田万吉は、1922（大正 11）年の論稿で以下のように批判している。

現在千六七百の図書館の中には種々の点に於て未成不熟のものが多数にある。或は経営費の点に、或は作用の点に於て殆ど図書館の実を示さず体を成さぬのが恐らくは千以上にも上らうと察せられるのであります。此事實は文部省の調査の報告冊子を通覧しても直に判りませう。図書館といふ美名にあこがれて、五六百冊の古摩れた本を粗末な棚に列べて居るやうな小さい者は此報告に載つて居ないでせうが、たまたま地方をあるいて見受けるものには実にお話にならぬのがあります。¹⁵

このような中で、道府県立図書館が果たす役割についての検討が深まる。県立山口図書館が1915（大正 4）年に発表した報告では、「管内図書館に対する任務」として、県立図書館が管内図書館のために果たすべき役割がまとめられている。例えば、「巡回文庫の回付は直接には既設図書館の為に図書不足を補ひ間接には図書館の設置を促進す」として、巡回文庫の設置を奨励したり、「館長（又は司書）は管内図書館を視察し実地に就きて指導すること」¹⁶として、県立図書館長による管内図書館の視察・指導を促している。ここでいう視察や指導を、中央図書館制度におけるそれに直結することはできないが、このような関係が形式的には道府県立図書館と管内図書館の間に成立していたといえる。

このような認識は、明治・大正期図書館界において、先駆的な活動をしていた県立山口図書館だけではなく、全国にも広まりつつあった。1918（大正 7）年に開催された府県立図書館長会議では、その成果が『府県立図書館長会協定要項』として発表されている。ここでは、府県立図書館間での図書の相互貸借、県内における巡回文庫の運営、県図書館協議会の設置、府県立図書館標準図書購入費の設定（3000 円/月）などが決定された。この中でも、県図書館協議会の設置の目的は「各府県下図書館間の連絡及び図書館事業の改善を図る為め」¹⁷というもので、管内図書館間での連絡の必要性と、それを主導する府県立図書館の役割が庶幾されていることがわかる。

さらに、県立図書館が果たすべき役割の模索は、文部省でもなされている。1921（大正 10）年に文部省が発表した『全国図書館に関する調査』では、図書館に関する統計と合わせて、期待される図書館のあり方が示される。その中の「行政及指導に関する事項」には、「中央並各府県に図書館指導員を置き、全国又は管内の図書館を巡視して、指導奨励せしむること」¹⁸という項目がある。ここでは、視察の主体が道府県立図書館長ではないものの、管内図書館を指導する存在の必要性が訴えられている。

この後も、日本図書館協会（以下、日図協）に設けられた府県立図書館部会や文部省主催の全国図書館長会議などにおいて、道府県立図書館の普及の要求とこれが果たすべき役割の検討が継続されることとなる。例えば、1922（大正 11）年 4 月の日図協府県立図書館部会では「各府県内図書館事業ノ中心タルベキ府県立図書館ヲ設置スルヤウ法令ノ改正ヲ協会ヨリ文部省ニ建議セラレタキコト」という協議題が提出され、可決されている。さらに、1926（大正 15）年 11 月に文部省主催で開催された全国図書館長会議でも、文部大臣からの「図書館ノ普及発達ヲ促スベキ最モ適切ナル方法如何」という諮問に答申する形で、「北海道府県ニ一館以上ノ道府県立図書館ヲ設置セシメ管内市町村図書館ノ普及発達ノ中心タルシムルコト」という提言が盛り込まれている。

元号が昭和に変わってからもこの動きは続く。昭和大礼に合わせて、1927（昭和 2）年 10 月の第 21 回全国図書館大会で議決され、翌 1927（昭和 2）年 1 月に日図協から各府県市当局に提出された「御大礼記念事業として図書館の設立及び充実にする意見」においても、道府県立図書館に期待されていた役割を読みとることができている。

これは（府県立図書館は一筆者注）府県に於ける中図書館（原文ママ、中枢図書館か

一筆者注)たるもので、府県内大小図書館の中心となり、指導者たるべき任務を持つて居ります。所が我国全府県の約半数はこの中枢図書館を持たないのであります[。]これは全く心細いことで、此際未設置の府県には是非共府県立図書館の設立を期したいのであります。¹⁹

ここでは、府県立図書館を府県内の図書館にとっての「中枢」と位置づけ、その義務設置を要求している。この「意見」について、国家的慶事を契機とした図書館設立に注目した東條文規は「一九三三年（昭和八年）の中央図書館制度を先取りしているものともいえるが、だからといって、それほど国家的統制の強いものではない。」²⁰と指摘している。

このように、管内図書館の充実を図るための道府県立図書館の役割が検討される一方で、中小図書館のさらなる普及を訴える動きも並行して行われることとなる。この際、中小図書館の普及を訴える意義として主張されていたのが、学校卒業後における教育の機会の提供であった。大正初期に日図協が編纂した『図書館小識』には、そのことが以下のように説明されている。

本邦の現状に徴するに、小学を卒へて高級学校に進入し能はざる者約九割に居り、人員毎年百万を超ゆ。而して是等百万の小国民は就きて学ぶべき他の機関無き為に、曾て修得したることさへ日一日と其心身より去り行くは、豈悪むべきの極ならずや。若し到处図書館の設ありて此等多数の児童を收容し、之に付与するに健全有益の図書を以てせば、其学校教育の後を紹ぎて足らざるを補はしむるの功決して尠少ならざるべし。²¹

このような考えのもと、「到处図書館の設あ」ることの実現を図るべく、各自治体への図書館の義務設置が議論されることとなる。1930（昭和5）年3月の全国図書館長会議では、「現行図書館関係法規上ニ於テ改正ヲ要スベキ事項如何」という文部大臣諮問がなされ、これに対する答申中に「道府縣市町村に於ては図書館を設置すべし。」²²という項目が含まれている。改正を期待していた図書館令中に、新たな規定として図書館の義務設置を定めたいという図書館界の意見が表明されたのである。

しかし、この意見は文部官僚によって実現困難と指摘される。1931（昭和6）年4月に開催された日図協総会において、文部省成人教育課長だった小尾範治が、文部省における図書館令改正の進捗状況を報告する中で、以下のように述べている。

法規の改正案が今以て発表されないので、文部省には改正の意思なきやう懸念されてゐる方もあると思ふが、経過をお話すると、昨年一通り改正案を作り、その後度々当局で協議を重ねてゐるが、想像以上複雑なものである。（中略）昨年文部省が招集した主要図書館長会議に於ては、各府県及市町村に図書館の設置を強制すべしといふ答申があつたが、これはなかなか困難である。²³

図書館界にとっての悲願であった図書館の義務設置は、主務省の担当官によって非現実的と判断されてしまったのである。このような判断に対し、貞松修蔵（静岡県立葵文庫長）はその趣旨を理解しつつも、図書館義務設置の必要性を以下のように述べている。

吾等が多年主張せるが如く府県、市町村各一館以上の図書館を設置すべきことを勅令にて規定すべきである。（中略）目下財政緊縮の折柄、固より是が設立につきて幾年か猶予を与ふべきではあるが、現代の民主的思潮は機会均等を要求する。今日国民の義務教育を終へて直ちに業務に就くものは国民全数の八十パーセントを算ふる事情の下にありて重に是等の教育に当る社会教育は中等校高等学校専門学校大学等に要する国民の負担に比して余り少ない。²⁴

ここでは、大正期に高まった「民主的思潮」を背景に、「教育機会の均等」が社会的な要求であることを指摘している。しかし貞松は、読書の自由を手放しで認めているわけではない。中央図書館制度が成立した1933（昭和8）年に、貞松は図書館における蔵書について、以下のように述べている。

中央図書館が標準目録を調製して道府県内に頒布することは是によりて良図書を普及し悪書を排斥するのが究極の目的で是は図書館として最大なる使命である。今日思想動揺する際に図書の選択は特に国家としても、各家庭でも子弟の教養上極めて考慮する問題である。²⁵

そのため、貞松が述べた「教育機会の均等」の背景となる「民主的思潮」を、社会主義などに関する図書も含めた自由な読書を認めていたとみなすことはできない。しかし、大正期に高まったデモクラシーの思潮²⁶が、図書館普及を社会に訴えるための方便として用いられていたことは注目すべきである。

2.2.3 中央図書館制度の成立

大正期から図書館界の悲願であった図書館令の改正は、1929（昭和4）年に一気に現実味を増すこととなる。前節でも述べた通り、この年の7月には文部省に社会教育局が設けられ、国家的統制の文脈で、社会教育行政の体系化が推進されていた。小川剛は、「これ（社会教育局の設置—筆者注）を契機に社会教育の制度上あるいは行政上の整備が一段とすすむ。これは図書館についてもいえることであった。それは、まず、図書館令等図書館関係法規の改正となってあらわれた。」²⁷と述べ、図書館令改正に社会教育局が与えた影響力の大きさを指摘している。

社会教育局の成人教育課長に就任した小尾範治は、同年5月の第23回全国図書館大会で「文部省の意見としては、現図書館令はかなり昔のものである故、外国のものを参考としてこしらへた草案を持つて居るが、尚出来るだけ練るべく鋭意精査して居る。」²⁸と述べ、図書館令改正案の文部省における策定を明らかにした。この後、文部省の令改正に対する意向は、翌1930（昭和5）年3月に開催された全国図書館長会議において、文部大臣諮問という形式で正式に示される。その諮問とは、「現行図書館関係法規上ニ於テ改正ヲ要スベキ事項如何」というものであった。この諮問への答申は、今井貫一（大阪府立図書館長）を長とした答申作成委員によって作成されたが、その内容は、図書館の目的の明記や道府県市町村への図書館の義務設置などであった。

その中でも中央図書館制度に関係の深い提案としては、「道府県立図書館長ヲシテ道府県内図書館ヲ視察センメルコト」²⁹という、後の中央図書館制度における中央図書館長による管内図書館の視察権があげられる。答申作成委員の一員であった中田邦造（石川県立図書館長）は、この項目の趣旨を「之は道府県立図書館が市町村立図書館と異り複合的自治体を対象とする必然の結果として管内図書館事業の統制を図るために新に付加されたる事項である³⁰。」と説明している。

このような、規模や設置母体の違いによって図書館の役割を区別することの必要性は、同答申中における「図書館ニ種別ヲ立テルコト」という提案でも主張されている。中田はその趣旨を以下のように述べている。

同じく図書館といふもそこには著しい差別がある。答申には規模の大小よりと略記されているが、市町村とか府県立とかいふ頭書が単に経費の支出者、館の経営者を意味するだけでなく当然その活動の範囲をも指示すべきものとするならば、市町村の如き

第一次的自治体の図書館と道府県の如き複合的高次的自治体のそれとが機能上にも区別さるべきは言ふまでもない。³¹

「複合的高次的自治体」の機関である道府県立図書館が、管内の図書館に統制を加えることによって図書館行政の体系化を図るといふこの構想は、社会教育行政の統制・組織化を職掌としていた社会教育局の政策構想に倣差すものであった。従来から存在していた図書館義務設置論を、主務省が新たに設定した政策構想にすり合わせる形で主張した点に、この答申の特徴があったといえる。

この答申が提出された翌年、1931(昭和6)年の10月に帝国図書館と文部省の共催によって全国府県立図書館長会議が開かれる。この会議では、文部大臣より「地方ニ於ケル中央図書館ノ職能如何」といふ諮問が発せられた。その趣旨は、「是レニ云フ中央図書館ハ各府県立図書館(モシ数館アルトキハ其ノ中央トナルモノ)又ハ之ガ代理ヲスル市立図書館ナドデアル[。]之ガ小図書館ニ対スル働キカケト云フ意味デアル」³²というものであり、図書館行政の体系化を担う機関として中央図書館を設けることが構想されたといえる。

この諮問に対し、今井貫一や貞松修蔵(静岡県立葵文庫長)を中心とした答申作成委員による協議の結果、以下のような答申が作成された。

中央図書館ハ左記ノ方法ニヨリ当該地方図書館ヲ指導援助ス

- 一 中央図書館長ハ当該地方図書館ヲ視察シテ其ノ状況ヲ地方長官ニ具申スル事
- 二 当該地方図書館長会議ヲ開キ事業ノ改善ヲ図ル事
- 三 図書館事項ノ講習会及ビ研究会ヲ開ク事
- 四 図書館員養成機関ヲ附設スル事
- 五 地方図書館図書標準目録ヲ編纂頒布スル事
- 六 図書及図書館用品ノ共同購入ノ事務ニ当ル事
- 七 貸出文庫ヲ設クル事
- 八 地方図書館ノ創立事務ヲ指導援助スル事
- 九 地方図書館指導上必要アル事項ヲ調査シソノ印刷物ヲ刊行頒布スル事
- 十 其他地方図書館指導援助上必要ナル事項ヲ行フ

中央図書館ニ於テハ左記ノ施設運用ヲナス

- 一 一般図書ノ外特ニ学術研究ニ資スヘキ参考図書ヲ備付クル事
- 二 地方史料ノ蒐集保存ヲナス事
- 三 講演展覧其他社会教育上必要ナル付帯事業ヲ行フ事³³

この答申内容のうち、第一項目が公立図書館職員令第2条で定められた視察権として、講習会・研修会の開催、図書館標準目録の編纂、図書・図書館用品の共同購入の斡旋、貸出文庫の設置、印刷物の刊行頒布、地方史料の蒐集、が図書館令施行規則第7条で定められた中央図書館の職能に関する規定として採用されている。この答申の中でも、「大図書館」による「小図書館」への統制を図る項目は一と十のみであり、それ以外のは図書館間の業務上での便宜を図るものであった。この大会に出席し、答申にも目を通していた坂本重壽(高知県立図書館長)は以下のような感想を述べている。

この称呼(中央図書館―筆者注)は、改正法規の上に、如何なる成文を以て現はるゝかは知ることを得ないが、その立法精神に於ては、府県立図書館を、現在の如く同一府県内にある他の小図書館と法規上何等の連絡関係なき存在となさず、所謂地方に於ける中心図書館として、地方小図書館に対し経営上の指導援助を為し得べき特殊の地位が付与さるゝに至るべく、従ってその相互間に一段と協力提携助言等の親善関係が結ばれるに至るであらうと信ぜらるゝのである。³⁴

府県立図書館と「小図書館」との種別化を図り、府県立図書館に指導援助を行う「特殊の地位」を与えるべきとの意見は、前年の大会における文部大臣諮問答申への中田の見解と一致するものであり、館界における道府県立図書館論として共有されていたことがわかる。

その一方で、中央図書館制度の具体像はまだまだ定まっていなかったことも読み取ることができる。このような背景のもと、同会議の協議会において、貞松修蔵によって「中央図書館長協会設立ノ件」が提出され、可決、協会の成立が決定した。この中央図書館長協会（以下、中図協）の目的は「中央図書館ニ関スル事項ヲ研究シ之カ改善発達ヲ図リ兼ネテ会員相互ノ親睦ヲ厚ウスル」³⁵というもので、諮問答申で示した中央図書館の職能を洗練していくことが、道府県立図書館長の合意として表明されることとなった。

中図協の協議会は、早速翌年の1932（昭和7）年5月に催される。この協議会では、「中央図書館協力ニ関スル事項調査報告」という中央図書館間協力の方針が策定された。その内容は以下のとおりである。

- 中央図書館ハ相互援助ノ趣旨ニ依リ左ノ事項ニ関シ協力スルコトヲ申合ハス
- 一、郷土資料蒐集ニ関シ相互ニ便宜ヲ計ルコト
 - 二、中央図書館ハ印刷蔵書目録ヲ交換スルコト
 - 三、蔵書中重要ナルモノ、合同目録ヲ編纂スルコト
尚ホ中央図書館以外ノ地方図書館蔵書中重要ト認ムルモノハ当該中央図書館ノ蔵書ニ準シ合同目録ニ加ヘルコト
 - 四、中央図書館間ニ於テ一定ノ規定ニヨリ相互ニ蔵書ノ貸借ヲ行フコト
各地方図書館トノ貸借ハ当該地方ノ中央図書館其ノ周旋ニ当ルコト
 - 五、中央図書館ハ其ノ地方ニ於ケル公私出版物ノ寄贈及購入方ニ関シ相互ニ便宜ヲ計ルコト
 - 六、中央図書館ハ図書館用品ノ画一ヲ期シ其ノ共同製作及購入ノ周旋ニ尽力スルコト³⁶

中央図書館間で、お互いの便宜を図るために定められたこの申し合わせは、前年の全国府県立図書館長会議で作成された文部大臣諮問答申に対応するものであり、中央図書館経営の具体化・連絡網の補強を企図したものであった。

中図協協議会では、このような申し合わせを作成した上で、文部省に対し「速ニ図書館令ヲ改正シ中央図書館制度ヲ確立セラレンコトヲ望ム」という建議を行っている。その趣旨は「当該地方ニ於ケル各種図書館ヲ指導誘掖セシメ相互ノ連絡ト其組織的活動ノ中心機関タラシムルハ我カ国現下ノ教育上最モ緊要ナルモノト認ム」³⁷と説明されている。文部大臣諮問として提示された中央図書館制度案であったが、この時点では図書館令の改正内容として、図書館界からその必要性が主張されるに至っている。

以上は、中図協の協議会における決議と建議であるが、中央図書館制度の成立を望む声は、日図協主催の全国図書館大会からもあがることとなる。1932（昭和7）年に開催された第26回全国図書館大会では、文部大臣諮問「図書館相互の連絡上最も適当なる方策如何」への答申として以下の内容がまとめられた。

図書館が未だ全国に普及せざる現状に鑑み図書館令を改正し、道府県市町村等をして組織的に図書館を設置せしむるを先決問題とするも、其の第一着手として現存図書館間の連絡上左記方案を最も適当なりと認む

一、連絡方法に関して

- イ、各地方に中央図書館を設け当該地方公共図書館の連絡の中心たらしむること
- ロ、各地に於て各種図書館作業の連絡のため、継続的に図書館協議会を開くこと
- ハ、各図書館備付図書を選択購入上協力するため、図書選択委員会を常設すること

と

ニ、図書館協会の如き施設団体をして従来に其の機能を發揮せしむること

さらに、図書館間の連絡内容として以下の6項目が答申された。

- イ、各地方図書館に於て図書館に関する研究調査、図書及定期刊行物の蒐集、保存等につき分担すること
- ロ、総合目録の共同出版をなすこと
- ハ、図書の相互貸借を行ふこと
- ニ、講演会、展覧会、読書会等の付帯事業に協力すること
- ホ、図書館用品規格統一及共同購入をなすこと
- ヘ、図書館に於ける被害防止につき連絡すること³⁸

この答申案は大会最終日に審議にかけられ、「一」の「イ」の「公共図書館の連絡の中心」が「各種図書館の連絡の中心」と改められ、答申されることとなる。前年の全国府県立図書館長会議で答申された内容が、中央図書館による管内図書館への指導・統制を中心とするものだったのに対し、本答申においては中央図書館を中心とする図書館間連絡に比重が置かれている。例えば、相互貸借については答申作成委員であった竹林熊彦（九州帝国大学図書館司書官）から発案がなされ、「これ（相互貸借—筆者注）が同種図書館、中央と地方との間に出来れば経費の少い図書館に大なる効果をあげ、同時に図書館の連絡になると考へる」³⁹という零細図書館の問題に即した趣旨説明がなされている。一方、同じく答申作成委員であった中田邦造からは「私は更に内面的連絡が必要であると思ふ。それは中央図書館が公認せられて官制上の統制を取るとよいと思ふ。」⁴⁰という主張がなされている。文部大臣からは図書館間の連絡についての諮問がなされたために、答申も連絡に比重を置いたものとなっているが、その背後には統制という役割が中央図書館に期待されていたことも読み取ることができる。

以上のように、府県立図書館長会議や全国図書館大会において、中央図書館が果たす統制（視察、創設・経営などの指導）や連絡（地方図書館会議・講習会などの開催、標準目録の編纂・頒布、貸出文庫の実施、資料相互貸借の実施など）の役割が図書館界の意見として発せられた。これに対応して、1933（昭和8）年はじめから文部省が図書館令改正の手続きに入る。同年2月に省議で審議された改正案の中央図書館制度に関する規定が以下の通りである。

〔を指導し其の連絡統一を図り之が〕 〔文部大臣の認可を受け 公〕
第十条 地方長官は管内に於ける図書館の機能を全からしむる為道府県立図書館中の
一館を中央図書館に指定すべし
中央図書館の職能に関し必要なる事項は文部大臣之を定む⁴¹
（〔 〕 は見え消し—筆者注）

省議に提出された時点での内容が地の文であるが、そこに中央図書館制度の骨子である「指導」「連絡」「統一」が手書きで付け加えられている。条文化にあたって、制度の趣旨の明確化がなされたのである。さらに、中央図書館に指定される図書館に関しても、「道府県立図書館」という案が「公立図書館」に改められている。これは、1931（昭和6）年の全国府県立図書館長会議で、初めて文部省が中央図書館という呼称を持ち出した際に「中央図書館ハ各府県立図書館（モシ数館アルトキハ其ノ中央ナルモノ）又ハ之ガ代理ヲスル市立図書館ナドデアル」⁴²という想定にすり合わせたためだと考えられる。

省議において以上のように提出・修正された改正案は、閣議、次いで枢密院で審議され、

1933（昭和8）年6月30日に勅令第175号として公布される。閣議と枢密院における審議の様子を示す史料を入手することができなかつたため詳細は不明であるが、省議において修正が加えられた第10条の条文がそのまま採用されているため、大きな反対はなかつたものと考えられる。

2.3 中央図書館制度成立に関する意思決定

以上のようにして成立した中央図書館制度であるが、本節ではその成立までの意思決定が、どのような場で、どのようなアクターによって推進されたのかということに注目して考察する。

2.3.1 公共図書館界における会議と文部省の権威

従来の研究においても当該期に開催された図書館界における有力な会議へは注目が払われてきた。特に重視されてきたのが全国図書館大会であった。この会議は、日本最大の図書館業界団体である日図協主催のもので、戦争などの影響で中断されているものの、2018（平成30）年現在でも開催されている。全体の協議会のほかに、公共図書館部会や学校図書館部会、大学図書館部会など図書館の種別による部会を開催している。これらの部会では、館種別の専門的な研究が行われている点で、実務者同士の調査・情報共有・交流の場としての性格が強いといえる。それを構成する人員も、所属する館種や職位などの点で多様性が高い。

さらに、この会議を権威づけていた要素として、文部大臣諮問の協議があげられる。文教政策のトップである文部省が、全国図書館大会に大臣名で諮問を発し、それに対して協議がなされ、答申という形で回答を行うという手続きは、文部省と図書館界の公式な場での折衝を意味している。このような性格を持つ文部大臣諮問に注目した研究は多く、中でも東條⁴³は、全国図書館大会に対して下されたすべての文部大臣諮問を挙げ、その性格を検証している。東條は、諮問を下した文部省の意図を「図書館幹部に、図書館が社会的に重要な機関であるかのように思わせ、彼らの自尊心を巧みに刺激し」、それに対する答申も「一部の不満、不安はあるものの、文部省の意向に添うものになり、ときには、過剰適応と思うほどの内容になっている」⁴⁴と批判している。

しかし、日図協の図書館大会における議論が常に円滑に進行していたかということ、そうではなかつたことが垣間見られる。特に昭和初期の全国図書館大会では協調的な議論が困難な場面もあつたようである。1927（昭和2）年の第21回全国図書館大会では、実際に参加していた会員からも「図書館協議会は村会にあらず」と題して以下のような意見が出ている。

昨今の大会、総会、協議会等で見うくるものゝ多くは恰かも敵味方党派の争ひでもする意気込で本員は等と始められるには聊か場所の当を得て居らず御当人にも誠に御気毒に感ずる。其為めに議論は常に協調的でなく破壊的で論旨は大向本位の抽象論を耳にすることの多さよ⁴⁵

日図協の全国図書館大会がこのような様相を呈する中で、大正の末年から文部省主催の大図書館長を参加者とする会議が台頭することとなる。⁴⁶1926（大正15）年11月に開催された全国図書館長会議では、「図書館ノ普及発達ヲ促スベキ最モ適切ナル方法如何」との文部大臣諮問が発せられ、府県立図書館を設置し、管内図書館普及発達の中心とする旨の答申が作成されている。⁴⁷

この全国図書館長会議に対し、日図協の中からは反発があつた様子がうかがえる。千葉県立図書館長の片倉小五郎は、その反発への反論を以下のように記している。

従来、否な、今でも苟も図書館に関することであるならば、其は協会の領分内のもの

であると云ふ様な主我的独占の偏見は無いだろうか。(中略) 文部省が道府県立図書館長会議をひらくことは当然であるのに、協会役員の中には協会の為すべき分を文部省が横取りした位に見て居るものが、現に今もあると云ふに至つては唯啞然たるのみである。吾邦図書館界は可なりに進歩して居るのに反して、図書館に関する行政的方面が非常に幼稚の域にあるのは、畢竟日本図書館協会が前述の如き一手販売主義を固執したためではあるまいか。⁴⁸

片倉が「幼稚」という問題意識を持っていた「図書館に関する行政的方面」とは、地方長官や文部省に対する図書館界からの建議(図書館令の改正、国庫からの予算補助などを要求)や図書館関係者と文部省関係者の政策決定段階における折衝などであるが、このような動きは大正末年から本格化する。この背景には、道府県立図書館などの図書館長が、図書館職員からの叩き上げではなく、行政職や他の教育機関に所属していた者が配属されることが多くなっていたことが考えられる。

岩猿敏生はこのような傾向を「文部省もその図書館政策を行なうに当っては、各種の図書館関係者を含み、図書館専門職集団として、とかく議論の多い日本図書館協会を通すよりは、官僚化の進んだ道府県立図書館長と直接協議する方が、話が早いということになる。」⁴⁹として、大図書館長を中心とする会議を開催することによって、効率的な図書館行政の運営を文部省が図っていたと指摘している。

社会教育局が成立した後もこの流れは続き、1930(昭和5)年3月の全国図書館長会議では、「現行図書館法規上改正を要すべき事項如何」という文部大臣諮問が発せられ、道府県立図書館職員による管内図書館への視察の提案を含む答申が作成された。そして、翌年10月には全国道府県立図書館長会議が開催され、文部大臣諮問「地方ニ於ケル中央図書館ノ職能如何」に対し、中央図書館制度のベースとなる各職能が答申された。中央図書館制度の成立にあたって、その主要な意見は文部省主催の大図書館長出席の会議から徴されたことがわかる。

中央図書館制度の成立にあたって、注目すべき集団がもうひとつ存在する。それは、中図協である。前節でも少し述べたが、中図協は、1931(昭和6)年10月の全国道府県立図書館長会議において、創設が議決された。中図協は、従来の研究において「かつての道府県立図書館部会や館長会と同じように、何ら見るべき活動を行うこともなく、1943年に解散した。」⁵⁰といった消極的な評価がなされていたが、近年では、鈴木宏宗によって「中央図書館長協会を組織することにより、中央図書館制度の受け皿を用意した上で、図書館令の改正をうながしたものと見える。」⁵¹として、その意義を再検討する動きも起こっている。

中図協は、「本会ハ中央図書館ニ関スル事項ヲ研究シ之カ改善発達ヲ図リ兼ネテ会員相互ノ親睦ヲ厚ウスルヲ以テ目的」とし、「官立図書館長」、「道府県立図書館長及之ニ準スヘキ公共図書館長」、「六大都市ニ於ケル代表図書館長」をその会員として発足した。⁵²中央図書館となるべき大図書館の長が会員とされたことがわかる。発足にあたって、互選により会員の中から7名の理事が選出されたが、常務理事3名は中央図書館に関する文部大臣諮問答申をまとめた今井貫一と貞松修蔵、そして帝国図書館長の松本喜一であった。

大図書館の長を集めた協会は、以前からその創設の提案がなされていた。1930(昭和5)年3月に開催された文部省主催全国図書館長会議において、協議事項として「図書館長協会設立ニ関スル件」⁵³が静岡県立葵文庫から、つまり貞松から提案されたのである。貞松は、自身がこの提案を「松本帝国図書館長、今井大阪府立図書館長等の賛成を得て」⁵⁴行つたと記している。後の中図協常務理事の間で、この構想が共有されていたことがわかる。しかし、この時点では「会期の短きと斯る公会の席にて斯る会の設立は当を得ない等の事情より之を留保することにした。」⁵⁵としている。文部省主催の権威的な「公会の席」において、特定の館種の業務・経営に関する検討とその長の親睦を図るための団体について協議することは憚られたのだと考えられる。

しかし、翌 1931（昭和 6）年、全国府県立図書館長会議において、文部省の意向として中央図書館たるべき大図書館の職能について諮問がなされる。貞松はこれを好機ととらえ、以下のように行動している。

余の所謂府県立図書館長協会なるものは府県立図書館を地方の中央図書館と見て、中央図書館長協会と改題して同会に提出して可決し其規約等も確定したので直に其の設立を見たのである。⁵⁶

このようにして成立した中図協であったが、早速 1932（昭和 7）年 5 月の第 1 回協議会で、「中央図書館協力ニ関スル事項調査報告」という中央図書館間協力の方針を策定する。この報告が直接改正図書館令に盛り込まれることはなかったものの、制度成立直前に具体的な方針を定めたことは、まさに鈴木 of 指摘する「中央図書館制度の受け皿」としての活動であったといえる。中央図書館制度成立後の中図協は、機関誌である『中央図書館長協会誌』（全 3 号）の発行などを行い、制度の実施・改革について模索していくが、詳細な検討は次章に譲る。

以上のように、中央図書館制度成立直前の図書館界においては、日図協図書館大会・文部省主催道府県立図書館長会議・中図協協議会の 3 種類の会議が大きな力を持っていたことがわかる。その中でも、文部省主催という後ろ盾を持ち、全国の「大図書館長」が集められた道府県立図書館長会議が、中央図書館制度の成立にあたって直接的な力を発揮したことがわかる。次項では、上記の 3 種類の会議で中心的な役割を務め、中央図書館制度の成立を強力に推進した松本喜一に注目し、彼の構想を検証する。

2.3.2 松本喜一による中央図書館構想

本項では、中央図書館制度の成立を強力に推し進めた、松本喜一の主張に注目して、彼が果たした役割について考察する。

松本は、1881（明治 14）年に埼玉県に生まれた。1923（大正 12）年に 2 代目の帝国図書館長に就任、さらには日図協理事長も務めるなど、昭和初期の図書館界における指導者的存在であった。

しかし松本は、帝国図書館に配属されるまでは、師範学校の教諭を歴任するなど、もともとは図書館界と直接の関係を持たない人物であった。そのため、彼の帝国図書館長就任をめぐっては、図書館界から「元帝国図書館長田中稲城君後任問題ニ関スル意見書」⁵⁷が文部省に提出されるなど、風当たりは厳しいものであった。理事長としての日図協の運営にも、青年図書館員連盟の竹林熊彦から「協会ノ無力ナルハ聡明ト政治力トニ欠クルガ故ナリ。（中略）コレハ多年松本喜一氏ト其一党ガ、協会ヲ我物顔ニ振舞ヒタル結果、蘊釀セラレテ協会ノ性格トナリタルモノナリ」⁵⁸と、その強引さへの批判がなされている。

さらに、図書館史研究においても、文部省との連携を重視し、図書館令の改正を主導した松本を批判する見解が大多数である。例えば、石井敦は「（松本は一筆者注）進んで時代の流れに迎合し、図書館員の魂まで売り渡すメフィストの役割を演じたのである。」⁵⁹として痛烈に批判している。

その一方で、近年では、図書館史上における松本の意義への再検討が行われている。鈴木宏宗は、「彼の手法が軋轢を生じるといった問題はあった」としながら、

公共図書館を管轄する文部省と緊密な連携を保ち、図書館令の改正を推進し、日本図書館協会においてもある程度の勢力を有していた。なかでも図書館界の外に向かっての活動、社会の動向にこたえて一般社会へ図書館事業を広めようとした活動は重要である。当時の社会教育との結びつきも彼の特徴であろう。⁶⁰

としている。本稿でも、中央図書館制度の成立にあたって、松本が果たした役割を重視し、これを分析する。

松本は、1923（大正12）年に帝国図書館長に就任しているが、この3年後の1926（大正15）年9月から1927（昭和2）年4月にかけて、アメリカ図書館協会50年記念大会への参加と米欧図書館界の視察を行っている。松本は、この経験を日図協総会や地方図書館における講演会などで語り、またいくつかの業界誌へ寄稿している。その中でも、1927（昭和2）年に前橋市立図書館において行った講演で、松本は以下のように述べている。

実に図書館は広義の教育の総合機関といふべく又然かく経営されねばならぬ。我国の教育は学校教育にのみ偏重したがる弊がある、故に真の文化を高めんためには此の両翼を活動せしめねばならぬ。米国では中心機関として発達せしめて行くが故に非常に立派な図書館を建設する様になり彼地の人々は図書館が都市のシンボルであるとして居る。サンフランシスコへ行つても又ロスアンゼルスにも立派な中央図書館がある⁶¹

松本は、アメリカ社会における図書館の位置づけを「広義の教育の総合機関」と評し、都市における大規模図書館の重要性を指摘している。その上で、大小図書館の連携事業として巡回文庫に注目し、以下のように述べている。

米国では、大図書館が小図書館と連絡して図書供給上巡回文庫が設けてある。日本では図書館は設立するが維持費に金を惜むが故に残念ながら発達が出来ぬ、水も流れざれば腐敗するのとへの通りである、維持費は立派なる成長をなす上に大でなければならぬ、そうして小図書館は大図書館によつて巡回文庫を利用して発達を期さねばならぬ。⁶²

このことをふまえた上で、1928（昭和3）年には、昭和大礼を記念とする図書館建設の時流に合わせて、日本における大図書館普及の必要性を以下のように指摘している。

御大典の記念として新設さるべき図書館は元より市町村の図書館のみではない。府県立又は大都市の図書館は其性質に於いてもまたその規模に於ても町村のそれとはもちろんその趣を異にするもので、地方文化の中心機関として乃至町村図書館等に対する中央図書館として、必要欠くべからざる関係にあるものである。未設置の府県は直ちにこれが建設経営に着手されたいものである。⁶³

ここでは、地方文化の中心機関となる「中央図書館」の性質は、小図書館のそれと異なるものだと指摘しながら、その内容については詳しく述べていない。そのため、ここで述べられている「中央図書館」が、改正図書館令で定められた中小図書館に対する統制と指導を職掌とするものと同義かどうかはわからない。

しかし、翌1929（昭和4）年に、松本が著した論考では、「中央図書館」の位置付けが明確化している。社会教育局の創設を受けて、松本が『社会教育』に寄せた以下の論稿がこれにあたる。まず松本は、国家による図書館統制機関の必要性を主張する。

全国各地の図書館をして均等なる発達を遂げしめ、これ等の中に連絡協同の作業を完らしめ、真に民衆の大学としての十全なる機能を発揮せしむるためには、これを指導し統制してゆくところの有力なる国家の中心機関が必要なのである。これ吾人が国家に対して権威ある図書館調査委員会の組織を望み、或は文部省に図書館課の設置を求めつゝある所以である。⁶⁴

ここで注目すべきなのが、図書館網の構築が、各道府県内のレベルを超えて、国家による指導・統制のもとで全国的に構築されることが志向されたということである。

具体的な統制機関として述べられている文部省図書館課については、前節でも述べた通り、1928（昭和3）年12月の第22回全国図書館大会において、「文部省ニ新設セラルベキ社会教育局ニ図書館課ヲ設ケ全国図書館ノ統一指導ニ任ゼラレタキコト」という建議が文部省に対して提出されていた。結局、図書館課は設置されることはなく、松本も「今新局の組織を見るに、終に図書館課の設置を見るに及ばなかつたのは遺憾にたへざるところである」⁶⁵としている。

一方の「権威ある図書館調査委員会」については、以下のように設置を求めている。

図書館令其他関係法規の改正を始め、其制度と組織とを改善するために英国の例にならひて速かに権威ある調査機関を設けられ、時代の進運に伴ふの改善を断行されるのは、まさに新教育局の第一に着手すべき事項でなければならぬ。⁶⁶

ここでいう「英国の例」とは、1924（大正13年）年にイギリス教育院によって任命された公共図書館委員会のことである。この委員会は、1927（昭和2）年に「イングランドとウェールズの公共図書館に関する報告書」(*Report of Public Libraries in England and Wales*)⁶⁷を教育院に提出し、国立中央図書館を中心とする図書館網の構築を通して、公共図書館の普及・充実を図ることを示している。松本は、日本においても、全国的な図書館の状況を把握し、その普及・充実を目的とした図書館網構築の方策を検討すべきだと構想していた。

結局、松本の提案するような「権威ある図書館調査委員会」は、図書館令の改正を前にしても設置されることはなかった。しかし、松本が大図書館長を集め、中央図書館を核とする図書館網の検討を行う団体は結成された。中図協である。詳細な検証は次章に譲るが、中央図書館制度成立の直前に組織され、戦中に制度のあり方を検討した団体である中図協の活動は注目に値する。

以上のような、国家による図書館統制機関に加えて、松本は地方における図書館統制機関の必要性を以下のように指摘している。

わが国の図書館事業が其機能を十分發揮することを得ないのは（中略）中央並びに地方共に有力なる統制機関なく、従て円満なる協同作業の行はれざる点にあらうと思ふ。試みに地方図書館についてみると、府県には未だ中央図書館としての府県立図書館の設置をさへ見ざるものも少なくなく、随つてまた市町村図書館の活動亦動もすれば孤立的で完全なる協同連繋の作業行はれず、拠るべきの共通基準もない現状は蓋し思ひ半ばに過ぐるものがあるであらう。此際速かに図書館令を改正して未設置の府県に中央図書館の設置を命ずるのは、真に刻下の急務たるを痛感するものである。⁶⁸

社会教育行政の体系化が国家的事業として始まったことを受けて、松本は、国家における社会教育行政の統制を行う社会教育局に対応する形で、地方における図書館行政の統制を行う「中央図書館」の必要性を訴えたのである。そして、この「中央図書館」の設置を図書館令の改正要件として主張した点で、この論稿は画期的だったといえる。それまでは、各自治体への図書館の義務設置や職員の待遇改善などを主題としてきた図書館令改正の要求に、国家的統制の文脈を取り入れ、地方における図書館行政の体系化を司る機関の普及を求めたのである。このような意味で、ここで用いられている「中央図書館」は改正図書館令で定められた中央図書館に極めて近いものであるといえる。

しかし、ここで述べられている「中央図書館」の職能は、図書館事業の「円満なる協同作業」を目的とした「協同連繋」や「共通基準」の策定であった。改正図書館令で定められた

中央図書館制度では、中央図書館による指導や監督といった職能が眼目とされているが、ここではそれが明確に指摘されていない。

松本は、この指導や監督といった職能を、「中央図書館」とは別の主体に委ねようとしていたのである。松本は、同じ論稿の中で図書館の蔵書に対する問題意識を以下のように指摘している。

思想善導の見地からするも、読書の指導の如き、随つて図書の選択の如きは最も注意を要する問題でなければならぬ。(中略)

マルキシズムに関する図書のみを蒐集した青年文庫が東北地方にあつたといふ事であるが、此の如きは元より稀に見る極端なる事例に属すべきものであらうが、果してこれが事実なりとするならば、此の如きは全く指導監督を欠如せる一反映とみるべきではあるまいか。⁶⁹

このような「極端な事例」に対応するため、松本は「図書館専門家乃至其行政事務に練達の士」として中央には社会教育官を、地方には図書館主事の設置を提案している。この論稿の段階では、松本は「中央図書館」による図書館事業の協同連繋と、図書館主事による蔵書や読書に対する指導監督を構想していたのである。

松本がこの論稿を著した2年後、1931(昭和6)年10月の全国府県立図書館長会議において、文部省が中央図書館という呼称を文部大臣諮問として公式に使用する。この諮問の趣旨説明を、文部省職員に代わって松本がしている⁷⁰ことから、松本の主張した「中央図書館」が採用されたのだと考えられる。そして、この諮問への答申が改正図書館令における中央図書館制度のベースとなった。

以上のことから、中央図書館制度の成立にあたって、松本喜一が果たした役割は非常に大きいといえる。松本は、欧米の図書館を実際に視察し、更に図書館協力体制に関する報告書に目を通し、社会教育行政再編の流れの中で、新しい図書館網の構築を構想していた。しかし、実際に誕生した中央図書館制度は、松本が着想を得た海外の図書館制度とは異なるものだった。具体的には、図書館網の中に帝国図書館を組み込むことができなかつたことをはじめ、地方の中央図書館に管内図書館を指導する権限を付与したことなどである。社会主義思想や共産主義思想が問題化していた当時の日本において、これらの問題に対応しつつ、公共図書館の充実と普及を図る制度として変質していったのだと考えられる。

では、施行直後の中央図書館制度はどのように運用されたのか。次節ではこのことについて考察する。

2.4 中央図書館制度の施行

本節では、施行直後の中央図書館制度がどのように実施され、図書館界にどのように受け入れられたのかということをも明らかにすることを目的に、この制度に寄せられた批評、中央図書館の指定、指定された図書館の対応などについて整理する。

2.4.1 成立した中央図書館制度に対する批評

1933(昭和8)年10月、『図書館雑誌』上で改正図書館令特集が組まれる。文部省関係者2名と図書館関係者3名の改正図書館令に関する論稿が掲載されている。

このうち、松尾長造(文部省成人教育課長)は「改正図書館令中、最も注目に値するのは第十条の規定である。」⁷¹とした上で、「恰度師範学校長が当該府県の小学校教育を視察指導するやうに、管内各図書館の事務を視察し指導する任務を帯ぶることゝなつたので職責甚だ重いわけである」⁷²と述べ、中央図書館長の権限の大きさを強調している。

中央図書館長会議などで議論の主導権を握り、図書館令改正を推し進めた松本も「新図書

館令の重点が中央図書館制の確立にあることは何人も直ちに首肯し得る所であらう。」⁷³と重要性を強調している。その上で、ほとんどの町村図書館を「質的に極めて幼稚なもの」、「蔵書は極めて少くして到底読書人の要望を充すべくもない」、「経費の如きに至つては実に公共機関とは思はれぬ貧弱さ」などと痛烈に批判、さらに「青年団等に属する私立図書館中には往々にして購入図書を選択を誤り、青年の教養上寒心に堪へざるが如きものも亦無きにしもあらずであつた。」⁷⁴としている。松本は図書館令施行規則に定められた中央図書館の実施事項と公立図書館職員令に定められた中央図書館長の視察の権限を示し、これらの図書館に対して指導連絡統一を行うことになったのは「斯業史上極めて有効適切なる制度と信ずるもので、新令が依然として府県立図書館の設置を強制し得ざりし欠陥を補ひ得るものとして、吾人は其の効果を将来に期待せんとするものである。」⁷⁵としている。さらに、松本は今後の展望として「中央図書館の活動が単にその道府県内に局限せられずして、更に中央図書館相互の連絡によつて図書館活動の全国的組織化に及ぶの要あるを感ずるものである。従つて国立図書館と地方図書館との連絡等に関し此際特に当局の考慮を払はれんことを切望する」⁷⁶として、全国規模での中央図書館連絡網構築を企図しており、自身が館長をつとめる帝国図書館もここに組み込まれている。帝国図書館を全国中央図書館とし、道府県立図書館を地方中央図書館とする構想は、これ以降も中央図書館長などから頻繁に提出されているが、ここで示されたような松本の見解がもとになっていると考えられる。

松本と同じく、中図協の専務理事を務めていた今井貫一も、この特集号に寄稿している。今井は、従来の道府県立図書館が地方における中央図書館として活動することが、「差出がましい余計のことゝ見られるのでは控へ勝ちにならざるを得ない。」⁷⁷と指摘した上で、中央図書館制度の成立によつてこれらの懸念が払拭され、「遠慮なく思ふまゝに活動することが出来るのである。」⁷⁸としている。そして、その活動の趣旨を以下のように説明している。

中央図書館側より見れば、管内図書館の中核となつて凡ての図書館と脈絡相通し、其の関係によつて指導援助を為すこと、又これを地方図書館側より見れば、同じく其の密接なる関係によつて中央図書館の有する力を遠慮なく利用し、或はその斡旋に依て各自の活動に資することである。かくして管内の全図書館が一体となり、互に協力して活動に備へ、以て機能を全うするを眼目としてゐるのである。⁷⁹

これに続けて今井は、中央図書館が実施すべき活動内容として、図書館令施行規則で定められた実施事項を紹介している。実施事項については「其の大部分は各地に於て既に実行し経験せることであるが、前述の如く控へ気味の作業であつたから、他の図書館管理事項のやうに未だ十分に考究されてあるとは思へぬ。それ故に私は此の機会に態度を更め白紙に還つて根本的にこれを考究する必要を感ずる」⁸⁰として、さらなる検討の必要性を主張している。検討の対象としては、貸出文庫用図書選択の基準、図書館経営の一般的基準と指導方法、標準図書選択の方針、指導教材としての機関誌の整備などが挙げられている。今井はこの年に退職するが、このような問題意識は他の中央図書館長にも引き継がれ、中央図書館長会議や中図協協議会などで検討が行われることとなる。

松本や今井と同じく、中図協常務理事の貞松修蔵もこの特集に寄稿している。貞松も、改正図書館令の中で中央図書館制度は「出色のものであることは異論のないところであらう。」と高く評価している。貞松は施行規則で定められた中央図書館の実施事項を示し、「(中央図書館が―筆者注) 地方の図書館の中心となつてその図書館網を作り連絡して指導誘掖を以て其発達を期せんとせば斯くしなければならぬ」と主張している。

以上のように、『図書館雑誌』の改正図書館令特集号では、中央図書館制度が改正図書館令の中でも特に重要な位置づけがなされている。これらの論考を執筆したのは、図書館令の改正を推進した当事者である文部省関係者と図書館関係者(3名とも中図協常務理事)であり、当然、中央図書館制度に大きな期待をかける記事となっている。

では、図書館令改正の当事者以外の意見はどうであったか。三宅千代二（愛媛県波止浜町立図書館職員）は、町村図書館員の立場からの論考を『図書館雑誌』に寄稿している。三宅は、図書館令の改正が「館界には別段大きなショックを与へ得なかつたのみか一部ではむしろ之を冷視した傾向が無いでは無かつた。然し過渡期のものとしては当分この消極的な改正を是認するより他に仕方もあるまい。」⁸¹として、各自治体への図書館の義務設置が改正図書館令に盛り込まれなかつたことを嘆いている。その一方で、「改正令を一貫して府県中央図書館の充実に意を用ひた当局の労を多とすると、もに新令の完全なる施行に依つて将来の町村図書館運動が之を一期画に秩序整然たる陣容に立直ることが出来ることを喜びの一として挙げて見たい。」⁸²として、中央図書館整備の先に町村図書館の普及・充実があることを期待している。三宅は、町村図書館の経営が系統立てられていないことが不振の原因だとして、「中央図書館が町村図書館を指導監督する以上其の指導体系の確立が必然とされる。爰に始めて町村図書館の諸施設が理論的に統制され、諸事業が学的に指導されることになるであらう。」⁸³として、中央図書館における町村図書館指導体系の確立とその実施の必要性を主張している。三宅の問題意識は町村図書館の充実にあるが、その手段として中央図書館からの指導や協力を利用する狙いがあることを読み取ることができる。三宅の意見を中小図書館関係者総体の意見として扱うことはできないものの、新制度への期待が存在したことは事実である。

では、私立図書館関係者からはどのように見られていたか。出版社の博文館を母体とした私立図書館である大橋図書館⁸⁴、その館長であった坪谷善四郎は、『帝国教育』に以下のような論考を寄せている。

各府県内の図書館を指導し図書事業の振興を計るべき中央図書館は、公立図書館を以て之に充てることに規定されているが、前述の如く県立図書館なき県すらあり、殊に、香川県の鎌田共済文庫、山形県酒田の光丘文庫、千葉県銚子の成田不動の図書館の如きは私立図書館なれど、遙に公立図書館より大にして内容亦充実し、県立図書館なき滋賀県長浜には下郷共済会文庫なる堂々たる私立図書館あり、また奈良県の天理教の図書館なども、実に立派な私立であるから、今後中央図書館として、同管内の図書館を指導するとすればこれら優秀私立図書館を指導するに不釣合が生じて来るであらう。⁸⁵

公立図書館を中心とした制度改革の限界を明確に示しており、坪谷の指摘は適確だといえる。これと同じ趣旨の意見は大学図書館関係者からも示されており、既存の優れた私立図書館や大学図書館の存在と中央図書館の関係は不合理なものだったといえる。この後、学校図書館令や専門図書館令の制定などが構想されるものの、中央図書館制度の改革を図る者たちの関心は主に公立図書館に向けられており、坪谷が指摘した問題点を克服することはできなかった。

以上のように、中央図書館長による管内図書館の指導監督の実施や、施行規則第7条の実施事項をもとにした図書館網の形成、中央図書館を利用した町村図書館振興など、立場によって思惑は異なるものの、中央図書館制度は改正図書館令の眼目としておおむね期待をもって受け入れられることとなった。その一方で、貧弱な公立図書館を念頭に置いて成立したこの制度には、既存の優れた私立図書館関係者から不合理な制度であるとして批判があがった。制度の作成に携わった者が文部省関係者と帝国図書館関係者、道府県立図書館などの「大規模公立図書館」の館長に限られていた点に、限界があったことがわかる。しかし、この点については大きな反省が加えられることはなく、中央図書館制度は施行されることとなる。では、実際に施行された中央図書館制度はどのように運用されたのか。次項ではこのことについて分析を行う。

【表2】「中央図書館指定年一覧」

指定年月日	図書館名	
1933年	9月5日	県立秋田図書館
	9月5日	静岡県立葵文庫
	9月6日	石川県立図書館
	9月8日	鹿児島県立図書館
	9月9日	県立熊本図書館
	9月15日	新潟県立図書館
	9月15日	県立山口図書館
	9月22日	福岡県立図書館
	9月27日	徳島県立光慶図書館
	9月28日	県立長崎図書館
	9月29日	宮城県図書館
	10月3日	県立埼玉図書館
	10月6日	岡山県立図書館
	10月13日	千葉県立図書館
	10月13日	府立京都図書館
10月23日	県立長野図書館	
10月26日	和歌山県立図書館	
11月17日	福島県立図書館	
11月22日	県立鳥取図書館	
1934年	2月6日	高知県立図書館
	2月12日	県立佐賀図書館
	2月26日	県立宮崎図書館
	3月3日	北海道庁立図書館
	4月23日	山形県立図書館
	5月1日	青森県立図書館
	5月1日	富山市立図書館
	5月10日	岩手県立図書館
	5月17日	県立奈良図書館
	6月23日	山梨県立図書館
7月31日	香川県立図書館	
1935年	10月8日	広島市立浅野図書館
1936年	2月19日	愛媛県立図書館
	4月30日	大阪府立図書館
1938年	1月5日	茨城県立図書館
1939年	7月14日	三重県立図書館
1940年	4月	沖縄県立図書館
	7月	福井市立図書館
1943年	5月	滋賀県立図書館
	10月	東京都立日比谷図書館
	11月	前橋市立図書館
1944年	8月	県立大分図書館

奥泉和久編著『近代日本公共図書館年表—1867～2005—』（日本図書館協会、2009年）をもとに作成

2.4.2 中央図書館制度施行による図書館経費等への影響

本項では、中央図書館制度が施行されたことによって、道府県立図書館や地方図書館の経費などにどのような影響があったのかということ进行分析する。改正図書館令第10条で定められた通り、地方長官によって道府県内のひとつの図書館（大抵は道府県立図書館）が指定されることで、その図書館が中央図書館としての事業を開始する。【表2】「中央図書館指定年一覧」によると、1933（昭和8）年に19の府県で、翌1934（昭和9）年に11の道県で指定が行われ、全道府県の半分以上で中央図書館が成立している。その後、中央図書館の数は少しずつ増えていくが、結局岐阜や兵庫などでは最後まで中央図書館の指定をみることはなかった。

では、中央図書館への指定により、道府県立図書館に特別な配慮がなされたのだろうか。このことについて、ここでは経費の増減に注目して考察を行う。

1933（昭和8）年度から1937（昭和12）年度までの、中央図書館経費の推移は【表3】の通りで、年度ごとの増加分を示したのが【表4】である。中図協編纂の『中央図書館状況』には、1934、35（昭和9、10）年度の増加費目と増額の理由が示されているが、中央図書館としての事業実施を理由としているのは、青森、宮城、富山、山口のみである。増額となった費目は、館費や俸給・雑給が多いものの、山口では「調査研究指導費」として200円が計上されている。⁸⁶また、富山における1934（昭和9）年度の約1,000円の増額のうち、500円は巡回文庫新設の費用として計上されている。⁸⁷県立図書館が存在しなかった富山においては、富山市立図書館が中央図書館に指定された。中央図書館の実施事項として定められていた、管内全域を対象とする貸出文庫事業が予算要求の鍵になったのだと考えられる。このほか、1936（昭和11）年度の大阪における大幅な増額には、府立図書館の中央図書館への指定が関係していると考えられる。

しかし、大阪以外に予算面で大幅な増額を見せたところは見当たらず、中央図書館制度の施行が道府県立図書館の充実にもたらした恩恵は極めて限定的だったといえる。この背景には、施行規則第7条で定められた中央図書館の実施事項が、従来の道府県立図書館で行われていたことと大差がなく、予算要求の根拠として機能しなかったということが考えられる。実際に、貸出文庫の運営や標準目録の作成、講習会や協議会の開催、図書や図書館用品の購

入幹旋などに関する事業は、従来の活動を継続・発展させる形で実施されており、⁸⁸これに加えて、管内図書館の視察に供する交通費の増加など、道府県立図書館にかかる負担は大きなものになっていった。

この後、中央図書館長会議などで館長給の国庫補助などが建議されたほか、中央図書館における経費標準なども策定されるが、実現には至っていない。文部省も中央図書館奨励を目的する 500 円程度の交付金を出すようになるが、予算拡充への根本的な解決策とはならなかった。

【表 3】 「中央図書館経費の推移」 (単位：円)

図書館名 () 内は中央図書館に指定された年	1933年度	1934年度	1935年度	1936年度	1937年度
北海道庁立図書館(1934)	16,406	16,856	16,414	16,631	16,631
青森県立図書館(1934)	9,964	11,386	10,890	9,553	9,653
岩手県立図書館(1934)	7,586	7,638	7,551	7,648	8,148
宮城県立図書館(1933)	13,185	13,136	14,332	14,108	7,952
秋田県立秋田図書館(1933)	12,614	12,693	12,747	12,855	13,285
行啓記念山形県立図書館(1934)	7,656	8,257	7,731	8,590	8,599
福島県立図書館(1933)	6,948	7,006	6,956	6,920	7,187
茨城県立図書館(1938)	8,071	8,102	7,634	7,940	-
埼玉県立埼玉図書館(1933)	9,709	9,523	9,527	9,527	9,744
御成婚記念千葉県図書館(1933)	9,943	15,756	17,255	17,820	17,987
明治記念新潟県立新潟図書館(1933)	17,315	18,330	18,299	17,995	18,292
富山市立図書館(1934)	10,431	11,475	12,597	12,539	13,203
石川県立図書館(1933)	16,173	16,368	17,634	19,300	19,741
山梨県立図書館(1934)	8,767	9,176	9,137	9,269	9,281
県立長野図書館(1933)	20,991	19,541	18,460	18,603	18,530
静岡県立葵文庫(1933)	19,340	19,321	18,158	17,475	17,418
京都府立京都図書館(1933)	-	-	-	32,170	32,350
大阪府立図書館(1936)	65,134	68,233	69,333	99,063	93,084
奈良県立奈良図書館(1934)	9,788	10,129	11,372	11,428	11,265
和歌山県立図書館(1933)	8,941	10,777	10,688	11,531	12,319
鳥取県立鳥取図書館(1933)	13,163	13,011	13,238	13,514	13,357
岡山県立図書館(1934)	19,477	20,080	19,497	19,837	19,837
広島市立浅野図書館(1935)	-	-	-	14,867	15,239
行啓記念山口県立山口図書館(1933)	17,121	17,526	17,655	18,849	18,348
徳島県立光慶図書館(1933)	11,263	11,448	11,680	11,119	10,887
香川県立図書館(1934)	-	4,491	4,635	4,635	4,635
愛媛県立図書館(1936)	-	-	-	10,401	11,281
高知県立図書館(1934)	9,492	9,581	9,583	9,656	9,656
福岡県立図書館(1933)	26,752	28,646	28,791	29,862	29,691
佐賀県立佐賀図書館(1934)	11,606	11,445	11,494	11,583	12,105
長崎県立長崎図書館(1933)	-	-	-	17,371	18,508
熊本県立熊本図書館(1933)	14,491	15,489	14,822	14,782	14,747

県立大分図書館(1944)	3,652	4,068	4,040	4,530	-
宮崎県立宮崎図書館(1934)	7,741	7,695	7,622	7,674	7,718
鹿児島県立図書館(1933)	17,914	18,382	18,215	17,901	17,953

1933, 1934, 1935 年度の経費については『中央図書館状況』（中央図書館長協会、1935 年、表 2、石川県立図書館所蔵）をもとに、1936 年度の経費については『全国図書館ニ関スル調査』（1936 年 4 月現在、日本図書館協会、66, 67 頁）をもとに、1937 年度の経費については『中央図書館ニ関スル調査』（1937 年 4 月現在、文部省社会教育局、6 頁）をもとに作成

【表 4】「中央図書館経費の推移（増加分）」（単位：円）

図書館名 () 内は中央図書館に指定された年	1934年度 増加分	1935年度 増加分	1936年度 増加分	1937年度 増加分
北海道庁立図書館(1934)	450	-442	217	0
青森県立図書館(1934)	1,422	-496	-1,337	100
岩手県立図書館(1934)	52	-87	97	500
宮城県立図書館(1933)	-49	1,196	-224	-254
秋田県立秋田図書館(1933)	79	54	108	430
行啓記念山形県立図書館(1934)	601	-526	859	9
福島県立図書館(1933)	58	-50	-36	267
茨城県立図書館(1938)	31	-468	306	-
埼玉県立埼玉図書館(1933)	-186	4	0	217
御成婚記念千葉県図書館(1933)	5,813	1,499	565	167
明治記念新潟県立新潟図書館(1933)	1,015	-31	-304	297
富山市立図書館(1934)	1,044	1,122	-58	664
石川県立図書館(1933)	195	1,266	1,666	441
山梨県立図書館(1934)	409	-39	132	12
県立長野図書館(1933)	-1,450	-1,081	143	-73
静岡県立葵文庫(1933)	-19	-1,163	-683	-57
京都府立京都図書館(1933)	-	-	-	180
大阪府立図書館(1936)	3,099	1,100	29,730	-5,979
奈良県立奈良図書館(1934)	341	1,243	56	-163
和歌山県立図書館(1933)	1,836	-89	843	788
鳥取県立鳥取図書館(1933)	-152	227	276	-157
岡山県立図書館(1934)	603	-583	340	0
広島市立浅野図書館(1935)	-	-	-	372
行啓記念山口県立山口図書館(1933)	405	129	1,194	-501
徳島県立光慶図書館(1933)	185	232	-561	-232
香川県立図書館(1934)	-	144	0	0
愛媛県立図書館(1936)	-	-	-	880
高知県立図書館(1934)	89	2	73	0
福岡県立図書館(1933)	1,894	145	1,071	-171

佐賀県立佐賀図書館(1934)	-161	49	89	522
長崎県立長崎図書館(1933)	-	-	-	1,137
熊本県立熊本図書館(1933)	998	-667	-40	-35
県立大分図書館(1944)	416	-28	490	-
宮崎県立宮崎図書館(1934)	-46	-73	52	44
鹿児島県立図書館(1933)	468	-167	-314	52

1934, 1935 年度増加分については『中央図書館状況』（中央図書館長協会、1935 年、表 2、石川県立図書館所蔵）をもとに、1936 年度増加分については『全国図書館ニ関スル調査』（1936 年 4 月現在、日本図書館協会、66, 67 頁）をもとに、1937 年度増加分については『中央図書館ニ関スル調査』（1937 年 4 月現在、文部省社会教育局、6 頁）をもとに作成

一方、中央図書館による指導連絡統一の対象となった公共図書館の経営状況は、どのように変わっていったのか。史料から、管内図書館の経常費拡充のために中央図書館長が市町村長にはたらきかけていることがうかがえる。石川県立図書館長の中田邦造は、1935（昭和 15）年 1 月に管内図書館の経費充実を目的に、「町村図書館明年度予算計上ニ関スル件」と題した以下の依頼文書を町村長宛に送っている。

県下ノ図書館事業ニ関シテハ一昨年八月改正図書館令ノ公布アリテ以来着々各方面ヨリソノ振興策ヲ講ジヨリ候処町村立図書館費予算ニ関シテモ合理的ナル目標ヲ定メ漸次実質の充実ヲ期シ度存候差シ当リ明年度予算編成ニ際シテハ別紙印刷物ノ如ク一面各館標準予算額ノ実現ニカムルト共ニ多面費目ノ更改ヲハカルヨウ貴町村図書館長宛通告致シ置候ニ付貴職ニオカレテモ右事情御諒知ノ上斯業ノ発達ノタメ特別ノ御高配相成度此段御依頼ニ及ビ候也⁸⁹

また、図書館未設置の町村に対しては、以下の依頼文書を送っている。

県下ノ図書館事業ニ関シテハ一昨年八月改正図書館令ノ公布アリテ以来着々各方面ヨリソノ振興策ヲ講ジヨリ候処町村立図書館ニ関シテハ県社会教育当局ヨリモ未設置町村ノ絶無ヲ期シ既設ノモノモ速ニソノ充実ヲ図ルヨウ考慮有之候貴町村ノ如キニ未ダ公立図書館ヲ有セラザルコトハ甚ダ遺憾ニツキ設置方ニツイテハ切ニ御攻究煩シ度即時新設不可能ノ場合ト雖モ別紙図書館費標準額ニ準ジ私立図書館・青年団文庫・小学校児童文庫等へ公費交付ノ方法ヲ講ジ町村民ノ読書普及ノタメ特別ノ御高配相成度此段御依頼ニ及ビ候也⁹⁰

改正図書館令では市町村立図書館の義務設置は採用されなかったものの、中田は石川県内すべての市町村に図書館を普及させ、その内容を充実させることを期し、町村長に働きかけている。

では、このようなはたらきかけは予算の増額や図書館の新設などの成果につながったのだろうか。以下では、1936（昭和 11）年 4 月現在の『全国図書館ニ関スル調査』を参考に、本章第 1 節で見た 1931（昭和 6）年の調査結果との比較を行い、この間にどのような変化があったのかを考察する。

この調査では、1936（昭和 11）年 4 月現在の 4,609 館の公共図書館を対象としている。図書館の総数は約 300 増加している。

まず蔵書冊数については、【表 5-1】「蔵書冊数別図書館数」によると、1,000 冊未満の館が全体の 66.28%であり、5.46%減少している。その一方で、1,000 冊以上 5,000 冊未満の館は全体の 26.86%で、4.77%増加しており、単純な蔵書数の充実という観点からいえば改善傾

向が見られる。

しかし経費については、【表 5-2】「経費別図書館数」によると、最も低い区分である 50 円未満の館が全体の 44.4%で 2.0%増加している一方、50 円以上 500 円未満の館は全体の 38.1%で、2.12%減少しており、悪化の傾向が見られる。

館舎については、【表 5-3】「館舎別図書館数」によると、独立の館舎が増加傾向にあるものの、依然として 9 割近くの公共図書館が独立の館舎を有していないことがわかる。

【表5-1】 「蔵書冊数別図書館数」

蔵書数	館数 (館)	割合 (%)
1,000冊未満	3,055	66.28
1,000冊以上 5,000冊未満	1,238	26.86
5,000冊以上 10,000冊未満	136	2.95
10,000冊以上 30,000冊未満	113	2.45
30,000冊以上 50,000冊未満	33	0.72
50,000冊以上 100,000冊未満	23	0.50
100,000冊以上	11	0.24
総計	4,609	100.00

『全国図書館ニ関スル調査』（文部省
社会教育局、1936年4月現在、5頁）
をもとに作成

【表5-2】 「経費別図書館数」

年間経費	館数 (館)	割合 (%)
50円未満	2,045	44.4
50円以上 100円未満	950	20.61
100円以上 500円未満	806	17.49
500円以上 1,000円未満	102	2.21
1,000円以上 1,500円未満	60	1.30
1,500円以上 2,000円未満	29	0.63
2,000円以上 2,500円未満	31	0.67
2,500円以上 3,000円未満	33	0.72
3,000円以上 5,000円未満	34	0.74
5,000円以上 10,000円未満	24	0.52
10,000円以上 15,000円未満	7	0.15
15,000円以上 20,000円未満	6	0.13
20,000円以上 30,000円未満	4	0.09
30,000円以上 40,000円未満	1	0.02
40,000円以上 50,000円未満	4	0.09
50,000円以上	2	0.04
不詳	440	9.55
総計	4,609	100.00

『全国図書館ニ関スル調査』（1936年4月現在、文部省社会
教育局、8頁）をもとに作成

【表5-3】 「館舎別図書館数」

		館数 (館)	割合 (%)	
独立ノ 館舎ヲ 有スル モノ	県立	41	0.89	
	市立	73	1.58	
	町村立	169	3.67	
	私立	192	4.20	
独立ノ 館舎ヲ 有セザ ルモノ	市立	小学校ニ付設	57	1.24
		公会堂ニ付設	12	0.26
	町村立	小学校ニ付設	2,610	56.63
		役場内ニ付設	124	2.70
		公会堂ニ付設	20	0.43
		不詳	139	3.02
	私立	小学校ニ付設	813	17.64
		役場内ニ付設	26	0.60
		青年会館ニ付設	63	1.37
		神社寺院教会	46	1.00
		公会堂 教育会館	86	1.87
		不詳	138	2.99
		総計	4,609	100.00

『全国図書館ニ関スル調査』（文部省社会教育局、1936年4月現在、9頁）をもとに作成

【表5-4】 「職員数」

	専任 (人)	兼任 (人)
公立	1,534	6,811
私立	796	2,327
計	2,330	9,138

『全国図書館ニ関スル調査』（文部省社会教育局、1936年4月現在、11頁）をもとに作成

職員については、【表 5-4】「職員数」によると、全体で 11,468 人となっており、約 2,000 人の増加が認められる。内訳としては公立図書館職員が約 1,400 人増加し、私立図書館職員は約 600 人増加している。就業形態から見ると、専任職員、兼任職員ともに約 1,000 人ずつ増加している。職員全体の中で、兼任職員の割合については、公立図書館では依然として 8 割以上を占めているものの、私立図書館では 74.5%で 12.4%改善している。このことに関する明確な原因はわからないが、公立図書館における状況に大きな改善が見られないことから、中央図書館制度の施行によってもたらされた結果ではないと考えられる。

以上のように、1931（昭和 6）年から 1936（昭和 11）年の間で、蔵書数や施設の面で若干の改善が見られるものの、経費や公立図書館における職員の就業形態といった面では、状況にほぼ変化が見られないか、ともすれば悪化の傾向を示している。石川県においては、中央図書館長の中田から町村長に向けて図書館経費拡充の依頼がなされるなど、管内図書館振興のための動きがとられていた事実がみられるものの、中央図書館制度の施行によって管内公共図書館が新たな恩恵を受けることは少なかったと考えられる。

このように、公共図書館の振興が進まない中で、中央図書館制度の統制的側面は機能したのか。次項では、中央図書館長に認められた管内図書館の視察に注目し、この点について考察を行う。

2.4.3 中央図書館長による管内図書館の視察

職員令第 2 条で定められた、中央図書館長による管内図書館の視察はどのようなものだったのか。本項ではこのことについて考察する。まず、視察の手続きについて石川県を例に見る。1933（昭和 8）年に中央図書館に指定された石川県立図書館において、館長の中田邦造による管内図書館の視察が行われていた。1934（昭和 9）年 2 月 3 日付で、中田は管内図書館長に対して以下の通知を発している。

当館事御承知の如く昨年九月を以て石川県中央図書館として指定せられ今後県内各図書館とは特別なる関係に立つことと相成居り候（文部省令一改正図書館令施行規則第七条参照）就ては小職も今後一定計画の下に各館を歴訪視察して（勅令第一七六号公立図書館職員令第二条）貴職とも種々談合いたし県下図書館界の発展に資したく考慮いたしをり候⁹¹

この後、中田は頻繁に管内図書館の視察を行っている。『中央図書館長協会誌』には、視察の際に中田が心掛けていることが、「視察に出かける場合には必ず町村長や社会教育委員を図書館員と一緒に集ってもらふ。そして図書館長から図書館経営の方針乃至実施状況を聴取し、町村治一覽によつて若干の質問を発すれば、その図書館が生きてゐるか死んでゐるかは直ちに判明する。」⁹²と記されている。視察の内容を『石川県中央図書館報』などで発表しているが、その内容は優れた図書館に関する事例を肯定的に紹介し、他の図書館の参考になること企図した内容となっている。⁹³

その一方で、管内図書館への視察によって蔵書の取り締まりを実施し、その内容を公にしている館長も存在する。乙部泉三郎（県立長野図書館長）は 1934（昭和 9）年 5 月の第 28 回全国図書館大会において「長野県の図書館に就て」という講演を行っており、この講演で管内図書館への視察の際に蔵書構成への指導を行った旨を以下のように述べている。

二十五歳の青年を会長とする青年会のその図書館の蔵書はどういふものかといふと、小説が第一に多い。その次には、いはゆる左翼思想に関連するもの、社会科学に関するものが多い。その次にはエロ、グロといふやうなものが肩を並べて居つて、青年達が最も必要としなければならない筈のもの、繭に関するもの、或は農業に関するやうな書物

は殆どそこに姿を見せないといふうやうな状況であつたのであります。しかも斯様な書物の中には発売禁止の書物が平気で一冊ならず二冊三冊と並んで居る。それを誰も発見しなければ気が付く者もない。しかし幸なことに斯様な本も殆ど実際には手に触れて居なかつたのであります。⁹⁴

乙部はこの後、町村当局にこの様子を報告し、当局者は愕然として以後は注意する旨の返答を行ったと述べている。その上で乙部は、「青年団立の図書館といふものは出来得るだけ町村立に直したらいゝだらう」⁹⁵として、学校や役場と連携して、町村立図書館の蔵書構成などに注意を払う必要があると主張している。

では、中央図書館長による管内図書館の視察が効率的だったかという、その限りではないことを乙部は以下のように述べている。

実際五百余もある図書館を一つの山を越えて行けば半日乃至一日かゝつてしまふといふやうな図書館が相当あるのに、どうして短時日に廻りきれませうか、さういふことは言ふべくして行はれない。数年間に一回廻れれば先づ最上であると思ひます。⁹⁶

しかし、数年間に1回程度の視察では、多くの図書館を放任していることになるとして、乙部はそれを防ぐために県下約500の図書館に『農村図書館経営の手引』と題するパンフレットを無償配布している。このパンフレットの中で、乙部が実際の視察で行った蔵書構成に関する指導の方針は、以下のように記されている。

発売されてゐる書物の中にも非常にいかゞはしい物があるのであります。害あつて益の無いものもあります。これ等の中から選択するのでありますから、実際は極めて難しい仕事であります。殊に危険なる思想を小説等に盛つたものも多いのでありまして、青年男女はこれ等によつていつの間にか感染させられると云ふ事もあるのであります。⁹⁷

以上のように、乙部の言動には明確に思想善導の意図が見られ、中央図書館長に与えられた視察の権限が、統制や弾圧につながり得たことを示している。ただし、乙部は他の中央図書館長に比べてより思想問題への強い関心を示しており、これは中央図書館長としての彼自身の立場に加え、長野という土地柄も大きく関係していたと考えられる。蚕糸業が盛んだった長野では、昭和恐慌による生糸の価格下落が農村に与えたダメージは深刻で、左翼思想が農民や教員の間で大きな力を持っていた。このような長野において、1933（昭和8）年における県立図書館の中央図書館の指定は、二・四事件（教員赤化事件）によって思想的な弾圧が加えられた矢先のできごとであった。そのため、長野における中央図書館の指導としては、町村図書館の普及や充実といったこと以上に、蔵書構成や資料の閲読などについて思想的な問題をはらんでいないかということが、より大きな命題として意識されていたのだと考えられる。

このような指導は、当時の教育目標である思想善導に即したものであり、指導者としての中央図書館長にとっても指導の方針が立てやすいものだったと考えられる。しかし、管内図書館の振興を目的とした指導体系の確立はなされておらず、中央図書館長会議や中図協協議会などで、指導要項の策定に関する協議が行われることとなる。次項では、このような内容も含め、施行された中央図書館制度の検討・改革がどのように進められたのかということについて考察する。

2.4.4 中央図書館制度の検討・改革の開始

中央図書館制度の検討・改革は、実際に制度が施行される直前からはじまる。

1933（昭和8）年5月には、中央図書館長協会（以下、中図協）の第2回協議会が開催されている。⁹⁸この会議は、中図協会員34名と文部省職員2名が参加する規模のものだった。協議題として提出されたのは、府県立図書館未設置の府県に対して設置を督励することや、中央図書館の組織・設備の標準の策定に関することなどだった。

この中で、中央図書館の組織・設備の標準の策定に関しては、前年に開催した中図協第1回協議会で選出された調査委員が調査を行っていた。委員を代表して、松本喜一が原案を述べ、会員からの意見書を募集することにし、修正を加えた上で確定することが決定された。

さらにこの会議では、乙部泉三郎から「地方図書館指導要項如何」という協議題が提出されている。この協議題については、出席会員による意見交換や状況報告が行われたとの記述があるが、その内容は不明である。しかし、中央図書館制度施行後も指導要項の策定に関する議論は続けられており、このことは中央図書館長にとっての懸案事項だったといえる。そして、この会議から1カ月後、改正図書館令が公布されることとなる。

改正図書館令公布の翌年、1934（昭和9）年5月に第1回中央図書館長会議（文部省主催）が開催される。この会議は、全国の中央図書館長、道府県立図書館長、台湾・朝鮮・満鉄図書館長の計30名と文部省関係者、帝国図書館長の計13名、総計43名が出席していた。ここでは、文部大臣への建議事項として、中央図書館設置促進に関して職員の定員や経費の標準を制定すること、中央図書館への補助金・奨励金・館長給の国庫負担などが協議された。これらの協議題については、これ以降毎年のように協議され、文部大臣へ建議されることとなる。

中央図書館制度の具体的内容に関する協議では、「市町村図書館視察及指導要綱ヲ本会議ニ於テ協定スルノ件」が大田光次（福岡県立図書館長）から提出されている。これは、前年の第2回中図協協議会で乙部が提案したものとほぼ同じ内容だった。結局この問題は、松本喜一の提案により、要項は中図協において取りまとめることとなった。中央図書館制度が施行されても、肝心の中央図書館による管内図書館への指導内容が漠然としており、当事者である中央図書館長達にも共通の理解がなかったことがわかる。

さらにこの会議では、帝国図書館の位置づけを変更することが協議された。北島貞頭（京都府立図書館長）から「地方中央図書館ノ統制連絡ヲ計ルノ機関トシテ速ニ帝国図書館ノ官制ヲ改正セラレタキ件」が提出されたのである。北島はその趣旨を「之（帝国図書館―筆者注）をして（一）地方図書館指導統制の中心機関（二）図書相互貸借の全国決済機関たらしめ（三）図書館員養成機関を其の事業とすること其他」⁹⁹と説明している。このほかにも、イギリスの国立中央図書館を範にとり、帝国図書館の一事業として全国中央貸出図書館を設置すること（柿沼介満鉄大連図書館長提出）や、全国に散在する重要な図書文献の統合目録の編纂を帝国図書館がすること（山中樵台湾総督府図書館長）などが協議題として提出されており、帝国図書館の機能拡充への期待が大きかったことがわかる。

しかし、これらを実現するためには帝国図書館官制を改正する必要がある。当時の官制では、帝国図書館は地方図書館に対して直接指導力を発揮することができなかった。改正図書館令により、地方における中央図書館の指定が始まったものの、帝国図書館はその動きから取り残されていた。しかし、帝国図書館長である松本はこの会議にも出席しており、指導要綱の策定を中図協の事業に移行させるなど、中央図書館長達に対して強いリーダーシップを発揮していた。松本本人や松本と問題意識を同じくする図書館長達が、帝国図書館を頂点とした、より厳密な意味での図書館網の国家的な体系化を目指していたことを読み取ることができる。

この会議の翌年、1935（昭和10）年5月に中図協第3回協議会が開催される。中図協会員27名と文部省関係者2名が出席する規模のものだった。この協議会には、文部大臣から「中央図書館ノ充実ニ関シ最モ適切ナル方案如何」という諮問が発せられている。この諮問

への答申は、「中央図書館ノ充実ニ関シテハ現行勅令、省令、通牒等ノ実施ニツキ一層督励セラルヲ第一要件トシ特ニ左記ノ諸項ニツキ最低標準ヲ以テ最モ適当ナリト認ム」¹⁰⁰という趣旨のもと、①職員の定員 ②経費 ③蔵書冊数 ④設備 の各項目に関する標準の制定が必要だと主張された。経費に関しては、補助金や館長給の国庫負担が要求されている。標準の制定、経費の国庫負担を求める内容は、前年の中央図書館長会議における協議の内容を反映してのものだったといえる。

さらに「経営指導ニ関シテハ」として、「要綱ヲ定ムル調査機関ヲ設クル事」、「文部省ニ専任指導官ヲ置ク事」、「官制ヲ改メ帝国図書館ヲシテ地方図書館ヲシテ地方図書館ヲ指導セシムル事」¹⁰¹が答申されている。ここでも、前年の会議で取りざたされた指導要項の策定と帝国図書館の全国中央図書館化の必要が述べられている。そして、会議では中央図書館経営指導要綱調査委員が選出され、調査が始められることとなった。これらのことについては、この会議において中図協理事に選出されたうえ、要綱調査委員にも任命された¹⁰²中田邦造が『石川県中央図書館月報』において、以下のように述べている。

中央図書館の経営従つて地方図書館への指導の内容に関しては、今日の如く文部省令にその抽象的項目を羅列してあるだけでは甚だ不充分である。例へば指導とか研究とか機関紙の刊行とかを必要とするといふも、如何なる内容の指導で研究であり機関紙であるか、無内容なる言葉の俚では不充分である。それらのことについては速かに調査機関を設けて方針が確立されねばなるまい。之は中央図書館長協会の仕事として適はしく、会議はこのことを文部大臣に対して答申すると共に、直ちに自らの力でもこの調査に取かゝることに決したのである。¹⁰³

ここでいう文部省令とは図書館令施行規則のことであり、抽象的項目とは、第7条で定められた貸出文庫の設置や図書館経費の調査・研究・指導、図書館書籍標準目録の編纂頒布など8項目のことである。多くの図書館関係者に歓迎された中央図書館制度であるが、成立から2年たっても、その内容の検討・改革は遅々として進捗を見なかったことがわかる。

翌1936（昭和11）年11月に第2回中央図書館長会議（文部省主催）が開催される。中央図書館長、府県学務部関係者の計43名と文部省関係者、帝国図書館長の計11名、総計54名が出席する規模の大きな会議だった。冒頭で、文部省からの指示事項として、以下の7点が述べられた。

- 一 図書館職員教習施設ノ件
- 二 司書検定試験ノ件
- 三 管内図書館視察励行ノ件
- 四 図書選択ニ関スル件
- 五 図書館付帯施設ニ関スル件
- 六 中央図書館相互図書貸借ニ関スル件
- 七 図書館普及ニ関スル件¹⁰⁴

このうち、第三項目の内容は「政府は中央図書館制度の運用に関し其重要事項として館長の管内図書館事務視察を規定したが未だ実績不十分である、周到なる計画を以て励行せられたい。」というものだった。これに対する中央図書館長の反応は、「長崎・福島・長野・福岡より実施状況を述べ、視察の権限範囲等を明確にされると共にその旅費を国庫より補助せられたい等の要求も出でた。」¹⁰⁵というものだった。この時点でも、まだ指導内容に関する共通の理解が存在しなかったことがわかる。

その一方で、第六項目の資料相互貸借に関する事項では、その方針が決まりつつあった。文部省による指示の内容は以下のとおりである。

社会大衆に調査研究の利便を与ふることは図書館機能拡充の重要方針の一で殊に特殊研究資料の融通利用の如きは学術研究上欠くべからざる所であるから各中央図書館に於ては出来るだけ早く其所蔵目録を作製交換し相互貸借の途を講ぜられたい。

これに対し、複数の中央図書館長から全国的総合目録作成の完成と全国的図書利用の実現を目指すという意見があがったが、最終的には松本喜一から「現在にては全国的規定も作れないので各地方ブロックにて実施し、然る後全国的に為したい」¹⁰⁶との意見が述べられた。地方ブロックごとでの図書館協力は、1943（昭和 18）年に作成された「中央図書館令制定ニ関スル建議」などに盛り込まれているが、この時点でその原型となる構想があったことがわかる。しかし、資料相互貸借が実際にどの範囲内でどのように行われたかということを示す有力な史料を発見することができなかつたため、実態は不明である。

そのほか、第一、第二項目では、中央図書館における職員教習施設を設置・拡充することや、司書検定試験合格者を職員として積極的に採用することなどが勸奨された。

これら指示事項に関する討議のあと、文部大臣諮問「中央図書館ノ機能増進上特ニ努力スベキ事項如何」に関する審議へと移る。このとき作成された答申が以下のものである。

- 第一 先ヅ中央図書館自体ノ充実ヲ図リ管下図書館指導ニ必要ナル経費ト人的組織トニ遺憾ナカラシムルコト
之レガ為メニ特ニ左記諸項ニ注意ヲ払フベキコト
 1. 中央図書館職員ノ教養ヲ高メソノ待遇ヲ改善シテ職員力ノ増大ヲ図ルコト
 2. 活動資源タル経常費特ニ貸出文庫費、教習施設費ソノ他視察指導ニ要スル経費ヲ充実スルコト
 3. 各種ノ社会教育的付帯施設ヲ実施シ社会文化ノ中枢機関トシテノ実ヲ挙グルコト
- 第二 管内図書館ノ指導ニ関シテハ指導精神ヲ確立シ図書館ノ諸施設ヲシテ常ニ地方ノ実情ニ適応セシメ以テ図書館利用ノ徹底ヲ図ルコト
之レガ為メニハ特ニ左記諸項ニ注意ヲ払フベキコト
 1. 図書ノ配給ヲ完全ニシ地方図書館ノ図書ノ不足ヲ補ヒ以テソノ機能ヲ充実セシムルコト
 2. 進ンデ読書指導ヲ為シ読書相談ニ応ズル等図書ノ利用ヲ民衆生活ニ即セシムルコト
 3. 図書館ノ普及ニ務ムルト共ニ相互ノ連絡提携ヲ密ニシ有機的活動ヲ可能ナラシムルコト
- 第三 文部省ニ図書館課ヲ設ケ指導監督官ヲ置キ又帝国図書館ノ官制ヲ改正シテ全国中央図書館タラシムルコト¹⁰⁷

第一項目では、職員の養成・経費の充実・付帯施設の実施、第二項目では、蔵書の充実・読書指導の実施・図書館間の有機的な連携、第三項目では帝国図書館の全国中央図書館化が述べられている。これらの内容は、過去の中央図書館長会議や中図協協議会などで議論してきたものと大きく異なるところはない。

中央図書館による管内図書館への指導の内容については、第二項目で管内図書館への指導精神を確立することが必要だとしている。その具体的内容は、従来議論で提示されたものと大きく異なるところはないものの、読書指導・読書相談が実施事項として新たに取り入れられている。これらは、利用者の読書に介入する教育的行為ではあるものの、あくまで民衆生活に即したものであり、対米英開戦後に実施される東亜の「指導者」たる日本国民の教養向上を目的とした錬成とは異なるものだと考えられる。

同会議ではその後、各道府県提出の協議題に関する討議が行われた。この中で注目に値するものとして、中央図書館長による管内図書館への影響力を強化する旨の協議題があげられる。廿日出逸暁（千葉県中央図書館長）提出の「中央図書館長ヲシテ社会教育主事又ハ県視学ノ兼務ヲ認メ以テ県内図書館事業ノ監督並職員ノ進退任免ニ関与セシムルコト」がこれにあたる。改正図書館令とその関係法規で定められた中央図書館長の権限は、いずれも図書館経営に関する技術的指導の範疇に収まるものだった。しかし、ここで提案された中央図書館長に視学の権限を与えるということは、人事に関する内申権を与えるということであり、これは中央図書館長に行政的指導を認めることを意味する。

これに対する反応として、『図書館雑誌』には「兼任せずとも熱意を以てすれば事実上本提案の趣旨は十分に達せらるべし」と記されており、文部省関係者に制度化の意向がなかったことを示している。一方、貞松修蔵（静岡県立葵文庫長）は『葵文庫ト其ノ事業』でこの協議題に対する回答を「千葉県、長崎県提出の社会教育主事県視学の兼任の件は府県人事の事務上の問題であるから種々都合の悪しき点ありて留保することゝした。」¹⁰⁸と報告している。中央図書館長の熱意次第で事実上達成されるとの回答は、中央図書館長の権限が視学や社会教育主事に匹敵するものと想定されていたととることができる。しかし実際には、視学や社会教育主事の職掌との区別を行うことを回避するために、文部省関係者が提案を保留したのだと考えられる。この協議題と同様の趣旨の要望は、本章第2節で扱う図書館法規研究会（1940（昭和15）年発足）でも提案されており、図書館関係者の中にはあくまでも制度化を望む者がいたことを示している。

以上のことから、改正図書館令公布直後から、中央図書館長会議や中図協協議会などを中心として中央図書館制度の検討・改革が開始されたものの、1936（昭和11）年当時まで大きな進捗がなかったことがわかる。議論の内容としては、中央図書館長による指導内容の具体化や要項策定、図書館間における協力事業の模索、経費や職員の待遇に関する問題、帝国図書館の全国中央図書館化構想などが挙げられる。

2.5 考察

本章では、中央図書館制度の成立過程と施行直後の中央図書館・地方図書館の経営状況について考察を行った。中央図書館制度がどのような問題意識の中で誕生し、どのように施行されたのかということを理解することを目的として、具体的には、1920年代はじめから1936（昭和11）年までを対象とした。

中央図書館制度成立の背景には、社会主義思想などの蔓延への危機感から、中小図書館における自由な読書を許容できないという思想統制的な側面があった。その一方で、蔵書・予算・職員などが貧弱な「零細図書館」が急増したことから、これらの充実と、図書館のさらなる普及という図書館界の発展を期する側面があった。

このような中で、1929（昭和4）年に文部省に社会教育局が設置される。国家による社会教育行政の体系化が明確に示されることにより、図書館界においても、それまで主に道府県内において検討されていた図書館行政の組織化が、国家による社会教育行政の体系化の中で検討されるようになった。このような中で、松本喜一が中央図書館に関する構想を『社会教育』誌に寄せ、1931（昭和6）年の全国府県立図書館長会議において文部大臣諮問「地方ニ於ケル中央図書館ノ職能如何」が協議され、答申が提出される。以上の点から、1929（昭和4）年の社会教育局設置は、中央図書館制度成立に向けての決定的瞬間だったといえる。

1933（昭和8）年、中央図書館制度は施行されることとなる。施行に際して寄せられた批評のほとんどは、この制度に大きな期待をかけるものだった。しかし、道府県立図書館が主導する貧弱な公共図書館を対象とした制度設計には、有力な私立図書館の存在との関係性についての配慮が欠けており、私立図書館関係者からの批判が寄せられた。

施行から最初の2年間で30の道府県立図書館が中央図書館に指定され、上々の滑り出し

をしたかに見えた中央図書館制度であるが、その後の新たな指定は伸び悩んだ。経費の面においても、中央図書館への指定を理由とする予算拡充はほとんどの道府県でなされなかった。法規による財政的な裏付けが得られなかったことに加え、図書館令施行規則第7条で定められた職能についても、道府県立図書館におけるそれと大差はなく、予算要求の根拠になり得なかったのだと考えられる。管内図書館の状況も、中央図書館制度の施行によって目に見えた躍進を示すことはなく、「零細図書館」の充実に向けた動きは停滞していた。

その一方で、管内図書館への視察を通じた指導については、思想問題の取り締まりに関連して一定の成果を挙げた県も存在した。しかし、指導内容に関する体系は確立されておらず、中央図書館長会議や中図協協議会などにおいて、指導要項の策定が議論されることとなった。これらの会議では、指導要項のほかにも、図書館同士の協力体制の確立や帝国図書館の全国中央図書館化構想など、中央図書館制度の具体化や強化を図る議論がなされた。しかし、中央図書館制度の検討・改革を目的に設立された中図協においても、大きな成果は挙げられず、文部省関係者に直接要望を伝える機会だった中央図書館長会議でも、制度改革につながる方針を打ち立てることはできなかった。

このように、運用の面でも理論の面でも停滞を見せていた中央図書館制度に大きな転機が訪れる。1937（昭和12）年7月に勃発した日中戦争である。次章では、この戦争の下で展開された国民精神総動員運動に、中央図書館がどのようにかわり、制度の改革がどのような方面に向かっていったのかということをも明らかにする。

¹ 『官報』(1949号, 1933年7月1日、1頁)

² 図書館令施行規則では、中央図書館に関係する内容として、第7条以外にも第6条で中央図書館の指定に関する要件について、第9条で中央図書館に付設する図書館員教習施設について、第10条で中央図書館における予決算の開申について規定された。

³ 「図書館令施行規則改正」(『官報』1970号, 1933年7月26日、677頁)

⁴ 「公立図書館職員令」(『官報』1949号, 1933年7月1日、2頁)

⁵ 実際にはこれらの法令に加え、各道府県で中央図書館指定後に制定された「図書館令施行細則」の成立をもって中央図書館制度は確立するのだが、これについての考察は次章で行う。

⁶ 「第二十二回全国図書館大会記事」(『図書館雑誌』第110号、1929年1月、20頁)

⁷ 「第二十二回全国図書館大会記事」(『図書館雑誌』第110号、1929年1月、21頁)

⁸ 「第二十二回全国図書館大会記事」(『図書館雑誌』第110号、1929年1月、21頁)

⁹ 昭和戦前期における「良書」とは、単純に「良い本」の意味ではなく、国家による思想善導の意図が反映されていた。『最新 図書館用語大辞典』(柏書房、2004年)では、1882(明治15)年の文部省示諭事項に見られる「善良ノ書籍」や1910(明治43)年の「図書館設立ニ関スル文部大臣訓令」(いわゆる小松原訓令)の「健全ノ図書」などに「その考え方の源を求めることができよう。」とした上で、「昭和に入ってから図書館推薦規程(通俗図書審査規程)や良書普及事業協議会を中心とする文部省の図書推薦制度は、明治の示諭事項や小松原訓令の流れをくみながら、国民の思想善導や国策推進のための国家統制を一層強化し、具体的に進めたものとして、今日、図書館界や出版界では強く批判されている。」(563頁)と指摘している。

¹⁰ 小尾範治「社会教育局創設案の決定」(『社会教育』第4巻第12号、1927年12月、2、3頁)

¹¹ 小尾範治「社会教育局の創設と本誌の使命」(『社会教育』第6巻第7号、1929年7月、6頁)

¹² 「第二十二回全国図書館大会記事」(『図書館雑誌』第112号、1929年1月、98頁)

¹³ 図書館令が公布された1899(明治)における全国公共図書館数は37館であったものの、1919(大正8)年には1510館、1924(大正13)年には3403館、1929年(昭和4)年には4552館に増加している。(文部省『学制七十年』1954年、1084、1085頁より)

-
- ¹⁴ ここでは、戦前期に文部省によって推し進められた通俗教育に即した図書館の利用のあり方を指す。通俗教育とは、一般民衆（主に義務教育しか受けなかった者あるいは義務教育すら受けなかった者、年代としては特に青年・成人）に対して一般的な教養を与えるというものであり、大正後期からは国民道徳や健全な思想の涵養といった要素も含まれるようになった。このような利用を受け入れる通俗図書館は「資料（通俗資料）の提供の面からは、民衆一般にとって簡便で貸出しに重きをおくという性格を持ったものであると見られる一方、図書の内容が国によって厳しく規制されたという特徴を持っていた。（『最新 図書館用語大辞典』柏書房、2004年、341頁）と理解されている。
- ¹⁵ 和田万吉「図書館運動の第二期」（『図書館雑誌』第50号、1922年7月、4頁）
- ¹⁶ 山口県立山口図書館編『山口県立山口図書館報告』（第20、通俗図書館の経営、1915年、42頁）
- ¹⁷ 府県立図書館長会編『府県立図書館長会協定要項』（1918年、3頁）
- ¹⁸ 『全国図書館に関する調査』（文部省普通学務局、1922年、73頁）
- ¹⁹ 「御大礼記念事業として図書館の設立及び充実に関する意見」（『図書館雑誌』第22年第2号、1928年2月、45頁）
- ²⁰ 東條文規『図書館の政治学』（青弓社、2006年、133頁）
- ²¹ 日本図書館協会編『図書館小識』（1925年、4,5頁）
- ²² 「彙報」（『図書館雑誌』第125号、1930年4月、94頁）
- ²³ 「日本図書館協会総会議事録」（『図書館雑誌』第25年第5号、1931年5月、180頁）
- ²⁴ 貞松修蔵「中央図書館運営につきて」（『葵文庫ト其事業』第66号、1931年12月、4頁）
- ²⁵ 貞松修蔵「改正図書館令研究（二）」（『葵文庫ト其事業』第87号、1933年9月、5頁）
- ²⁶ 大正デモクラシーを通して高まった教育の機会均等については、伊津野朋弘『大正デモクラシー下の教育』（明治図書、1974年）において検証がなされている。
- ²⁷ 小川剛「教化動員下の社会教育施設」（『日本近代教育百年史』第8巻、社会教育2、国立教育研究所、1974年、151頁）
- ²⁸ 「第二十三回図書館大会記事」（『図書館雑誌』第116号、1929年7月、178頁）
- ²⁹ 中田邦造「現下我国図書館事業の動向—全国図書館長会議に現はれたる—」（『石川県立図書館月報』第73号、1930年4月、1,2頁）
- ³⁰ 中田邦造「現下我国図書館事業の動向—全国図書館長会議に現はれたる—」（『石川県立図書館月報』第73号、1930年4月、1,2頁）
- ³¹ 中田邦造「現下我国図書館事業の動向—全国図書館長会議に現はれたる—」（『石川県立図書館月報』第73号、1930年4月、1,2頁）
- ³² 「文部大臣諮問」（『本邦の図書館界』第7号、1932年、4頁）
- ³³ 「文部大臣諮問事項答申」（『図書館雑誌』第25年第11号、1931年11月、420頁）
- ³⁴ 「所謂中央図書館について」（『高知県立図書館報』第68号、1931年11月、1頁）
- ³⁵ 「中央図書館長協会成る」（『図書館雑誌』第25年第11号、1931年11月、421頁）
- ³⁶ 「中央図書館長協会第一回協議会」（『図書館雑誌』（26年7号、1932年7月、195頁）
- ³⁷ 「中央図書館長協会第一回協議会」（『図書館雑誌』（26年7号、1932年7月、195頁）
- ³⁸ 「第二十六回全国図書館大会記事」（『図書館雑誌』第26年第7号、1932年7月、178,179頁）
- ³⁹ 「第二十六回全国図書館大会記事」（『図書館雑誌』第26年代7号、1932年7月、169頁）
- ⁴⁰ 「第二十六回全国図書館大会記事」（『図書館雑誌』第26年代7号、1932年7月、169頁）
- ⁴¹ 「図書館令及其ノ解釈（図書館令）・図書館令改正」（『図書館令及其ノ解釈 教育通則雑載（府県令） 外地教育令』請求番号：昭59文部02403100、件名番号：001、国立公文書館所蔵、<https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&ID=M00000000000000714540&TYPE=&NO=>、2017年9月18日閲覧）
- ⁴² 「文部大臣諮問」（『本邦の図書館界』第7号、1932年、4頁）
- ⁴³ 松本喜一「図書館事業の統制について」（『社会教育』第6巻第7号、1929年7月、27頁）

-
- 44 東條文規『図書館の近代—私論・図書館はこうして大きくなった—』（ポット出版、1999年、42頁）
- 45 「大会漫録」（『図書館雑誌』21年11号、1927年11月、334頁）
- 46 これ以前にも、1918（大正7）年6月に府県立図書館長会議が、1919（大正8）年4月に府県立図書館協議会が、文部省主催で開催されている。
- 47 『図書館雑誌』（84号、1926年11月、27頁）
- 48 片岡小五郎「日本図書館協会発展の方策」（『図書館雑誌』第21年第1号、1927年1月、28頁）
- 49 岩猿敏生『日本図書館史概説』（日外アソシエーツ、2007年、208,209頁）
- 50 岩猿敏生『日本図書館史概説』（日外アソシエーツ、2007年、211頁）
- 51 鈴木宏宗「帝国図書館長松本喜一について」（『図書館人物伝—日本編—』、日外アソシエーツ、2007年、61頁）
- 52 「中央図書館長協会成る」（『図書館雑誌』第25年第11号、1931年11月、421頁）
- 53 「全国図書館長会議」（『図書館雑誌』第125号、1930年4月、77頁）
- 54 貞松修蔵「中央図書館長協会設立成る」（『葵文庫ト其事業』第65号、1931年11月、1頁）
- 55 貞松修蔵「中央図書館長協会設立成る」（『葵文庫ト其事業』第65号、1931年11月、1頁）
- 56 貞松修蔵「中央図書館長協会設立成る」（『葵文庫ト其事業』第65号、1931年11月、1頁）
- 57 弥吉光長・栗原均編『日本図書館協会百年史・資料 第1輯 和田万吉博士の今沢慈海氏宛書翰集（抄）』（日本図書館協会、1985年、29-31頁）
- 58 竹林熊彦「図書館界ノ浄化作用」（『図書館研究』Vol.13、No.1、1940年8月、295頁）
- 59 石井敦『日本近代公共図書館史の研究』（日本図書館協会、1972年、262頁）
- 60 鈴木宏宗「帝国図書館長松本喜一について」（『図書館人物伝 日本人編』日外アソシエーツ、2007年、65頁）
- 61 松本喜一「欧米図書館の印象」（『前橋市立図書館報』第96号、1927年、2頁）
- 62 松本喜一「欧米図書館の印象」（『前橋市立図書館報』第96号、1927年、2頁）
- 63 松本喜一「御大典を記念する新設の図書館」（『社会教育』第5巻第3号、1928年3月、12頁）
- 64 松本喜一「図書館事業の統制について」（『社会教育』第6巻第7号、1929年7月、27頁）
- 65 松本喜一「図書館事業の統制について」（『社会教育』第6巻第7号、1929年7月、27頁）
- 66 松本喜一「図書館事業の統制について」（『社会教育』第6巻第7号、1929年7月、27頁）
- 67 “*Report on public libraries in England and Wales.*” Presented by the president of the Board of education to Parliament by command of His Majesty, May, 1927
- 68 松本喜一「図書館事業の統制について」（『社会教育』第6巻第7号、1929年7月、27,28頁）
- 69 松本喜一「図書館事業の統制について」（『社会教育』第6巻第7号、1929年7月、28頁）
- 70 「文部大臣諮問」（『本邦の図書館界』第7号、1932年、4頁）「右（文部大臣諮問—筆者注）ニ関シテハ先ヅ帝国図書館長松本喜一氏ガ文部当局ニ代ツテ説明ヲナス。」とある。
- 71 松尾長造「改正図書館法規の重点」（『図書館雑誌』第27年第10号、1933年10月、272頁）
- 72 松尾長造「改正図書館法規の重点」（『図書館雑誌』第27年第10号、1933年10月、272頁）
- 73 松本喜一「図書館令の改正」（『図書館雑誌』第27年第10号、1933年10月、276頁）
- 74 松本喜一「図書館令の改正」（『図書館雑誌』第27年第10号、1933年10月、276頁）
- 75 松本喜一「図書館令の改正」（『図書館雑誌』第27年第10号、1933年10月、276頁）
- 76 松本喜一「図書館令の改正」（『図書館雑誌』第27年第10号、1933年10月、277頁）
- 77 今井貫一「中央図書館制の確立—道府県立図書館の奮起を要す—」（『図書館雑誌』第27年第10号、1933年10月、278頁）

- ⁷⁸ 今井貫一「中央図書館制の確立—道府県立図書館の奮起を要す—」(『図書館雑誌』第27年第10号、1933年10月、278頁)
- ⁷⁹ 今井貫一「中央図書館制の確立—道府県立図書館の奮起を要す—」(『図書館雑誌』第27年第10号、1933年10月、278, 279頁)
- ⁸⁰ 今井貫一「中央図書館制の確立—道府県立図書館の奮起を要す—」(『図書館雑誌』第27年第10号、1933年10月、279頁)
- ⁸¹ 三宅千代二「新図書館令と町村図書館—付町村図書館とは何ぞや—」(『図書館雑誌』第27年第11号、1933年11月、213頁)
- ⁸² 三宅千代二「新図書館令と町村図書館—付町村図書館とは何ぞや—」(『図書館雑誌』第27年第11号、1933年11月、213頁)
- ⁸³ 三宅千代二「新図書館令と町村図書館—付町村図書館とは何ぞや—」(『図書館雑誌』第27年第11号、1933年11月、214頁)
- ⁸⁴ 大橋図書館は、博文館創設者の大橋佐平による計画のもと、子の大橋新太郎が1902(明治35)年に創設した私立図書館である。1931(昭和6)年4月時点での経常費は約5万円、蔵書冊数は約13万冊の大図書館だった。大橋図書館の詳細は坪谷善四郎『大橋図書館四十年史』(博文館、1942年)にまとめられている。
- ⁸⁵ 坪谷善四郎「図書館令改正について」(『帝国教育』632号、1933年8月、40, 41頁)
- ⁸⁶ 「第二表 最近三箇年経常費比較(昭和8, 9, 10年度)」(『中央図書館状況』中央図書館長協会、1935年、石川県立図書館所蔵)
- ⁸⁷ 「第二表 最近三箇年経常費比較(昭和8, 9, 10年度)」(『中央図書館状況』中央図書館長協会、1935年、石川県立図書館所蔵)
- ⁸⁸ 『中央図書館状況』(中央図書館長協会、1935年、石川県立図書館所蔵)に各中央図書館で実施されているこれらの事業がまとめられている。
- ⁸⁹ 中田邦造「町村立図書館ノ予算充実ヲ督励—中央図書館ヨリノ働キカケ—」(『石川県立図書館月報』131号、1935年2月、1頁)
- ⁹⁰ 中田邦造「町村立図書館ノ予算充実ヲ督励—中央図書館ヨリノ働キカケ—」(『石川県立図書館月報』131号、1935年2月、1頁)
- ⁹¹ 中田邦造発県内図書館長宛通知(『石川県立図書館月報』第90号折込、1934年2月3日、石川県立図書館所蔵)
- ⁹² 「図書館を視ない図書館視察」(『中央図書館長協会誌』創刊号、1939年、16頁)
- ⁹³ 中田邦造「町村図書館の難路に曙光を認む—江沼郡図書館視察を終えて—」(『石川県中央図書館報』、第173号、1938年8月1, 2頁)
- ⁹⁴ 乙部泉三郎「長野県の図書館に就て」(『図書館雑誌』第28年第8号、1934年8月、243頁)
- ⁹⁵ 乙部泉三郎「長野県の図書館に就て」(『図書館雑誌』第28年第8号、1934年8月、243, 244頁)
- ⁹⁶ 乙部泉三郎「長野県の図書館に就て」(『図書館雑誌』第28年第8号、1934年8月、247頁)
- ⁹⁷ 乙部泉三郎『農村図書館経営の手引』(大正堂書店、1934年、6頁)
- ⁹⁸ 中図協の第1回協議会は、第2章で見た通り、1932年5月に開催されている。
- ⁹⁹ 「第一回中央図書館長会議」(『図書館雑誌』第28年第7号、1934年7月、228頁)
- ¹⁰⁰ 「文部大臣諮問「中央図書館ノ充実ニ関シ最モ適切ナル方案如何」答申」(『図書館雑誌』第29年第7号、1935年7月、281頁)
- ¹⁰¹ 「中央図書館長協会第三回協議会」(『図書館雑誌』第29年第7号、1935年7月、201頁)
- ¹⁰² 「館長中央図書館長協会理事等ニ選バル」(『石川県中央図書館月報』135号、1935年6月、4頁)にその旨の記載がある。
- ¹⁰³ 中田邦造「中央図書館長協議会における文部大臣への答申の内容」(『石川県中央図書館月報』135号、1935年6月、3頁)

-
- ¹⁰⁴ 「第二回中央図書館長会議」(『図書館雑誌』第31年第1号、1937年1月、27頁)
- ¹⁰⁵ 「第二回中央図書館長会議」(『図書館雑誌』第31年第1号、1937年1月、29頁)
- ¹⁰⁶ 「第二回中央図書館長会議」(『図書館雑誌』第31年第1号、1937年1月、29頁)
- ¹⁰⁷ 「第二回中央図書館長会議」(『図書館雑誌』第31年第1号、1937年1月、29,30頁)
- ¹⁰⁸ 貞松修蔵「第二回中央図書館長会議について」(『葵文庫ト其事業』126号、1936年12月、5頁)

3. 日中開戦と中央図書館制度

本章では、日中戦争下における中央図書館制度の運用と改革について考察する。具体的には、1937（昭和12）年7月の日中戦争勃発から1940（昭和16）年10月の近衛新体制確立までの期間を対象とする。

まず第1節では、1937（昭和12）年に勃発した日中戦争を受け、中央図書館制度の運用はどのような影響を受けたのかということ明らかにする。次に第2節では、中田邦造（石川県立図書館長）による図書館網構想とそれともなう中央図書館制度改革構想について考察する。第3節では、中田とは異なる路線で図書館法規の改革と中央図書館制度の見直しを図っていた長田富作（大阪府立図書館長）の構想について考察する。そして、第4節では戦中の教育政策の大綱を決定した教育審議会において、図書館制度に関する審議がどのように展開されたかということについて考察する。以上の考察を通し、日中戦争の勃発と国民精神総動員運動の開始という時代背景の中で、中央図書館制度がどのように運用され、どのような改革が構想されていたのかについて明らかにする。

3.1 国民精神総動員運動下の中央図書館制度

成立後、検討・改革の進捗が芳しくなかった中央図書館制度であるが、1937（昭和12）年7月に勃発した日中戦争によって、大きな転機を迎える。同年9月に開始された国民精神総動員運動では、「挙国一致堅忍不拔ノ精神ヲ以テ現下ノ時局ニ対処スルト共ニ今後持続スベキ時艱ヲ克服シテ愈々皇運ヲ扶翼シ奉ル為此ノ際一体トナリテ一大国民運動ヲ起サントス」¹という趣旨が掲げられ、公共図書館も国民教化の担い手としてこの運動に協力し、また組み込まれていくこととなる。

1937（昭和12）年11月に開催された中央図書館長協会（以下、中図協）昭和十二年度総会並協議会では、「国民精神総動員ニ関シ中央図書館ニ於テ施設スベキ要項」が決議される。以下にその内容を引用する。

中央図書館ニ於テハ勿論管下図書館ニ対シテハ之レヲ誘掖指導シ其ノ機能ヲ發揮セシムル為次ノ事項ヲ実施スルコト

- 一、時局ニ関スル図書ノ貸出並ニソノ総合目録ノ配布、特ニ国民精神、列国及支那事情、国防、産業、経済、科学等ニ関スル図書ノ備付ヲ為スコト
- 二、時局ノ認識ヲ徹底セシムル為時局関係図書ノ展示、並ニ読書座談会、展覧会、講演会等ノ付帯施設ヲ行フコト
- 三、陣中文庫、傷痕軍人文庫、出征将兵遺家族ノ慰安文庫等ノ実施ヲ為スコト²

中央図書館が実施すべき事業が、日中戦争という時局に関係する図書目録の作成、図書の展示・貸出、座談会・展覧会・講演会などの開催、各種文庫事業の実施という形で具体的に示されたのである。それまで全国共通の課題が見いだせなかった中央図書館長達にとって、国家的課題となる事変、それともなう国民精神総動員運動への協力は、中央図書館制度活用の「好機」だったといえる。

事変については、当初は不拡大方針がとられたものの和平工作は難航し、1938（昭和13）年1月には第一次近衛声明「国民政府ヲ对手トセズ」によって、長期化の様相を呈することとなる。そして、同年4月には「国家総動員法」が成立し、総力戦体制の構築が本格的に進むこととなる。このような中で、公共図書館に期待される役割が明確化される。同年5月に開催された第32回全国図書館大会における小山隆（文部省社会教育局官）の発言に、このことが端的に示されている。

国民精神総動員の運動が昨年来各方面に非常に徹底して来たのであるが、従来の方法

に就いて私共としても尚ほ色々と反省して見なければならぬ点があるやうに思ふのである。先づ今迄は講演とか、又種々の「スローガン」を掲げ掲げ或は「ポスター」を利用すると云ふ様な方法に依つて其の効果を發揮することを図つて居たのであるが（中略）今迄のやうに耳を通じて一部の人が精神総動員の趣旨の徹底を図るといふことでなしに、更に目を通して、読書を通してこの徹底を図ると云ふことがどうしても、必要であると云ふことが痛感される³

事変の長期化が決定的になったことで、それまでのポスターやスローガンといった「感覚的」な宣伝に加え、読書による被教育者の思考をともなつた国民教化が志向されるようになったのである。そして、その担い手として注目されたのが公共図書館であつた。

さらに小山は、「巡回文庫と云ふやうなものを利用すると農村の隅々迄徹底し得ると思ふのである。」⁴と述べ、具体的には巡回文庫の形式で、農山漁村といったいわゆる「僻地」とされる場所への時局関係資料の提供を考えていた。総力戦体制の構築が進められる中で、それまで最新の図書に触れる機会が少なかった民衆に対しても、時局下で修得が期待される知識や思想に接近する機会の創出を図つたと考えられる。

このような方針のもとで、全国の中央図書館を通して実施されたのが国民精神総動員文庫（以下、精動文庫）事業であつた。精動文庫事業は、1938（昭和13）年9月に、文部省から全国の中央図書館に時局に関する図書目録と図書購入予算が交付されて始まつた。図書目録は文部省が編纂したものであり、図書のジャンルとして日本精神、非常時経済、国防及軍備、国際情勢、支那事情、体育衛生其他⁵といった分類がなされていた。第2章で長野における事例を示して述べた通り、日中開戦前における管内図書館の蔵書構成に対する指導では、左翼思想に関する資料の取り締まりはあつても、所蔵を奨励する資料は農業に関するものなど、あくまで実生活に即したものだつた。しかし、精動文庫に盛り込むことが望まれた資料は、民族的精神の涵養を図るものや、経済、軍事、保健に関する知識を養うもの、さらには敵国の情報に至るまで、戦争遂行という国策を国民に浸透させることを企図したものだつた。

このような精動文庫の実施状況は『高知県立図書館報』に詳細に記されている。高知において1939（昭和14）年に展開された精動文庫事業は、高知県中央図書館から県内100校の尋常高等小学校に向けて巡回されることとなつた。このうち、文庫の利用に積極的だつた閲覧所として挙げられるのが高岡郡栲原村の越知面尋常高等小学校である。この閲覧所では、小学校訓導の川村源七を中心に精動文庫の活用が行われていた。川村は精動文庫活用の実績を評価されて後に高知県中央図書館の司書となるが、その活用の方針は以下のようなものであつた。

児童伝ひに目星い所へ印刷物を書物にはさみ新聞包にしていくつもいくつも発送する。今度の仕事の内での直接送りつけが一番効果があつた。計画的指導が出来、“適書を適人に”がこれのみによつて行はれる。今後の農山村の文書教育はこの直接の肉弾戦に限る。⁶

精動文庫を活用することで、農山村における「適書適人」の読書指導が計画、実施されていくことがわかる。もちろん、すべての農山村でこのような指導が行われていたわけではない。利用に消極的な学校について、以下のような報告がある。

文庫は到着しておれど謄写目録など文庫の中に入つたまゝ未だ配布されてゐず早速きつい御願をする。聴けば校長がとても熱心で是非二千六百年記念文庫を設立したきとの事目下かなりの費用を計上し着々準備を進めてゐる由喜ばしい事だ、一日も早く実現されん事を祈つて辞出す。⁷

この学校では、皇紀 2600 年を記念した文庫の設立を計画しており、体制に反抗的な態度がとられていたわけではない。それでも精動文庫が活用されなかった理由は、文庫を活用する指導者の熱意が乏しかったためだと考えられる。

このように、精動文庫には到着した文庫を管理する指導者の意向に利用が左右されるという限界があった。しかし、全国の中央図書館に対して文部省から資金と目録が公布されることで一斉に実施された精動文庫事業は、それまで中央図書館が各道府県内で実施していた巡回文庫とは異なるものだったと筆者は考える。それは、精動文庫事業による農山漁村までを射程に収めた均質的な情報提供が、総力戦体制下において志向される国民の強制的均質化だと解釈できるからである。強制的均質化の機能に関しては、山之内靖が以下のように述べている。

総力戦においては、一国の経済的資源のみならず、人的資源までもが戦争遂行のために全面的に動員されなければならなかった。劣位の市民の存在は総力戦の遂行に際して重大な障害とならずにはいない。というのも、市民としての正当性を与えられていない劣位の諸グループは、政治的責任を負うべき位置に立たされていながゆえに、総力戦の遂行にあたって主体的な担い手になろうとする内面的動機を欠いていたからである。(中略) 総力戦体制は、こうして、近代社会がその成立期いらい抱え込んできた紛争や排除のモーメントに介入し、全人民を国民共同体の運命的一体性というスローガンのもとに統合しようと試みた。「強制的均質化」は、戦争遂行という非日常的で非合理的な状況によって促されたのであるが、しかし、それだけにとどまったのではない。それは、人的資源の全面的動員に際して不可避な社会改革を担ったという点で合理化を促進した。この「強制的均質化」を通じて社会のすべてのメンバーは戦争遂行に必要な社会的機能の担い手となること、このことが期待されたのであった。⁸

公共図書館が存在しない、あるいは「零細図書館」しか存在しない市町村の住民は、情報環境という点で「劣位」に立たされていたと考えられる。そこに、精動文庫によって時局に関連した新刊書がもたらされることは、読書環境の平準化を意味する。もちろん、このことによって自由な読書が実現されるわけではない。特に思想や哲学に関する資料には多様性が乏しく、文庫の利用者の自由な思索を促すものではなかった。しかし、経済や国際情勢、保健など、生活や時事の理解に資する資料も含まれていたことは事実であり、これらの資料に触れる機会が創出されたことには、一定の意義があると考えられる。そして、3分の2以上の道府県に存在した中央図書館が、このような文庫を運用することで、全国的に均質な情報環境の平準化が図られたのだと筆者は考える。

このような中で、政府においては戦中における教育政策の方針を策定する教育審議会が設置される。図書館界もこのような動きに合わせて、図書館制度改革に乗り出していくこととなる。次節では、このことについて考察する。

3.2 中田邦造による図書館網構想

本節では、日中戦争下において中央図書館制度の改革がどのように模索されたのかということについて、日図協などで図書館制度改革を主導した中田邦造の図書館網構想に注目して考察を行う。

3.2.1 教育審議会への図書館制度改革案提出

教育審議会は、1937（昭和 12）年 12 月に内閣に設置された組織で、日中戦争下における教育方針を審議、答申した。審議会では、図書館に関する検討も行われており、1941（昭和

16) 年6月に「社会教育ニ関スル件答申」として報告されている。

図書館界においても、教育審議会では社会教育に関する審議が行われるという情報は把握されており、1938(昭和13)年5月に開催された第32回全国図書館大会において、教育審議会に対する進言書が作成、提出されている。山口源治郎は、この進言書の内容は「後に図書館関係者の戦後図書館改革構想の基礎ともなる」⁹として、その影響力の強さを指摘している。

進言書の提出に関して議論を主導したのは中田邦造(石川県立図書館長)¹⁰であった。中田は、利用対象に合わせた実践的な読書指導法を確立し、これを県内において精力的に展開していたほか、日図協でも文部大臣諮問の答申案作成委員に選ばれるなどして大きな発言力を有していた。1940(昭和15)年には、松本喜一(帝国図書館長)による日図協理事選出馬の依頼を受けて上京、東京帝国大学附属図書館司書官¹¹を務めるかわり、日図協理事として戦中の図書館法規改正運動を主導するなど、当時の図書館界におけるオピニオンリーダーであった。

中田は、大会において提出の必要性と私案を述べている。まず、教育審議会において既に作成されていた答申内容として、師範教育の改正・義務教育八年制・教育機会均等・教育総動員などの内容をふまえ、公共図書館の有用性を審議会に提出すべきだと主張している。中田は、男女青少年や成人に教育の機会を与えることが能動的な図書館のあり方だととらえ、その実現のためには以下のことが必要だと述べている。

図書館が能動的機能を完成する為に、地方道府縣市町村をして公共図書館を設置させる。是はどうしても義務的にまで行かなければならぬ。かゝる程度のみならず、二つ以上の小学校を有する市町村に於ては各校の通学区域に一つの閲覧所を設ける位にまで徹底して行かなければならぬと思ふ。(中略)そして帝国図書館をして全国を統一する図書館たらしめ、府県に中央図書館を拵え、管内の図書館を指導統制させる。¹²

この意見は、それまで全国図書館大会や中央図書館長の会合などにおいて議論されてきた図書館義務設置論や帝国図書館の権限強化、中央図書館の普及などの意見を反映したものだといえる。

このような図書館義務設置にあたり、必要となる図書館員は全国で約3万人、必要となる経費は帝国図書館は約70万円(国民1人当たり1銭)、道府県立図書館は道府県民1人当たり10銭、市町村図書館は住民1人当たり40銭で、道府県市町村図書館費の半額(総額約1,700万円相当)は国庫から負担するという考えを中田は示している。しかし、当時の状況を見ると、図書館員の数は専任・兼務を合わせても13,091人で、¹³2倍以上の増員が必要となる。経費に関しては【表6】「1938年度における中央図書館経費」をみると、中央図書館に限っても、管内人口1人当たりの経費が最も高い鳥取県でも2.81銭であり、全国平均は1.24銭だった。経費の半分を国庫から負担したとしても、平均4倍程度の増額が必要であった。現実的な目標とは言えないが、中央図書館が期待される機能を果たすために中田が必要だと判断した経費は、この程度の額だった。

さらに中田は、中央(国)への統制機関設置の必要性を主張する。文部省であるかは別として、少なくとも図書館課といった部局を創設し、社会教育官3~5人を配置する必要があると述べている。その上で、全国の道府県に図書館主事を設置することで、「日本の将来を律することの出来る強力なる社会教育の中核機関としての図書館組織が生まれて来るのではないかと思ふのである。」¹⁴としている。

最後に中田は、以上のことは参考案に過ぎず、十分な審議を行いたいとまとめている。中田の私案に対する会場からの意見は、ほとんどが賛同であり、十分討議を行うべきだとの方針から、委員付託となった。

【表 6】「1938 年度における中央図書館経費」

図書館名	年間経常費 総額 (円)	人口 (人)	管内人口 1 人当たりの 経常費 (銭)
北海道庁立図書館	17,035	3,096,571	0.55
青森県立図書館	9,874	1,002,100	0.99
岩手県立図書館	7,647	1,075,400	0.71
宮城県立図書館	15,340	1,234,801	1.24
秋田県立秋田図書館	12,947	1,058,600	1.22
行啓記念山形県立図書館	8,109	1,132,100	0.72
福島県立図書館	7,302	1,592,474	0.46
茨城県立図書館	7,452	1,583,042	0.47
埼玉県立埼玉図書館	10,063	1,528,854	0.66
御成婚記念千葉県図書館	17,946	1,526,665	1.18
明治記念新潟県立新潟図書館	17,602	2,089,024	0.84
富山市立図書館	13,902	861,949	1.61
石川県立図書館	19,863	787,618	2.52
山梨県立図書館	9,825	700,675	1.40
県立長野図書館	18,530	1,714,000	1.08
静岡県立葵文庫	17,344	1,999,000	0.87
京都府立京都図書館	32,361	1,764,800	1.83
大阪府立図書館	93,540	4,607,751	2.03
奈良県立奈良図書館	10,793	625,238	1.73
和歌山県立図書館	12,672	878,000	1.44
鳥取県立鳥取図書館	13,419	477,157	2.81
岡山県立図書館	20,643	1,332,647	1.55
広島市立浅野図書館	15,293	1,804,916	0.85
行啓記念山口県立山口図書館	18,576	1,213,400	1.53
徳島県立光慶図書館	11,061	733,085	1.51
香川県立図書館	4,656	941,447	0.49
愛媛県立図書館	11,721	1,174,400	1.00
高知県立図書館	9,771	714,036	1.37
福岡県立図書館	31,624	2,874,394	1.10
佐賀県立佐賀図書館	13,839	688,030	2.01
長崎県立長崎図書館	18,783	1,363,205	1.38
熊本県立熊本図書館	14,814	1,457,973	1.02
宮崎県立宮崎図書館	8,221	849,506	0.97
鹿児島県立図書館	17,958	1,605,900	1.12

『中央図書館ニ関スル調査』（1938 年 4 月現在、文部省社会教育局、2,6 頁）から作成

答申案作成委員にはもちろん中田も選ばれており、そのまま議論の主導権を握ったと考えられる。しかし、同じく委員に選出された者の中に、中田と大きく異なる答申案を作成した人物がいる。その人物とは、大阪府中央図書館長だった長田富作¹⁵である。長田は中央図書館制度の中でも、とりわけ職員制度に関する問題意識が強かったことが、彼が図書館関係者や文部省関係者などと交わした書簡から読み取ることができる。¹⁶

答申の策定にあたって長田が残した案は全部で 3 稿確認できているが、初稿と第 2 稿で

は中央図書館制度の大幅な見直しを要望する内容となっている。第2稿の該当箇所を引用する。まず長田は、「学校教育ノ義務制拡充ト相俟チ、社会教育ノ機関タル図書館義務制ヲ施設セラルベキ秋ナルヲ痛感シ尠クトモ左記事項ノ革新ヲ実施セラルル様審議ヲ進メラレンコトヲ切望ス」として、図書館の各自治体への義務設置の必要性を述べた上で、以下の内容を記している。

道庁府県並ニ市ニ於ケル社会教育ノ機関トシテ中央図書館ヲ必ズ設置スベキ義務制ヲ施設シテ社会教育ノ強化ヲ図ラレタキコト

右ニ伴フ具体案（一）

- ①図書館令及附属法規ヲ改変シ新ニ中央図書館令及其附属法規ヲ制定スルコト
- ②中央図書館ハ其ノ機能發揮ニ十分ナル経費ヲ有スルヨウ法規ニヨリ定メラレタキコト
- ③積極的社会教育ヲ行フ図書館ト然ラザルモノト法規上截然区別スルコト
- ④規模小ナル図書館ハ中央図書館又ハ其ノ分館ノ閲覧所タラシメルコト
- ⑤学校教育ニ於テハ将来社会教育機関タル図書館利用ノ素地ヲ作ラルル様教育内容ヲ織リ込マレタシ

右ニ伴フ具体案（二）

中央図書館ハ大凡左ノ如キ組織ノモノタルベシ

- ①管内、道、府、県、市民ノ読書層向上ニ足ルベキ必要ニシテ十分ナル施設ノモノタルベキコト
- ②必要ニ応ジテハ郡、区ニ分館ヲ置キ管下町村ノ図書館事業ヲ円滑ナラシメルコト
- ③中央図書館ノ内容的施設ハ地方ノ実情ニ即シ創造的実践的ノモノタルコト
- ④中央図書館ノ総合統一機関トシテ本省内ニ強力ナル社会教育機関ヲ設置スルコト¹⁷

ここで最も特徴的なのが、中央図書館令とその附属法規の制定を盛り込んだ点である。実際の進言書にも図書館関係法規の改正・制定は盛り込まれていたが、中央図書館に関する独立法規の制定は盛り込まれていなかった。ただし、中央図書館に関する単独法規の立案は長田独自の見解ではない。第32回全国図書館大会が終了した翌日に、第3回中央図書館長会議が開催された。ここで「中央図書館ニ関スル独立法規制定ノ件」という協議題が石川県中央図書館長、つまり中田から提案されていたのである。このときの様子は『図書館雑誌』に「全国の中央図書館を統一する中央図書館の制度を確立すると共に、各中央図書館の職員制を定める法規の制定を当局に要望した。当局より考慮する旨の答弁があった。」¹⁸と記されている。中央図書館の単独法規といい、職員制に関する内容といい、長田の主張と酷似した内容が中田から提案されていること理由は不明である。

この中央図書館単独法規の制定の他にも、長田案には中央図書館の経費や施設、分館制などについての構想が挙げられており、プラクティカルな性格を読み取ることができる。さらに、道府県のみならず市にも中央図書館の設置を義務付けるなど、中央図書館制度の拡大を主張している。反対に、長田案には総中央図書館として帝国図書館を位置づける規定は見当たらない。

答申案作成委員会における討議の結果、「教育審議会ニ対スル進言」として「図書館ノ立場ヨリスル国民教育革新案」が作成された。革新案は全8項から構成されていたが、そのうち「五 社会教育ノ中枢機関トシテノ図書館ノ組織拡充並ニ機能充実ノ必要」で、「図書館ガ真ニヨクソノ能動的機能ヲ發揮シ国家社会ノ期待ヲ満足セシムル」¹⁹ことを目的として、(1) 図書館網の組織と(2) 標準経常費が記されている。

このうち、(1) 図書館網の組織の内容は以下の通りである。

(イ) 道府県市町村ヲシテ公共図書館ヲ設置セシムルコト

- (ロ) 二校以上ノ小学校ヲ有スル市町村ニ於テハ各校通学区域毎ニ専任職員一人以上ヲ有スル閲覧所ヲ設ケ閲覧所二十以上ヲ有スル大都市ニアリテハソノ数ヲ超ユル凡ソ十閲覧所ノ区域毎ニ分館ヲ設ケシムルコト
- (ハ) 国立図書館ヲシテ総中央図書館、道府県立図書館ヲシテ地方中央図書館トシ夫々ソノ管内図書館ノ統制ヲ図ラシムルコト²⁰

公共図書館の義務設置、閲覧所の設置については中田の案がそのまま取り入れられている。(ハ)の内容については、中田が述べた帝国図書館を「全国を統一する図書館」とする考えが、実際の進言書では、帝国図書館は総中央図書館、道府県立図書館は地方中央図書館と位置づけられている。

一方、(2) 標準経常費に関しては、先述の中田の案がそのまま採用されている。

さらに、「七 統制監督機関設置ノ必要」には、「社会教育ニ関スル強力ナル中央機関ヲ設ケソノ下ニ図書館教育局ヲ新設シ相当数ノ監督官ヲ置キ且ツ道府県ニハ図書館教育主事ヲ置クヲ要ス」²¹という内容が記されており、中田が主張した統制機関の必要という意見が反映されていることがわかる。

そしてこの進言書の最後には、「八 図書館ニ関スル諸法規ノ改正並ニ制定ノ必要」として、帝国図書館官制の改正や図書館令・公立図書館職員令の改正、専門図書館令・学校図書館令・私立図書館令の制定が記されている。図書館義務設置化や帝国図書館の総中央図書館化のほか、図書館界における単一法規として運用されてきた図書館令を、館種ごとに細分化していくべきだとの意見が示されたのである。

以上のように、まとめられた進言書の内容は全国図書館大会における中田の私案とほぼ同じ内容であり、委員付託とはなったものの、中田の図書館網構想が色濃く反映されているといえる。しかし、進言書の作成段階においては、長田による中央図書館制度の大幅な見直しを図る意見も示されており、画一的だと判断されがちな総力戦体制下における意見の多様性が垣間見られる。長田はこの後自身の見解を二転三転させつつも、1943（昭和 18）年には「中央図書館令制定ニ関スル建議」作成のきっかけを作ることとなる。長田の図書館制度構想については、本節第 5 項、次節第 3 項でも扱う。

以上のような経過をたどって作成された進言書は、作成後すぐの 1938（昭和 13）年 5 月に教育審議会へ提出された。しかし、社会教育に関する審議はこの時点では始まっておらず、進言書に関する審議が始まったのは 1941（昭和 16）年 1 月になってからだった。審議の過程と結果については本章第 4 項で検討する。

3.2.2 『中央図書館長協会誌』の編纂

前項で見た通り、中田邦造は自身の図書館網構想を日図協の代表意見として教育審議会に提出した。中田は、進言書提出の 2 年後にあたる 1940（昭和）年に上京し、日図協の理事に就任、『図書館雑誌』の編集委員も務めるなど、当時の図書館界において欠かせない存在となる。中田の活動の基盤は日図協にあるといえるが、この他にも上京するまでに中田が中央図書館制度の検討・改革に取り組んだ場がある。中図協の機関誌『中央図書館長協会誌』（以下、『協会誌』）の編集と発行である。本項では『協会誌』を検証することによって、中央図書館制度の研究団体である中図協の日中戦争下における活動と、中田をはじめとする中央図書館長の見解を考察する。

『協会誌』は創刊号（1939（昭和 14）年 2 月 15 日発行）、第 2 号（1939（昭和 14）年 9 月 20 日発行）、第 3 号（1941（昭和 16）年 5 月 12 日発行）の全 3 号で廃刊となっている。創刊号と第 2 号の編集は中田が担当しており、印刷も石川市で行っているが、第 3 号に関しては松本喜一（帝国図書館長）が編集し、印刷は東京市で行っている。

創刊については、進言書提出直後の 1938（昭和 13）年 7 月に中田が長田富作に宛てた書

簡²²に、その経緯が詳しく記されている。この起こりは、「小生過般上京之節[、]松本帝国図書館長にお目にかゝり[、]中央図書館長協会の事業推進策につき何かと相談の結果[、]雑誌編纂こと話に上り居候」²³とあり、中田と松本の相談によるものだったことがわかる。

その背景には、「今日までの如く文部当局の面前にて余にもみすぼらしき姿を暴露することの如何にも情なく感ぜられ候」²⁴という中田の危機意識があった。改正図書館令の公布から5年が経過したものの、中央図書館制度の活用と、図書館網構築の進捗が思わしくないことへの焦りを読みとることができる。その上で中田は、雑誌創刊の目的を「平素より多少にても中央図書館長として相互教育をいたしおきたく[、]又一つには余り些細なことは平素語り尽して[、]大事な時間を徒費いたさざることにはいたしたく[、]それらの目的にて雑誌を年二度乃至四度位出しては如何かと存じ申候」²⁵と述べている。中図協の目的である「本会ハ中央図書館ニ関スル事項ヲ研究シ之カ改善発達ヲ図リ兼ネテ会員相互ノ親睦ヲ厚ウスル」²⁶ことが、年に1度の協議会では到底達成されず、「時間を徒費」していたことがわかる。編集の方針としては、「第一号は全然任意に全員から何か一文宛取揃へてはと存じ候[。]第二号以下は何事かについての特集号といたす方宜しかるべしと存じ候」²⁷としている。書簡の最後は「図書館界の躍進については[、]何としても中央図書館をして推進力たらしめねばならぬにも拘らず[、]その実力乏しく[、]却て一般から引きづらるゝ傾向すらあること遺憾千万のことに御座居候[。]何とかしてその頹勢をもりかへしたきものに居候」²⁸として、中央図書館を館界全体の発展の推進力と定め、長田に編集方針の助言を求めている。この書簡に対する長田からの返信は確認できていないため、長田が助言を行ったかどうかはわからないものの、『協会誌』全3号に長田の論考は見当たらないことから、長田は中田の『協会誌』編集にあまり協力的ではなかったと考えられる。

『協会誌』創刊号は、1939（昭和14）年2月15日に発行される。目次は【表7】の通りで、16名の中央図書館長（中田含む）と寺澤智了（神戸市立図書館長）、宮城県立図書館、岡山県立図書館、松本（帝国図書館長）、山中樵（台湾総督府図書館長）による寄稿や要項・報告・統計など全29件が掲載されている。

【表7】『中央図書館長協会誌』創刊号書誌情報

編集者	金沢市兼六公園内 石川県立図書館内 中田邦造
発行所	東京市上野公園 帝国図書館内 中央図書館長協会
印刷者	金沢市白労町74番地 経業堂印刷所
発行年	1939年2月15日
大きさ等	58頁、21cm
目次	
執筆者	タイトル
中田邦造（石川県立図書館長）	巻頭の言 指導者群の行衛
松本喜一（帝国図書館長）	創刊に際して
今田好太（徳島県立光慶図書館長）	祝辞に兼ねて御挨拶を
図書館界の振興を目指して	
吉岡龍太郎（青森県立図書館長）	館界振興の一苦言
小野襄（秋田県立秋田図書館長）	中央図書館と思想問題
廿日出逸暁（千葉県立図書館長）	地方図書館ABC—特に図書館の名称について—
K・N生	図書館を視ない図書館視察
乙部泉三郎（県立長野図書館長）	公共図書館の振興策について
野村傳四（奈良県立奈良図書館長）	中央図書館是非
佐竹貞治（新潟県立図書館長）	講演ずれ
大木俊九郎（佐賀県立図書館長）	図書館符号愚案
中央図書館の改組問題	

寺澤智了（神戸市立図書館長）	中央図書館長協会規約第三条について
K・N生	中央図書館と公共図書館網
武藤正治（岡山県立図書館長）	館界生活四半世紀を回顧して敢えて斯界に望む
中田邦造（石川県立図書館長）	協会の改組問題と六大都市中央図書館の必要性について
道・府・県館界だより	
阿部泰葎（福島県立図書館長）	福島県図書館界の近況
粕俊英（山梨県立図書館長）	時局資料展覧会を終りて
菊森永造（富山市立図書館長）	富山県中央図書館の事業に就いて
喜多村進（和歌山県立図書館司書）	並び大名を如何せん
増田廉吉（長崎県立長崎図書館長）	時局と長崎図書館
桐山脩（宮城県立宮崎図書館）	県立三図書館が分立協力して
宮城県立図書館	宮城県立図書館の施設経営要綱
岡山県立図書館	岡山県の国民精神作興図書館週間
中田邦造（石川県立図書館長）	共同読書と代読法
山中樵（台湾総督府図書館長）	台湾から
K・N生	図書館計画の必要
	道府県中央図書館指定日一覧
編輯子	カン・チャウ・シツ

『中央図書館長協会誌』

（創刊号、中央図書館長協会、1939年2月、目次、奥付）から作成

まず中田は巻頭言において、長田への書簡で述べた問題意識を具体的に「国家社会が図書館を重要視しないのではなく、社会をしてその価値を承認せしめ得べき根拠を今尚中央図書館長群すらが明示することができないのである」²⁹と述べ、中央図書館長の奮起を促している。

『協会誌』の創刊について中田と相談した松本も、「創刊に際して」という文章を寄せている。この中で松本は、一向に充実をみない中央図書館制度について、中央図書館を指定していない1府13県、指定はしたものの専任館長を任命していない1道6県、年間経費1万円以下の県をあげて、「新勅令の公布によつて斯業の振興を期待した吾人にとっては、斯業の革新は甚だ望洋の歎なきを得ないのである。」³⁰と述べている。このような館界の状況に加え、長期化が決定的となった日中戦争をふまえ、松本は「本協会機関誌の刊行を企図せる所以のものは、蓋し時局下に於ける中央図書館の経営に最善の方途を講ずる資料たらしめんが為に外ならぬのである。」³¹と創刊の目的を述べている。

その後続く「図書館界の振興を目指して」という小特集では、振興の具体例として、廿日出逸暁（千葉県立図書館長）と乙部泉三郎（県立長野図書館長）が、図書館令や図書館令施行細則などに準じない図書館が「図書館」という名称を使用することを禁止すべきだと述べている。このことは、1926（大正15）年11月の道府県立図書館長会議でも問題とされており、館界における長年に渡る懸案事項だったことがわかる。

『協会誌』の後半部分には、各中央図書館で実施した事業の報告や独自に作成した要項などが掲載されている。例えば、宮城県立図書館は施設経営要項を、岡山県立図書館は国民精神作興図書館週間において実施した事業を掲載している。

以上のような創刊号に続き、1939（昭和14）年9月20日には第2号が発行されることとなる。目次は【表8】の通りで、14名の中央図書館長と大橋保（北海道中央図書館司書）、鳥取県中央図書館、山梨県中央図書館、松本（帝国図書館長）、林繁三（帝国図書館司書官）、今井順吉（旅順図書館長）による寄稿全24件が掲載されている。論稿の件数自体は減っているものの、頁数は88頁にまで増加している。

【表 8】『中央図書館長協会誌』第 2 号書誌情報

編集者	金沢市兼六公園内 石川県立図書館内 中田邦造
発行所	東京市上野公園内 帝国図書館内 中央図書館長協会
印刷者	金沢市白労町 74 番地 経業堂印刷所
発行年	1939 年 9 月 20 日
大きさ等	88 頁、21cm
注記	(付録) 県図書館協会調査表 (第一表総覧 第二表経費)
目次	
執筆者	タイトル
中田邦造 (石川県中央図書館長)	巻頭の言 焦点を見定めよ—中央図書館機能の本質—
松本喜一 (帝国図書館長)	本協会の結成を顧みて
	中央図書館長協会沿革略—創立より昭和十三年度に至る—
中央図書館の視覚から	
菊地勝之助 (宮城県中央図書館長)	敬書愛読運動の提唱
廿日出逸暁 (千葉県中央図書館長)	地方図書館 ABC—死活問題は何か?—
乙部泉三郎 (長野県中央図書館長)	図書館令の改正を望む
阪谷俊作 (市立名古屋図書館長)	所感
中田邦造 (石川県中央図書館)	公共図書館の蔵書構成について
熊代強 (和歌山県中央図書館長)	兼任町村立図書館長の問題
大田光次 (福岡県中央図書館長)	中央図書館と地方図書館—福岡県に於ける実情—
山梨県中央図書館	読書研究文庫に就いて
菊森永造 (前富山県中央図書館長)	中央図書館長群の軽重
編輯子	菊森前富山館長の寄稿を読み 館界残留者の立場を明かにす
道・府・県図書館界だより	
大橋保 (北海道中央図書館)	応召軍人遺家族文庫のこと
吉岡龍太郎 (青森県中央図書館長)	近き希望二三
蔭山秋穂 (茨城県中央図書館長)	ちよつと考へたこと
佐竹貞治 (新潟県中央図書館長)	報告と希望
野村傳四 (奈良県中央図書館長)	米国からの手紙
鳥取県中央図書館	中央図書館長協会に対する希望二つ
大木俊九郎 (佐賀県中央図書館長)	佐賀県中央図書館だより
桐山脩 (宮崎県中央図書館長)	聖地日向ノ刊行を慫慂す
奥田啓市 (鹿児島県中央図書館長)	鹿児島県立図書館施設概況
今井順吉 (旅順図書館長)	存満唯一の帝国官立図書館
編輯子	カン・チャウ・シツ

『中央図書館長協会誌』

(第 2 号、中央図書館長協会、1939 年 9 月、目次、奥付) から作成

巻頭にはやはり中田の論考が掲載されており、中央図書館が果たすべき機能について考察がなされている。中田は、各市町村立図書館を直接民衆に働きかける第一次図書館と位置づけ、その原動力を「人類経験の集積としての図書と将来への発展力としての人とを結合せしめんとする文化精神、即ち図書館精神」³²に求めている。そして、第一次図書館に対して統制指導援助をおこなう中央図書館は「第一次の図書館精神を培ひ養ひ、常に之を鼓舞して行くところの高次的図書館精神を感得する」³³機能を備える必要があるとしている。

第2号では「中央図書館の視角から」という小特集が組まれており、複数の中央図書館長から提言がなされている。その中でも乙部は、創刊号に続いて図書館の名称の使用を制限すべきだと主張している。このほかにも廿日出が府県立図書館と市町村立図書館それぞれの経営方針を文部省で策定すべきだと述べたり、阪谷が図書館の施設標準を定めるべきだと主張している。この他、創刊号と同様に、各館における実施事項の報告や要項なども掲載されている。

第3号は、第2号から2年近く時間が空いた1941（昭和16）年5月12日に発行されている第3号の目次は【表9】の通りで、6名の中央図書館長と北海道中央図書館、松本（帝国図書館長）による寄稿全9件が掲載されている。

【表9】『中央図書館長協会誌』第3号書誌情報

編集兼発行者	中央図書館長協会 代表者 松本喜一
発行所	東京市上野公園内 帝国図書館内 中央図書館長協会
印刷者	東京市牛込区神楽町1の9 不二謄写堂謄写印刷部
発行年	1941年5月12日
大きさ等	47頁、21cm
目次	
執筆者	タイトル
松本喜一（帝国図書館長）	中央図書館の強化
菊地勝之助（宮城県中央図書館長）	新体制と図書館事業の革新
乙部泉三郎（長野県中央図書館長）	中央図書館に対する所感
廿日出逸暁（千葉県中央図書館長）	中央図書館長協会は何を為すべきか
野村傳四（奈良県中央図書館長）	天外の声
武藤正治（岡山県中央図書館長）	岡山県中央図書館と県下図書館
乙部泉三郎（長野県中央図書館長）	此の頃の長野図書館
増田廉吉（長崎県中央図書館長）	長崎県図書館状況
北海道中央図書館	教員文庫のこと

『中央図書館長協会誌』

（第3号、中央図書館長協会、1941年5月、目次,奥付）から作成

内容は近衛新体制の影響が色濃く反映されているため、詳細は次章で検討するが、頁数は第2号の半分近くの47頁にまで落ち込んでいる。編集者は中田から松本に代わり、印刷所も東京市内となっている。中田は、1940（昭和15）年3月に石川県立図書館長を辞して上京し、東京帝国大学附属図書館の司書官となっている。この時点で中田は中図協を去っており、主な活動の場を日図協に置くこととなる。

中央図書館長の相互教育を目的として創刊された『協会誌』だったが、第3号から発行のペースが乱れ、誌面も多様性を失って廃刊となった。内容についても、従来の会議で議題とされてきた事項や中央図書館の本質的機能を抽象的に論じるものが多く、全3号という発行数の少なさも相まって、中田と松本が期待したほどの相互教育の実を挙げることはできなかったと考えられる。このことには、創刊と編集を主導し、自身も多くの論考を投稿していた中田が中図協を去ったことが影響していると考えられる。

しかし、協議会において毎回のように提出される議題が、論理的な論考としてまとめられたことや、各道府県における実施事業や要項・規定などが掲載され、会員の間で共有されていたことを考えると、より頻繁な発行、より具体的な特集や議題の設定が行われていれば、

当時における中央図書館制度改革にあたっての重要な資料として機能したと考えられる。
次項では、上京後、日図協理事として図書館法規改正を主導した中田の構想を検討する。

3.2.3 図書館法規研究会の発足

中田は、上京直後の1940（昭和15）年5月31日に第1回図書館法規研究会³⁴に参加している。この研究会には、帝国図書館から林繁三と岡田温が、東京市から駿河台図書館館長の波多野賢一、大橋図書館主事の竹内善作が、文部省から小山隆、長島孝、熊谷尚志、有山崧、平澤薫が、そして日図協雑誌編集主任という肩書で中田が出席している。図書館（国立・公共・協会）関係者5名に対し、文部省関係者も同数の5名が出席しており、中田も「文部当局の協力を得て図書館法規研究会を起し、数回の研究会を開いた。」³⁵と述べていることから、主務省の協力を得て開催されたこの研究会は図書館関係者による独りよがりなものではないことがうかがわれる。

この研究会の目的は「本研究会ハ教育審議会ニ対シ文部当局ヨリ提出サルベキ図書館法規立案ニ先行シ、現行法ノ不備ヲ明カニシ、館界ノ希望ヲ把握シ、改正法規出現ニ本質的ニ寄与セントスル」³⁶というもので、図書館に関する審議を間近に控えた教育審議会に対するはたらきかけを企図していた。研究会の進行は「当分出席者ノ座談的会合ヲ継続シ、方法上ニモ内容上ニモ何等カノ方途ヲ生ミ出サントスル」³⁷という形式で、議題が示され、出席者がそのことについて意見を開陳するというものであった。

まず議題に上ったのが、「昭和八年度ノ改正ニツイテノ追憶」であった。ここでは、図書館令の改正が大正期から企図されてきたこと、府県立図書館長会議での建議が直接の動機となったこと、文部省の主な意向は図書館の社会教育機関化にあったことなどが列挙された上で、「前回ノ改正ハ殆ド意味ガナカツタ。唯一ツノ取柄ハ中央図書館制度デアル。」³⁸という意見が述べられている。しかしその直後に、「中央図書館制度モ大マカニソノ職能ヲ規定シタバカリデ、ソノ基準モ示サズ、任意的ニナツテシマツタ為、結局大シタコトニハナラナカツタ。」³⁹との意見が挙がっており、「唯一ツノ取柄」とされた中央図書館制度に関しても再検討を加える必要があることが共有された。公開の席ではないため、いわば本音での討論がなされたのだと考えられる。結論としては、1933（昭和8年）の図書館令改正は、内容が強制力をともなっておらず、それ故に図書館振興という点で図書館界の期待を裏切るものだったとまとめられている。

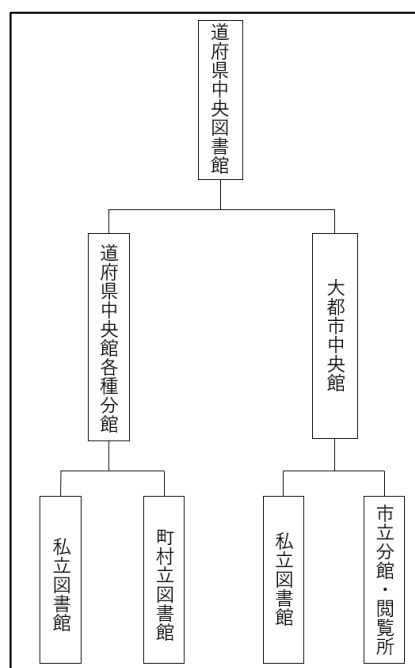
この後、法規改正の大まかな方針が議論されることとなるが、その議題は以下の通りである。

- 四、図書館法規ヲ単一法令トスルガヨイカ、各種ノモノニ区分スルノガヨイカ。
- 五、中央図書館ノ職能ニツイテ
- 六、図書館網ニツイテ
- 七、単位図書館ニツイテ
- 八、図書館ガ利用サレヌ理由
- 九、図書館令改正ノ中心問題ハ何カ
- 一〇、社会教育ノ定義並ニソノ内容

このうち、「五、中央図書館ノ職能ニツイテ」では、「中央図書館長ノ指導権ガ確立セラレテキナイデハソノ効ガ乏シイ。一面ニソノ能力ヲ充実シテ内面的ニ指導力ヲ強クスルコトハ考ヘネバナラヌガ、モツト法規的ナカモ強クシテヤラネバ無力ニ終ル。」という意見が述べられ、具体的な指導権として「図書館視察ヲナス場合ニ、視学的権能ヲ与ヘルコトモ考ヘテヨカラウ。」といったことや「市町村図書館員ニ対スル任免権ガ必要ダ。今ノヤウニ市町村長ニ内申権ガアツテハ充分ナコトハデキナイ。」といったことが挙げられており、中央図書館長の権限の大幅な拡大が望まれていたことがわかる。

次の「六、図書館網ニツイテ」では、道府県中央図書館と市町村私立図書館との間に中間機関が必要であるとの意見が挙げられた。ここでいう中間機関とは、道府県立図書館の分館と大都市の中央館のことだった。それらが、道府県中央図書館による市町村私立図書館への指導連絡統一を仲立ちすることが提案されたのである。このこと概念図が【図2】のように示された上で、以下のように趣旨が述べられている。

例ヘバ石川県ニツイテ見ルニ、能登ノヤウナ偏鄙ナ地方ニ、小サイ町村図書館バカリアツテ、一寸シタ参考図書スラ中央図書館マデ来ナケレバ見ラヌトイフノデ甚ダ好マシクナイ。小サイナリニモ一郡ノ地域ニツ位ハ参考図書館ガ必要デアル。ソレト共ニ貸出文庫ノ派遣ヤ直接実務指導ニモ常ニ中央図書館カラ長距離ノ出張ヲセネバナラヌヤウデ実績ヲ挙ゲルコトハデキナイ。⁴⁰



【図2】「中間機関概念図」
「日本図書館協会関係資料束 I 図書館法規研究会（一）」（『中田邦造関係資料（原稿）』3-22、石川県立図書館所蔵）から引用

石川県を例に出して説明している点から、中田による意見である可能性が高い。都市部から離れた図書館に対する中央図書館の働きかけには限界があり、それを補う中間機関を設置する必要があることが構想されていた。

次の「七、単位図書館ニツイテ」では、「図書館ニ或程度ノ規模ヲ持タセルニハ人口ヲ一ツノ基準トスルコトガ必要ダ。」という意見が出た上で、自治体の人口に注目した調査を行い、どの程度の図書館がどれだけ普及すべきなのかという指標を定めることが提案された。

図書館網と中央図書館制度に関する議論は主に以上のようなものであったが、第1回研究会のまとめとしては、「九、図書館令改正ノ中心問題ハ何カ」で「図書館ノ働キヲモツト計画的ニシ、組織ヲ立テ、ソレニ財政的根拠ヲ与ヘルコトガ大切ダ。」との方針が定められた。具体的には、中央図書館への国庫補助や公立図書館職員令・司書検定試験の再検討、読書指導の深化、図書推薦制度の効率化などが列挙された。

この会議の8日後、6月8日に第2回の研究会が開催された。会のテーマは、教育審議会への進言書の内容のうち、「五、社会教育ノ中枢機関トシテノ図書館ノ組織拡充並ニ機能充実ノ必要」の中の「図書館網ノ組織」に定められ、議論が行われた。

まずは、進言書の「イ、道府県市町村ヲシテ公共図書館ヲ設置セシムルコト」について、「市立図書館ヲ設ケシムルコトモ全員ソノ可能性ト必要トヲ肯定シタ」一方、「町村ニ図書館設置ヲ強制スルコトニツイテハ意見マチマチナル。」とされている。しかし、結局のところ「カクノ如キ要求ハ空想デアリ実現不可能ダトスルモノハソノ図書館ヲ大都市的ナ姿

ニオイテ考ヘテキルコトガ認メラレタ」として、町村までの義務設置反対派の想定している図書館像に問題があり、予算が少なくとも、中央図書館からの補助と図書の活用方法如何で有用な図書館を設置・経営できるとの意見が述べられている。規模の小さな町村では、複数の自治体が協力して組合図書館を作ることも提案されている。結論は「兎ニ角市町村ノ全体ニ義務制ヲ要求スルコトモス ソレハ可能性アリテ必要ナコトデアル 困難ナルモノニ方法ヲ与ヘルコトハデキルトイフコトニナツタ」とあり、従来からの議論と同じように義務設置が支持された。

次に、進言書の「ロ、二校以上ノ小学校ヲ有スル市町村ニ於テハ各校通学区毎ニ専任職員一人以上ヲ有スル閲覧所ヲ設ケ閲覧所二十以上ヲ有スル大都市ニアリテハソノ数ヲ超ユル凡ソ十閲覧所ノ区域毎ニ分館ヲ設ケシムルコト」について検討が行われたが、「二校以上ノ学校ヲ有スルニシテモ地域徒ニ広ク人口少キ山間村落ナドデハ専任職員ヲ置クコトナドデキヌ 殊ニ分教場ナドアル地方ハナカマ々容易ナラヌコトデアル」などの反対意見が出て、後日再検討されることとなった。

最後に、「ハ、国立図書館ヲシテ総中央図書館、道府県立図書館ヲシテ地方中央図書館トシ夫々ソノ管内図書館ノ統制ヲ図ラシムルコト」に関する検討が行われた。ここでは主に、地方中央図書館長の職能に関する議論が行われた。まず、地方中央図書館長の職能である指導については、行政的指導と技術的指導との別があり、行政的指導については「市町村図書館ニ有力ナル指導力ヲ及ボサントスレバ任免権マデ握ラネバナラヌトモ考ヘラレル」という強い権限を地方中央図書館長にもたせることが提案された。この提案者は不明だが、中央図書館長に視学の権限を与えることなどが中央図書館長会議などで協議されていたことを考えると、公共図書館側の出席者のいずれかだと考えられる。これに対し「ソレハ社会教育主事ナリ図書館主事ナリノ仕事ト考ヘタ方ガヨクハナイカ」という反対意見が出されている。反対意見を述べた者も不明ではあるが、行政当局者である文部省関係者である可能性が高い。これに対し、「同ジク地方長官ノ補助機関タル中央図書館長ト社会教育主事トハ如何ナル点デソノ仕事ニ分界点ヲ見ツケルコトガデキルカ」という問題提起がなされ、「社会教育主事ニ素養ガアレバ可成立入テ技術的指導モデキルデアラウ」として、反対に社会教育主事の権限拡大を考える意見が述べられている。さらに議論は「一層ノコト中央図書館ヲヤメテ県庁ニモツテ行クコトハドウダラウカ ツマリ中央図書館長ノ素養アル人ヲ図書主事トシテ採用スレバ中央図書館長ハナクテ済ムノデナイカ」という中央図書館長廃止論まで進む。これに対しては「ヤハリ中央図書館長ハナクテハナラヌ 図書館ヲ直接ニ背景トシテ立ツコトニヨル世人ノ信頼ハ何事ヲ物語ルカ」との反対意見が挙げられているが、それまで絶対視されてきた中央図書館制度の振興を、相対化する意見が出ていたことは注目に値する。結局この場では、地方中央図書館長の権限に関する具体的な結論は出ず、第2回研究会は終了となった。

この会の最後に、第3回研究会は「省令第七条本令第十条ヲ研究スルコト」を目的として6月21日に開催することが決定された。「省令七条」とは、図書館令施行規則第7条のことで、中央図書館の具体的な職能を定めた項目である。「本令第十条」は改正図書館令第10条のことで、中央図書館制度を定めた項目である。つまり、第3回研究会は中央図書館制度に関して議論を行う予定だったことがわかる。しかし、第3回研究会の内容を示す史料を発見することができなかつたため、実際の内容は不明である。

3.2.4 「図書館法規改正の枢要点」の『図書館雑誌』への投稿

第2回研究会から2か月後の1940（昭和15）年8月に、『図書館雑誌』で図書館法規研究が特集される。巻頭では中田が「国家の図書館計画を要望す」と題して、図書館法規改正を含む国家による図書館計画の見直しの必要性を述べ、続いて平林広人が「丁抹講習図書館の発達に就いて」と題してデンマークの図書館界と図書館法規に関する論稿を、竹中喜満多が

「英吉利の公共図書館法に就いて」と題してイギリスの図書館界と図書館法規に関する論稿を投稿している。そして、再び中田が「図書館法規改正の枢要点」と題して、図書館法規研究会での議論をふまえた論稿を掲載している。

中田は、この論稿の冒頭で教育審議会における議論が社会教育分野に入ったことに触れた上で、「第三十二回全国図書館大会が全会一致で教育審議会に提出したあの進言書の如きも全く粗枝大葉にとゞまるものであつて、甚しく具体性を欠いてゐることは、当時当面の責任者として案を作成した私自身が十分認めてゐることである。」⁴¹として、「進言書」に改革を加える必要があると主張している。そのための動きとして、既に数度の図書館法規研究会を開催したが、その結果は公表できるまでにまとめることができている旨を述べ、「しかし此の差迫つた局面を前にして如何様にも捨て置きがたく、(中略) 急遽私見を取り纏めて公にし、之に向つて速かに各方面からの批評論駁を求め、それを整頓して多少でも文部当局の参考に資したいと考へてゐるのである。」⁴²と投稿の目的を記している。

中田はまず、図書館法規改正の中心問題を「現に世界の図書館が示しつつある斯業の正体並にその進展の方向を確認し、我が図書館界をして意識的計画的にその道を邁進せしめようとする」⁴³ことにあるとしている。中田は、世界の図書館界の動向を「国民教養の全面的向上のため、社会教育的機能の充実を期して公共図書館の組織的拡充を図つてゐる」⁴⁴ととらえており、このような動きを見せている国として、ドイツ・ロシア・アメリカ・デンマークを挙げている。中田は、国民教養の向上のためには、高度で専門的な資料を扱う参考図書館⁴⁵の機能だけではなく、社会生活に根付いた公共図書館的機能の充実が必要としている。そして、そのような公共図書館が機能するためには「各館が孤立せず、相互に連絡提携すると共に、大局的立場から一定の方針によつて規制せられることによつて、最もよくその面目を発揮し得るのである。そこに図書館網が生れその指導者として中央図書館存在の意義が生ずるのである」⁴⁶として、中央図書館は指導者として「より大なる文化計画を以て之(公共図書館一筆者注)を誘導することが大切である」⁴⁷と主張している。第1回図書館法規研究会で挙げられた「図書館ノ働キヲモツト計画的ニシ、組織ヲ立テ、ソレニ財政的根拠ヲ与ヘルコトガ大切ダ。」という意見に、中田独自の図書館網構想を絡めて主張したのである。

中田はこのような図書館網の意味するところを以下のように述べている。

我々はすべての小社会に一定の基準に範つた図書館の普及することを要望する。しかして小社会が大社会の中に組織立てられてゐる以上、図書館も亦孤立することを許されてはならない。我々が茲に図書館網といふのは、単なる抽象的図書館の集団を意味するものではなく、さうした社会の文化機関としての有機的組織に他ならないのである。⁴⁸

このように述べた中田は、以下のような概念図(【図3】)を掲載している。この概念図に対する中田の説明を以下に要約する。まず帝国図書館は、総合的大参考図書館としてあらゆる文化面の中枢に関与するために内閣に直属し、国内図書館に対しては技術的能力を持つことを期待している。

この帝国図書館に直属する中央図書館は、文部省から行政的指導を受け、中位の参考図書館としての実質を持ち、管内公共図書館に対しては調査連絡指導援助機関としての任に当ると説明している。

次に、中央図書館の郡市分館あるいは市立図書館に関しては、土地の実情を考慮した小参考図書館として機能し、分館や町村立図書館などに対しては連絡指導援助のはたらきを持つものとしている。これらは第1回図書館法規研究会で提案された「中間機関」の構想である。

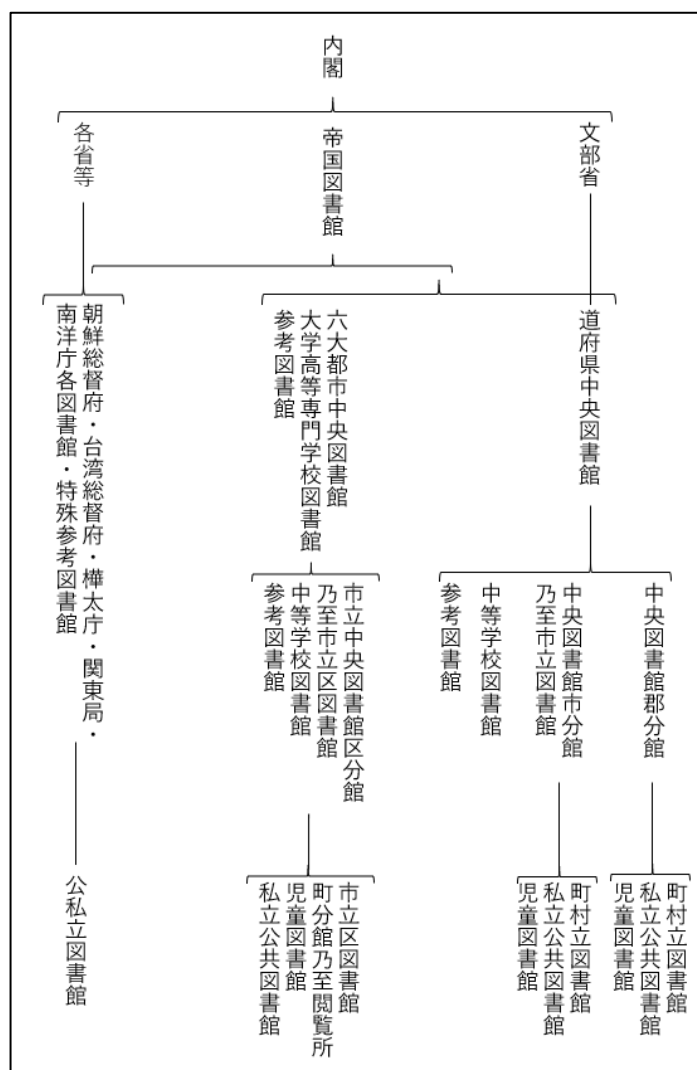
そして中田は、中間機関の下位に「町村立図書館私立公共図書館」を位置づけ、図書館網の単位となるべき「単位図書館」あるいは「第一線図書館」と表現し、その役割を「直接民衆生活に接触し、その社会教育的任務にあたるものである。」と述べている。さらに中田は、「これら単位図書館が貸出文庫や携帯書囊などの技術的工夫を行うことによって、部落や隣組、さらには家庭にまで手を伸ばすことが可能になる」と述べている。

なお、学校図書館と特殊参考図書館についてはこの図には含まれておらず、その扱いについては保留するとしている。

新たな図書館網の構想について、中田は以上のように概念図に即して説明を行っているが、この論稿の後半では、単位図書館の義務設置や中央図書館の強化などの各問題にフォーカスした意見を述べている。

まず、単位図書館の強制的設置、つまり各自治体への図書館の義務設置については、研究会での結論と同様に可能であると結論付けている。中田は、全国約12,000の自治体を人口規模ごとに分け、圧倒的多数の自治体が人口1,000人以上だとしている。そして、人口1,000人以上の村落においては、最低でも人口1人当たり20銭を計上し、半額を国庫から負担することで年額約400円を用意でき、かなり力のある図書館経営が可能になると指摘している。一方、人口1,000人に満たない300余りの村落においては、隣接町村との組合図書館を設置するか、あるいは中央図書館からの特別援助をもって独立性を保持するなどといった方策が考えられると主張している。

さらに中田は、単位図書館における職員・施設・使命について述べている。年額経費500円に達しない小図書館においては、兼任職員を充てることで満足するしかないとしつつも、その人材については「従来の如く兼務職員たる小学教員や寺院住職の常識的経営を以てしても、之に配するに特志家(原文ママ)や青少年の協力を以てすれば村落図書館は実に驚くべき成績を挙げ得る」⁴⁹と主張している。施設に関しても、独立の館舎を持たない図書館に



【図3】「中田の図書館網概念図(1940年8月時点)」
中田邦造「図書館法規改正の枢要点」(『図書館雑誌』
第24年第8号、1940年8月)から引用

しても、民衆の出入りがしやすいところにこれを設けることが重要だとしている。また、研究会では保留となった、学区毎の閲覧・貸出施設の設置についても改めてその可能性と必要性を主張している。そして、これらの単位図書館や閲覧・貸出施設の根本的使命を「町村社会における教養の自治機関として市町村民をして最も簡便に自らその生活の相談者を発見せしめることである。」⁵⁰とし、その普及・充実の必要性を記している。

次に、中央図書館の強化について、現行の規定に追加して考えるべき項目として、中央図書館の職能と職員の権限を列挙している。要約したものを以下に記す。

中央図書館の職能に関する項目

1. 図書館未設置地区への創設促進、創設計画の指導にあたる。
2. 管内図書館の蔵書構成への指導を行う、目録編纂等はその一方法である。
3. 社会教育当局の指導との関係を明示し、図書館経営要綱を示す。
特に読書指導などは中央図書館の基本事項のひとつとなる。
4. 図書館協会を結成して管内図書館を加入させ、連絡協力の方法とする。
5. 図書館援助の方法として貸出文庫派遣・資料相互貸借・各種計画実施指導援助のための中央図書館から管内図書館への長期職員派遣などを実施する。
6. 中央図書館長を管理者として教習施設を設置する。
教習所では新職員の養成・関係教育職員の再教育・現職員の能力補充等を行う。
7. 中央図書館長による管内図書館への視察は、経営指導の参考だけではなく、人事に関する内申権を持ち、これを実施する際の参考にすべきである。
8. 図書館経営の指導を専任とする主事を中央図書館に配置し、管内図書館を指導させる。
9. 技術的指導を機能させるためには、中央図書館それ自体の蔵書等の充実を図り、中位参考図書館としての機能を備える必要がある。
10. 経費については、人口100万人の県を基準として年間10万円(人口1人当たり10銭)の計上で足りる。これは国家負担とすべきである。(人口1人当たり40銭の経費を持つ単位図書館の普及が前提となる。)
11. 道府県の社会教育当局が行政的指導・監督の権限を持つことは当然であるが、中央図書館長には、管内図書館の実績を観察し、職員の適否について人事的内申権を持たせる必要がある。館長俸給は国庫負担とすべきである。⁵¹

ここでは、改正図書館令で定められた中央図書館による管内図書館への指導連絡統一を、より具体的かつ積極的に既定し直した内容になっている。特に技術的指導の内容に関しての具体化が顕著であり、図書館創設の促進や図書館協会の結成、資料相互貸借の計画・実施を目的とした中央図書館職員の派遣など、管内図書館普及・充実のための方策が挙げられている。ただし、技術的指導の中には、蔵書構成への指導や読書指導といった思想統制を合理化する内容も含まれている。

一方、行政的指導に関する内容も取り入れられている。第7, 11項目の内申権の提案がこれにあたる。中央図書館長による管内図書館に対する視察自体は、公立図書館職員令第2条で定められていたものの、行政的性格の強い人事内申権を明示してはいなかった。しかし中田は、社会教育当局が行政的指導・監督権を持つことを記し、図書館法規研究会で挙げた行政的指導の分掌に関する意見を牽制しつつ、中央図書館長に新たな行政的権限を持たせることの必要性を述べたのである。これに関連して、図書館経営の指導を専任とする主事を新たに配置することを提案したのも特徴的である。さらに経費については、人口1人当たり10銭という基準に関しては、1938(昭和13)年の「進言書」の内容と同じであるが、「進言書」では国庫負担が半額となっていたものの、ここでは国庫からの全額負担となっている。これらの中央図書館の強化に関する内容は、第3回図書館法規研究会での議論をふまえた

ものだと考えられる。

図書館法規研究を特集したこの号の編集後記には、特集の目的が以下のように述べられている。

すでに各方面に法規改正の研究が進められてゐる。希望はもつと多方面に湧いていくことであらう。かうした傾向を促進しドシドシ新しい改正意見を発表し、文部当局をして、取捨に迷ふことはあつても苟にも参考資料の不足に悩ましめる如きことのないやう、本誌の如きは大いに努めねばなるまいと思ふ。⁵²

中田はこの特集が組まれる直前に『図書館雑誌』編集委員に就任しており、この号を図書館法規特集号として企画・編集したのも中田である。⁵³そのため、編集後記を記したのも中田だと考えられる。特集の背景としては「中央図書館制度を唯一の取柄として、誕生した現行図書館令は、かれこれの批判は受けつゝも徐々に中央図書館の整備を促してゐるが、既に道府県の八九部通りまでが中央図書館を設置してしまへば、この図書館令の基本任務は済んだと見てもよからう。」⁵⁴ということが述べられている。中央図書館の指定がある程度普及したこの時点で、制度の普及から新制度の具体的な内容の検討へと、図書館法規に対するとらえ方が移っていたのだと考えられる。そして、このような動きを主導していたのは、石川県から上京し、図書館法規研究会でも存在感を示した中田であった。

しかしこの後、図書館法規改正に関する動きは大きな進捗を見せない。詳細な原因は不明だが、図書館法規研究会が教育審議会における議論を見据えて発足したにもかかわらず、肝心の審議会によって示された方針が、改正運動に力を与えるものではなかったことが一因ではないかと考えられる。審議会が示した方針については本節第4項で扱う。

3.3 長田富作の図書館制度改革構想

以上のように、中田が中心となつて行われた図書館法規改正運動とは別に、長田富作は独自に図書館関係法規改正の検討を進めていた。しかし、その内容は1938(昭和13)年の「建言書」作成過程において示した、中央図書館制度の強化とは大きく異なるものだった。

長田の見解の変化を示すできごととして、1939(昭和14)年5月に開催された第6回中図協協議会における協議題の提出が挙げられる。長田は「協会規約第二条中「中央図書館長協会」ヲ「全国主要図書館長協会」ニ改ムルノ件」を北島貞顕(京都府中央図書館長)、野村伝四(奈良県中央図書館長)、野尻丈七(和歌山県中央図書館長)との連名で提出している。これに対する反応は、「賛否意見の交換ありたるも、常務理事に於て適宜考慮することゝなつた。」⁵⁵とされているが、中図協の名称は変わることはなかった。

しかし、中図協の名称や構成員を再考すべきだとの意見は以前から存在していた。『協会誌』創刊号で、寺澤智了(神戸市立図書館長)は、中央図書館制度が確立された以上、中図協の正会員は、指定された中央図書館の館長のみとするのが望ましいとして、中央図書館長協会規約第三条第二項、第三項で会員と定められている「道府県立図書館長及之ニ準スヘキ公共図書館長」、「六大都市ニ於ケル代表図書館長」は「準会員又はオブザーブとするも一案でなからうか。」と主張している。あるいは、「(協会の名称を一筆者注)改名して各府県又は各地の代表図書館とか主要図書館とでもして」しまうのも一案だとしている。寺澤はその理由を以下のように述べている。

中央図書館に非ざるため斯る館長協会への出席方を通告せられても、少くも私としては出張認可の申請を市当局になす口実がなく、従て今後いつまでも有名無実の会員であるのは自身の良心に疚しいばかりでなく当協会の権威にも関はる。⁵⁶

県立図書館を持たない兵庫県において、未指定ながらも中央図書館としての機能を期待される神戸市立図書館と、その館長にかかる負担の大きさを読み取ることができる。

中図協の改組については、武藤正治（岡山県立図書館長）も「会員分子が図書館令制に合致してゐない、早く合致するに至る事を希望する。」とした上で、「協会の名称が館長協会では変である。寧ろ大風呂敷に中央図書館協会としたがよい」⁵⁷と述べている。

これに対し中田は、「協会を名実一致したものにしたといふことは抽象的には動かしやうのない正論である。」⁵⁸としながらも、厳密に中央図書館長以外の者を除外した場合、中央図書館長と大都市の図書館長が議論を交わす場が失われる恐れがあると指摘している。その上で中田は「官制的意味において中央図書館長のみを会談させる機会は文部省が作ってくれるであらう。実質的に日本の図書館界に共通の任を負ふものが一堂に会して意見を交へる機会こそはかやうな私設団体を通じて自ら作るべきではなからうか。」⁵⁹として、中図協を「私設団体」と明確に位置付け、そのままの形での存続が望ましいとしている。議論が展開された創刊号の発行日は1939（昭和14）年2月15日であり、協議会より前である。つまり長田は、寺澤や武藤などの論考を読んでいた可能性が高く、その上で関西の中央図書館長と意見をすり合わせ、協議題を提出したのだと考えられる。

では、なぜ長田はこの協議題を提出したのか。その理由は、長田が中央図書館“指定”制反対の主張を行うようになったためだと筆者は考える。1940（昭和15）年5月に開催された文部省主催中央図書館長講習協議会において、「図書館法規ノ研究」と題して長田が行った講義の中にこのような主張が見られる。この講義は「一、図書館法規ノ沿革」「二、現行図書館法規ノ諸相」「三、図書館法規上ニ於ケル図書館ノ概念」「四、今後改定又ハ制定セラレタキ諸法規」「五、結語」によって構成されており、このうち「二、現行図書館法規ノ諸相」と「四、今後改定又ハ制定セラレタキ諸法規」の内容が『図書館研究』誌上に「公立図書館関係法規ノ研究（要綱）」と題して掲載されている。

長田はまず、「現行図書館法規ノ諸相」の中で、中央図書館制度に関する独自の解釈を披歴している。長田は、そもそも中央図書館は「中央図書館ニ指定セラレタル公立図書館」⁶⁰のことであり、「指定制ヲ離レテ中央図書館ト云フ觀念サヘ存在セズ」⁶¹、中央図書館の職能も公立図書館長が兼任しているに過ぎないと指摘している。その意味で中央図書館制度とは、中央図書館“指定”制だと述べている。

中央図書館の職能については、図書館令施行規則第7条に列記された事項を以下のように指摘している。

是レ道府県立図書館固有ノ職能ニ過ギズ若シ夫レ道府県立図書館ニ於テ此ノ事項ヲ遂行スルコトナクバ道府県立図書館本来ノ使命ヲモ全ウスルコトヲ得ザルベシ
換言スレバ施行規則第7条ノ事項ハ中央図書館指定制ノ規定以前ニアリテモ若クハ指定ノ有無如何ニ拘ハラズ道府県立図書館ニアリテハナシツヽアルモノナリ⁶²

第2章で見た通り、図書館令施行規則第7条は、1931（昭和6）年の全国府県立図書館長会議における文部大臣諮問「地方ニ於ケル中央図書館ノ職能如何」答申がほぼそのまま採用されたものである。この答申は中央図書館制度確立前に作成・提出されたものであり、当然中央図書館が果たすべき職能についての検討は深められていない。そのため長田の指摘通り、図書館令施行規則第7条で列記された事項は、地方における中心的な図書館となるべき道府県立図書館の職能であり、中央図書館固有の職能とはいえない。さらに長田は、改正図書館令第10条にある「指導連絡」についても、「従来トテモ事実上ノ指導連絡ハ道府県立図書館ヲ中心トシテ行ハレタルモノナリ」として、固有性を否定している。

しかし長田は、中央図書館“指定”制の成立によって、中央図書館特有の職能も生じたとしている。以下の3項目がそれにあたる。

- (1) 法的ノ使命ヲ付与セラルコト
- (2) 中央図書館ニ指定セラレタル館ノ館長ハ兼テ其ノ道府県内ニ於ケル図書館ノ事務ヲ視察スルコト
- (3) 道府県立図書館ニアラザル公立図書館ガ指定セラレタルトキ⁶³

その上で長田は、(1) (2) の内容も「道府県立図書館長ニ法的ノ使命ヲ付与スレバ事足ル」として、中央図書館制度だからこそ実現できる内容でないと指摘している。

次いで長田は、「中央図書館ノ指導ハ果シテ可能ナリヤ」と設問して、管内図書館の中には、中央図書館に指定された図書館と同格もしくは格上のものがあり、これらに対して指導の職能を果たすことができるかは「疑ナキ能ハズ」とし、「監督権ナキ法上ノ「指導」ハ遂ニ不可能ニ帰スベシ」⁶⁴とその可能性を否定している。ここで出てきた監督権についても、公立図書館職員令第2条に定められた中央図書館長による視察の権限は公立学校職員制第4条における師範学校長の道府県内小学校視察の権限を模倣したものにすぎず、「視学機関ノ視察ト同視スルコトを得ズ」⁶⁵として、監督権には当たらないと指摘している。ただし、長田は監督機関の必要性自体は否定しておらず、「図書館事務ニ関シテ監督機関ノ必要アリトセバ別ニ図書館視察機関ヲ特設スベキモノナリ」⁶⁶として、視学機関に対応するような独立した図書館視察機関の設立を必要に応じてなすべきだと主張している。

さらに長田は、日本における中央図書館制度を海外の中央図書館制度と比較し、似て非なるものだと記している。長田が例示した海外の中央図書館はイギリスの国立中央図書館であり、これを「図書館ノ^{ユニオン}連合ニ基キ図書ノ^{コオオペレーション}合同運用ヲ目的トセル結果必然的ニ生レタル一連合事務局ニシテ図書ノ合同目録ノ作製ト其ノ運用トヲ使命トセルモノナリ」⁶⁷と解釈している。これに対し、日本における中央図書館制度がどのような目的のもとに成立したかということも長田は述べてはいないが、日本における中央図書館制度が必然的に誕生したものではなく、また現状においても望ましいものではないという長田の主張を、行間から読み取ることができる。

以上のように述べてきたことから、長田は「現行図書館法規ノ諸相」の結論として、「中央図書館指定制ハ之ヲ法上ヨリ見ルモ又実務上ヨリ見ルモ頗ル不可解ナル制度ナリ（中略）若シ夫レ中央図書館ノ指定制ヲ徒ラニ執着セラルニ於テハ図ラヌ不条理ナ事態ヲモ生起セン本規定ハ往々ニシテ不条理ヲ伴随シ易キコトニ戒心スベキモノトオモフ。」⁶⁸として、中央図書館制度が持つ不合理性が故に、その指定がない道府県が未だに存在し、指定に執着しても不条理な問題が発生するとして、痛烈に批判している。

では、このような制度をどのように改革すればよいのか。長田は「今後改定又ハ制定セラレタキ諸法規」として私案を開陳している。この私案では、単一法規である改正図書館令を、図書館の規模・種別によって「(1) 道府県立図書館令 (2) 市立国民図書館令 (3) 町村立国民図書館令 (4) 私立図書館令」の4種類に分ち、それぞれの実態に即した内容を定めるべきだと主張している。

まず(1) 道府県立図書館令については、現行中央図書館を廃止し、「其ノ実体ヲ有スル道府県立図書館制ヲ強化スル」⁶⁹という趣旨の下で構想されている。この法令においては、道府県立図書館の設置は義務であり、もし未設置の道府県においては市立国民図書館のうち、文部大臣の認可を受けたものが代用できるとしている。そして、これらの図書館は参考図書館の役割を果たすと記されている。指導連絡統一に関する記述はないものの、従来の道府県立図書館においても指導連絡を行っていたと考える長田にとって、これらの職能をわざわざ規定する必要はなかったのだと考えられる。

(2) 市立国民図書館令では、市の規模に応じた国民図書館の義務設置を規定すると記されている。ただし、財政を考慮して、私立図書館の代用（道長官または府県知事の認可が必

要)、道府県立図書館の使用（道長官または府県知事の認可が必要）、建設に際して国庫からの相当額の補助を行うといった規定を設けている。

(3) 町村立国民図書館令では、数カ町村組合への国民図書館の義務設置を規定すると記されている。図書館の設立にあたっては、町村図書館組合を設けて設立の主体とし、組合を構成する各町村に1カ所以上閲覧分室を設けることを定めている。現行の町村図書館と大きく異なるのは、大多数の町村立図書館がそうであった学校への付設を禁止したところである。学校に付設された図書館は学校図書館としての機能にその力を傾注すべきであり、新たに設ける町村立国民図書館は「国民学校ヲ経過セシ国民ヲ対象トスル」⁷⁰ことをその趣旨としているためである。また、市立国民図書館と同様に、私立図書館による代用制も認めている。

(4) 私立図書館令では、私立図書館の設置主体は財団法人に限り、地租など税制面での優遇を図る旨が企図されている。なお、中央図書館制度で行われている地方長官による認可の是非については記されていない。

このほか、職員の定員・待遇に関する公立図書館職員令、学校図書館の法制化、国民図書館の補助法案など、長田が望ましいと考える法令案に関する説明が記されている。

長田が構想した新制度は、中田の「図書館網」構想とは大きく異なるものだった。その中でも最大の相違点は、長田が現行中央図書館制度の廃止を主張している点である。しかし、長田は道府県立図書館による管内図書館への連絡指導援助を否定しているわけではない。前年の第6回中図協協議会で「中央図書館長協会」から「全国主要図書館長協会」への改名を提案していたことから、大図書館が果たすべき役割の大きさを否定しているわけではない。長田が否定しているのは、道府県立図書館に負荷をかけるばかりで確固とした財政的裏付けのない中央図書館“指定”制であり、むしろ、道府県立図書館をそれ自体として強化を図り、機能させることは不可欠だとしているのである。

一方、市町村立図書館については、これを国民図書館として「国民学校ノ制度ト相呼応ジテ国民ヲ対象トスル」という方針のもとで、代用制や組合図書館など財政への配慮を示しつつも、基本的には義務設置の必要性を述べている。その中でも、「学校付設」の図書館を「学校図書館」として機能させるという意見は画期的であり、国民図書館を学校図書館と分けて設け、終生教育のよりどころとしている点で、学校教育と社会教育の重層的な教育体制の確立を町村部でも図る極めて程度の高い構想だといえる。しかし、町村立図書館の多くが学校に付設されていた当時において、国民図書館をこれとは別に新しく設けることの実現性は低いものだったと考えられる。

長田は最後に、内閣に属する機関として図書館審議会を設け、以上のような構想をはじめとする図書館振興策の調査審議を行うことを求めている。教育審議会ではなく、図書館審議会を新設する理由を「教育審議会ハ学校教育ヲ中心トシテ議セラルヽ実際ナリ。仍テ之レニ図書館ノ刷新振興ト云フ重大事項ノ調査審議ヲ願フコトノ不安ナルハ従来此ノ種ノ調査会ノ実績ニ徴シテ明カナリ」⁷¹と記している。教育審議会における議論を念頭において図書館網構想を検討していた中田とは正反対の見解であった。なお、長田の論考が『図書館研究』に掲載される前に、中田から『図書館雑誌』の図書館法規研究号への長田の寄稿を要望する書簡⁷²が送られているが、長田は「雑誌などに発表しては却って実現を阻害する結果を招来することは従来官界一般の流れと推せられ」として謝絶している。両者の対立を明確に示す史料は見当たらないものの、友好的な関係でなかったことがうかがわれる。

以上のように、現行の図書館制度（特に中央図書館制度）を徹底的に批判し、大胆な改革案を長田は示した。しかし、この講習会の直後に、長田の図書館法規改正に関する意見はまた変化を見せることとなる。このことについては次章で検討する。

3.4 教育審議会における審議と答申

「進言書」の作成後、図書館界で図書館制度改革に関する構想がさらに深まっていく中で、教育審議会はいよいよ図書館に関する審議に入る。本節では、教育審議会における図書館制度をめぐる議論を検証し、中田らの意見がどの程度答申に反映されたのかということを観察する。

進言書の審議の開始にあたり、日図協を代表して中田が、1941（昭和16）年1月24日の第十八回整理委員会へ説明に赴いている。まず中田は、図書館が「全国民ニ全生涯ヲ通ジテノ教育ノ体系ヲ与ヘルコト、教育施設ノ体系ヲ与ヘルコト」⁷³を念頭に置き、「教育ノ終生持続」⁷⁴を目的とした活動を行うべきだと説明している。その上で、図書館網構築の必要性を以下のように述べている。

教育ガ終生持続トナレバ、労働ヲシツツ、生産活動ニ従事シツツ、図書館ヲ利用シ得ルヤウナ方法ヲ講ジナケレバナラヌ、生産活動ヲ止メテ本ヲ読ミニ行クノデハナイ、生産活動ヲシツツ本ガ読メルヤウナ施設ヲ講ジナケレバナラヌト云フコトニナルノデアリマス、サウ云フ為ノ図書館網ノ組織立テデアリマス⁷⁵

さらに中田は、国民全体を対象とする図書館の組織立てができるのであれば、それに相当する監督機関が必要であると説明している。しかし、進言書に記載された「統制監督機関」の具体的な内容が、どのようなものなのかということについては触れていない。

そして最後に、図書館法規改正について説明を行っている。帝国図書館官制と図書館令、公立図書館職員令の改正については、法令に強制力を持たせること、具体的には図書館の義務設置の必要を以下のように訴えている。

全国的ニ図書館組織ヲ拵ヘル、図書館網ヲ拵ヘル、詰リ道府県市町村ハ皆図書館ヲ持タネバナラヌト云フコトニスル、サウ云フコトニスル一箇条ガアルダケデ、後ハモウ総テガ解決サレルノデアリマス⁷⁶

その上で中田は、専門図書館令や学校図書館令などを単独法規として制定し、一般的な公共図書館とは異なるこれらの図書館の振興を要望している。しかし、中田の関心は主に公共図書館に向けられており、このような単独法規の成立によって、「公共図書館令ガ本当ニ純粹ノモノニナリ得ル、サウシテ先刻言ツタ国民教育ノ大組織ヲ成就スルコトガ出来ルノヂヤナイカト考ヘテ居ル」⁷⁷としている。

中田の公共図書館（特に公立図書館）へのこだわりは極めて強く、整理委員の佐々井信太郎（大日本報徳社副社長）の「第五ノ図書館網ノ組織ノ所ニハ全部官公立デアリマシテ、私立図書館トイフモノガ全然此処ニ書イテナイヨウニ思ヒマス、其ノ図書館網ノ組織ノ中ニ私立ハドウ云フ風ニ御考ヘニナツテ居ルノデアリマセウカ」⁷⁸という質問に対し、中田は特殊図書館（私立図書館）は学術研究的な性格が強く、教育という観点からは意味が少し外れるとした上で、「公立ニ依ラナイト此組織立テガ出来ナイ、ケレドモ公立ヲ建前ニシテ置イテ、サウシテ是ナラバ公立図書館ニ負ケナイ有能ナモノデアルト云フコトガ認めラレバ公立ニ代用スルコトハ一寸モ差支ナイト思フ」⁷⁹と回答している。また、同じく整理委員の穂積重遠（東京帝国大学教授）が「常会隣組ト云フヤウナ所デ多少ナリトモ本ナリ雑誌ナリヲ置イテ、サウシテ皆デ廻リ読ミニ読メルト云フヤウナコトガ出来ルト大変宜イノデハナイカ」⁸⁰という質問に、中田は「サウ云フモノ（常会隣組などにおける文庫―筆者注）ハ町村図書館ニ代ルベキモノデハナクテ、町村ニツツノ図書館ガアツテ、サウシテ各部落ニサウ云フモノガアツテ、初メテ堅実ナルモノニナルト思ヒマス」⁸¹と答え、あくまでも公立図書館の義務設置の必要性を主張している。

以上のような中田の説明に、文部省の小山隆社会教育官も以下のように賛意を示してい

る。

(図書館は一筆者注) 数ニ於テモ四千七百、或ハ五千近クアツタコトモアリマスガ併シソレガ實際ニ於テ其ノ実情ヲ見マスト、其ノ殆ド三分ノ二ハ有名無実ナモノデアルト云フヤウナ実情ニアリマシテ(中略) 本当ニ此ノ図書館ト云フモノヲ社会教育ノ中枢機関トシテ活動サセル為ニハドウシテモ是ハ図書館ノ組織網ヲ十分ニ確立スル必要ガアル(中略) 中央ニ於ケル帝国図書館カラ下ハ各町村ニ於ケル図書館ニ至ルマデ茲ニズツト組織ヲ持ツテ指導シ指導セラレルト云フヤウナ関係ガナケレバナリマセヌ⁸²

小山はさらに、学校図書館や専門図書館なども含めた図書館間での資料相互貸借などの必要性を述べ、「図書館全体ノ組織網ノ確立」⁸³の必要を指摘している。小山は図書館の義務設置の是非については言及しておらず、この点で中田の主張との相違が見られる。また、図書館振興の目的についても、小山は図書館員を教育者ととらえ、「地方民ノ知識ノ向上、或ハ又時局認識ノ徹底、銃後活動ノ促進ト云ツタヤウナ方面ニ積極的ナ活動ヲスル者」として「図書館員ヲ動員スルコトガ必要デアル」と主張している。この主張には、図書館を思想善導機関化する狙いが如実に表れており、この点も中田の意見とは異なっている。

しかし、帝国図書館の位置づけの改革、「図書館の組織網」の確立といった図書館振興策については、両者の主張に共通点が見いだせる。確実なことはわからないものの、この直前に催された図書館法規研究会の会合において、中田(日図協)と小山(文部省)の意見のすり合わせが行われたのだと推測される。

以上のような解説をふまえ、原案である「文化指導ニ関スル要綱案」が作成され、1941(昭和16)年4月2日の第26回整理委員会において審議にかけられることとなった。この中で、公共図書館網に関する項目は「三 国立図書館ヲ整備拡充シ全国図書館ノ中枢タラシムルコト」と「四 道府県ニ於ケル中央図書館ヲ整備拡充スルト共ニ市町村図書館ノ普及充実ニカムルコト」⁸⁴がこれにあたる。この原案は、同年4月4日の第27回整理委員会において、委員の審議にかけられる。ここで、第三項目の「中枢」という文言をめぐる、帝国図書館の総中央図書館化構想に関する議論が展開された。

まず原案の説明にあたって、久尾啓一(文部省成人教育課長)は「全国図書館ノ中枢」の意味を「府県立ノ中央図書館ハ府県内ノ中央図書館タラシメ得ルノデアリマスケレドモ、帝国図書館ハ全国ノ中央図書館ト云フ風ニハナツテ居リマセヌシ、制度デモ現在サウナツテ居リマセヌ」⁸⁵と述べている。これに対し下村寿一(東京女子師範学校校長)が、「中枢」が「図書館事業ノ行政権ヲ持タセルト云フヤウナ意味ダトスルト是亦考ヘナケレバナラヌコトダト思ヒマス」⁸⁶とし、語義の曖昧さを指摘している。これに対して久尾は「中枢ト云フ意味ハ図書館事業ノ技術的ト申シマスカ、サウ云フ意味ノ中枢デアリマシテ、丁度其ノ関係ハ現行ノ制度ニ於キマシテ各府県立ノ中央図書館ト町村図書館トノ関係ニ於ケルガ如キ意味ノ中枢デゴザイマス」⁸⁷として、技術的指導を行う意味だと説明している。この説明に対して、田所美治(順心高等女学校校長)は以下のように反論している。

斯ウ(中枢と一筆者注) 御書キニナルト、ヤハリ行政ノ中心デアル、例ヘバ図書館ノ設置トカ或ハ図書館員ノ人的統御ノ関係トカ云フモノハ文部大臣ガ見ル前ニ中央図書館デ見ル、人的物的ノ設備等ノ査閲ヲスルトカ下検査ヲスルトカ云フヤウナコトニ行クベキデセウ(中略) 中枢ト云フ言葉ハ要ラヌヤウナ気持ガ致シマス⁸⁸

さらに下村は、有力な私立図書館の存在をふまえ、このような図書館には「文部省ノ監督ナラ受ケルケレドモ、図書館長ノ監督ナド受ケタクナイト云フノガ随分アリマスネ」⁸⁹と主張し、田中穂積(早稲田大学総長)も以下のように述べて、「中枢」という文言の使用に反対している。

今ノ私設図書館ト云フノハ大学付設ノ図書館デス、私ノ方ノ図書館ハ書物ガ四十五万冊位アル、官立公立ト云フ所デモ余リ類ガナイ、大キナ図書館ガ段々出来テ来ヨウト思フ（中略）是ハドウモ国立ノ図書館ヲ中枢ニスルト云フコトハ無理デ、ヤハリ図書館協会ノヤウナモノニ活動サセルト云フコトガ一番適切デアリマスナ⁹⁰

さらに関屋龍吉（国民精神文化研究所所長）は、国立図書館がいずれ増えることも考慮して以下のように述べている。

国立図書館ヲ整備拡充スルト云フコトダケヲ此処デ謳ツテ置イタラソレデ宜イヂヤアリマセヌカ、中枢ト云フヤウナコトハ図書館協会トカ色々ナモノノ活用ガアツテ自然サウ云フ中枢的ナ働キヲシテ来ル（中略）寧ロ公立図書館ノ整備拡充ト云フコトハ今日非常ニ必要ナコトデハナイカト思ヒマス⁹¹

この発言から、議論の焦点は「図書館ノ組織網」の整備から、各図書館の整備拡充へと移っていく。これを受けて田中が「一体国立ノ図書館ヲ拵ヘルト云フコトハ詰リ図書館ノ模範的ノモノヲ見セテ公立ノミナラズ、私立モ総テソレニ倣ハセヤウ、斯ウ云フコトガ趣旨デハナイデセウカ」と主張し、田所がこれに同意して「国立図書館ヲ整備拡充シテ全国図書館ノ模範タナシムルコト（原文ママ）」との案を出している。そして林博太郎（東京帝国大学教授）が「整備拡充スレバ自然模範ニモナル、何ダカ蛇足デスナ、ドウデス、「整備拡充スルト」位ニシテ置イテ…」⁹²と発言し、これが採用されて審議は終了している。

次の第4項目、「道府県ニ於ケル中央図書館ヲ整備拡充スルト共ニ市町村図書館ノ普及充実ニカムルコト」については、反対意見は表明されず、審議終了となった。

これらの審議の結果は、1941（昭和16）年6月16日の第13回総会において「社会教育ニ関スル件答申」として説明が行われている。原案第3,4項目は、結局ひとつの項目にまとめられ、「文化施設ニ関スル要綱」の第3項目として「国立図書館並ニ道府県ニ於ケル中央図書館ヲ整備拡充スルト共ニ市町村図書館ノ充実普及ニカムルコト」⁹³と答申されている。先に見た議論の過程から、ここで述べられている国立図書館や中央図書館の「整備拡充」とは、公共図書館の模範としてその施設や設備、機能などを充実させることにあり、中田や小山が主張した「図書館ノ組織網」という構想は反映されていないことがわかる。さらに、各自治体への図書館の義務設置も容れられずに「普及」の程度とされており、図書館統制機関の設置や関連法規改正・制定についても言及されておらず、機構や制度の改革という観点から見た場合、中田らの期待に応えるものではなかったといえる。⁹⁴

3.5 考察

本章では、日中戦争の勃発と国民精神総動員運動の開始という時代背景の中で、中央図書館制度がどのように運用され、どのような改革が構想されていたのかということを検証した。

日中開戦によって開始された国民精神総動員運動の下で、中央図書館は時局関連資料の閲読奨励を中心的な事業として行った。文部省も読書を通じた思考を伴う国民教化の必要性を感じており、特に巡回文庫の活用を奨励する意向を示した。これらは、具体的に精動文庫事業として実現し、全国の中央図書館でこの文庫が編成され、管内の学校や図書館などを巡回することとなった。農山漁村までをも射程に収めたこの文庫は、巡回先の指導者の熱意に利用が左右されるという欠点を有していたものの、総力戦体制下において志向される国民の強制的均質化と強い親和性を持っていたといえる。

一方、教育審議会が設置され、戦中の教育政策の方針が議論されるにあたって、図書館界

からも制度改革に関する要望が出される。中田邦造を中心とした委員会において作成された進言書には、道府県市立図書館の義務設置や帝国図書館を総中央図書館として機能させる構想が記されていた。中田はこの後、『協会誌』の編纂や図書館法規研究会での議論を経て、自身の図書館網構想を発展させていく。その成果として示されたのが、1940（昭和15）年に『図書館雑誌』に掲載された論考「図書館法規改正の枢要点」だった。ここで構想されたのは、帝国図書館を総中央図書館とし、地方中央図書館と市町村立図書館の間に中間機関を設置、さらには学校図書館や朝鮮・台湾・南洋諸島の公共図書館までも含めた空前の図書館網構想だった。中央図書館長の権限も拡大が図られており、管内図書館への従来の技術的指導に加えて行政的指導、具体的には人事に関する内申権を持たせることを要望していた。大規模な図書館網の構築にあたって、よりきめ細かで強力な指導体制の確立が図られたといえる。

一方、進言書の作成段階で中央図書館制度の強化を構想していた長田は、自身の主張を大きく変え、現行中央図書館制度の廃止と道府県立図書館の充実整備、国民図書館の原則義務設置の必要を説くようになる。長田の問題意識は、現行中央図書館の道府県立図書館に負担を強いるだけで財政的な裏付けも指導体系も確立されていない状況の克服にあった。導入から約7年が経過しながら、際立った成果を出せていない中央図書館制度に対し、方向性の違いはあるものの変革を求める意見が同時に挙げられていたことは興味深い。

そして、いよいよ社会教育に関する審議に入った教育審議会には、中田自らが赴いて図書館網構築の必要性を主張した。ところが、審議会における図書館を対象とした議論は法令や制度の変更をとともなう事項については極めて消極的で、答申の原案では存在していた帝国図書館を全国の図書館にとっての中核とする規定も却下されている。市町村立図書館の義務設置も容れられず、中田の構想は骨抜きにされる結果となった。

1 「国民精神総動員実施要綱 昭和十二年八月二十四日閣議決定」（『国民精神総動員実施概要』第1輯、内閣情報部、1938年、23頁）

2 「国民精神総動員ニ関シ中央図書館ニ於テ施設スベキ事項決議案」（『図書館雑誌』第31年第12号、1937年12月、371頁）

3 「第三十二回全国図書館大会」（『図書館雑誌』第32年第7号、1938年7月、194頁）

4 「第三十二回全国図書館大会」（『図書館雑誌』第32年第7号、1938年7月、194頁）

5 「国民精神総動員文庫」（『京都府中央図書館報』特別号、1939年3月より）

6 川村源七「精動文庫のファースト・ランナーとして」（『高知県立図書館報』第166号、1940年1月、付録1頁）

7 高芝長男「国民精動文庫視察旅行記」（『高知県立図書館報』、第168号、1940年3月、2頁）

8 山之内靖「方法論的序説」（山之内ほか編著『総力戦と現代化』（柏書房、1995年）

9 山口源治郎「1950年代における図書館法「改正」論争について—図書館法理念の担い手の問題を中心として—」（『図書館界』Vol. 42 No. 4、1990年、235頁）

10 中田は1897（明治30）年に滋賀県に生まれ、1920（大正9）年に京都帝国大学に入学。西田幾多郎のもとで哲学を専攻し、1927（昭和2）年石川県立図書館司書官に就任、1931（昭和6）年に館長に就任している。

11 帝国大学司書官については帝国大学事務官、帝国大学司書官及帝国大学司書特別人用令第2条で以下のように定められている。

第二条 帝国大学司書官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ニ限り文官高等試験委員ノ銜ヲ経テ之ヲ任用スルコトヲ得

- 一 教育又ハ図書ニ関スル高等文官ノ職ニ在リタル者
- 二 三年以上教育又ハ図書ニ関スル奏任官待遇ノ職ニ在リタル者
- 三 五年以上教育又ハ図書ニ関スル伴任官又ハ伴任官待遇ノ職ニ在リ現ニ六十円以上ノ月俸ヲ有スル者

四 図書ニ関シ特別ノ学芸技術ヲ有スル者

「帝国大学事務官、帝国大学司書官及帝国大学司書特別人用令中改正」(『官報』第 2314 号、1920 年 4 月 22 日、558 頁)

¹² 「第 32 回全国図書館大会会議録」(『図書館雑誌』第 32 年第 7 号、1938 年 7 月、197 頁)

¹³ 『中央図書館ニ関スル調査』(1938 年 4 月現在、文部省社会教育局、付録 4 頁)

¹⁴ 「第 32 回全国図書館大会会議録」(『図書館雑誌』第 32 年第 7 号、1938 年 7 月、198 頁)

¹⁵ 長田は 1880 (明治 13) 年に石川県に生まれ、1901 (明治 34) 年に石川県立師範学校を、1906 (明治 39) 年に広島高等師範学校を卒業し、中学校・高等女学校教諭などを務めた後、1938 (昭和 3) 年に大阪府立図書館に司書として採用されている。そして 1933 (昭和 8) 年に、今井貫一の後を継いで 2 代目館長に就任している。

¹⁶ 1936 (昭和 11) 年に帝国図書館司書官の林繁三から以下のような書簡が送られている。「館長も職員制には至極御同感の趣にて宛も十三、四日中央図書館長会議開催相成候に付き右中央図書館職員制制定方貴県より建議せられたき様相願ひ度き旨御話有之候[、]就ては過日中央図書館長会議に持出すことの利弊につき御意見も拝承仕り[、]御立場も同問題にあまりに関係深き様御説示有之候得共[、]大局より思て中央図書館機能を發揮し得べき程度の本制度確立の要痛感せられ[、]之を放任するは不可と存せられ候間会議にても、最も本問題の本質を御把握相成候貴殿より皇国斯業発展の為御提案の程願上候」(林繁三発長田富作宛書簡『長田富作関係資料(文書の部)』E-9-1、大阪府立中之島図書館所蔵、1936 年 10 月 27 日)

¹⁷ 「進言案 下書き」(『長田富作関係資料(文書の部)』E1-13-2、大阪府立中之島図書館所蔵)

¹⁸ 「中央図書館長会議」(『図書館雑誌』第 32 年第 6 号、1938 年 6 月、20 頁)

¹⁹ 「教育審議会ニ対スル進言」(『図書館雑誌』第 32 年第 7 号、1938 (昭和 13) 年、179 頁)

²⁰ 「教育審議会ニ対スル進言」(『図書館雑誌』第 32 年第 7 号、1938 (昭和 13) 年、179 頁)

²¹ 「教育審議会ニ対スル進言」(『図書館雑誌』第 32 年第 7 号、1938 (昭和 13) 年、180 頁)

²² 中田邦造「松本帝国図書館長と中央図書館協会の事業推進策を相談の結果、雑誌を発行することになったので協力を依頼する旨」(『長田富作関係資料(書簡の部)』中田邦造書簡 G226、1938 年 7 月 21 日、大阪府立中之島図書館所蔵)

²³ 中田邦造「松本帝国図書館長と中央図書館協会の事業推進策を相談の結果、雑誌を発行することになったので協力を依頼する旨」(『長田富作関係資料(書簡の部)』中田邦造書簡 G226、1938 年 7 月 21 日、大阪府立中之島図書館所蔵)

²⁴ 中田邦造「松本帝国図書館長と中央図書館協会の事業推進策を相談の結果、雑誌を発行することになったので協力を依頼する旨」(『長田富作関係資料(書簡の部)』中田邦造書簡 G226、1938 年 7 月 21 日、大阪府立中之島図書館所蔵)

²⁵ 中田邦造「松本帝国図書館長と中央図書館協会の事業推進策を相談の結果、雑誌を発行することになったので協力を依頼する旨」(『長田富作関係資料(書簡の部)』中田邦造書簡 G226、1938 年 7 月 21 日、大阪府立中之島図書館所蔵)

²⁶ 「中央図書館長協会成る」(『図書館雑誌』第 25 年第 11 号、1931 年 11 月、421 頁)

²⁷ 中田邦造「松本帝国図書館長と中央図書館協会の事業推進策を相談の結果、雑誌を発行することになったので協力を依頼する旨」(『長田富作関係資料(書簡の部)』中田邦造書簡 G226、1938 年 7 月 21 日、大阪府立中之島図書館所蔵)

²⁸ 中田邦造「松本帝国図書館長と中央図書館協会の事業推進策を相談の結果、雑誌を発行することになったので協力を依頼する旨」(『長田富作関係資料(書簡の部)』中田邦造書簡 G226、1938 年 7 月 21 日、大阪府立中之島図書館所蔵)

²⁹ 中田邦造「巻頭の言 指導者群の行衛」(『中央図書館長協会誌』創刊号、1939 年 2 月、2 頁)

³⁰ 松本喜一「創刊に際して」(『中央図書館長協会誌』創刊号、1939 年 2 月、5 頁)

³¹ 松本喜一「創刊に際して」(『中央図書館長協会誌』創刊号、1939 年 2 月、6 頁)

³² 中田邦造「焦点を見定めよ—中央図書館機能の本質—」(『中央図書館長協会誌』第 2 号、

1939年9月2頁)

³³ 中田邦造「焦点を見定めよ—中央図書館機能の本質—」(『中央図書館長協会誌』第2号、1939年9月2頁)

³⁴ この研究会の様子は、「日本図書館協会関係資料束Ⅰ 図書館法規研究会(一)」(『中田邦造関係資料(原稿)』3-22、石川県立図書館所蔵)に記されているが、ここには研究会で挙げた意見が箇条書きで列挙されているのみで、意見を述べた者が誰であるかを特定できる情報は見られなかった。

³⁵ 中田邦造「図書館法規改正の枢要点」(『図書館雑誌』第24年第8号、1940年8月、293頁)

³⁶ 「日本図書館協会関係資料束Ⅰ 図書館法規研究会(一)」(『中田邦造関係資料(原稿)』3-22、石川県立図書館所蔵)

³⁷ 「日本図書館協会関係資料束Ⅰ 図書館法規研究会(一)」(『中田邦造関係資料(原稿)』3-22、石川県立図書館所蔵)

³⁸ 「日本図書館協会関係資料束Ⅰ 図書館法規研究会(一)」(『中田邦造関係資料(原稿)』3-22、石川県立図書館所蔵)

³⁹ 「日本図書館協会関係資料束Ⅰ 図書館法規研究会(一)」(『中田邦造関係資料(原稿)』3-22、石川県立図書館所蔵)

⁴⁰ 「日本図書館協会関係資料束Ⅰ 図書館法規研究会(一)」(『中田邦造関係資料(原稿)』3-22、石川県立図書館所蔵)

⁴¹ 中田邦造「図書館法規改正の枢要点」(『図書館雑誌』第24年第8号、1940年8月、293頁)

⁴² 中田邦造「図書館法規改正の枢要点」(『図書館雑誌』第24年第8号、1940年8月、293頁)

⁴³ 中田邦造「図書館法規改正の枢要点」(『図書館雑誌』第24年第8号、1940年8月、293頁)

⁴⁴ 中田邦造「図書館法規改正の枢要点」(『図書館雑誌』第24年第8号、1940年8月、293頁)

⁴⁵ 「参考図書館」については、『図書館小識』(日本図書館協会、1915年)において「主として高尚なる図書を蒐集し、学術技芸の講究に資するものにして、高等図書館とも称すべきものなり。」(12頁)とされており、その経営方法については「経費の許す限りに於て一般参考書の外珍奇高尚なる各種の参考書並に大部の図書までも及ぶべきだけ之を備付け、学者の研究に便ずべし。」(13頁)として、学術研究のための利用を想定した図書館だと説明されている。

⁴⁶ 中田邦造「図書館法規改正の枢要点」(『図書館雑誌』第24年第8号、1940年8月、294頁)

⁴⁷ 中田邦造「図書館法規改正の枢要点」(『図書館雑誌』第24年第8号、1940年8月、294頁)

⁴⁸ 中田邦造「図書館法規改正の枢要点」(『図書館雑誌』第24年第8号、1940年8月、295頁)

⁴⁹ 中田邦造「図書館法規改正の枢要点」(『図書館雑誌』第24年第8号、1940年8月、297頁)

⁵⁰ 中田邦造「図書館法規改正の枢要点」(『図書館雑誌』第24年第8号、1940年8月、297頁)

⁵¹ 中田邦造「図書館法規改正の枢要点」(『図書館雑誌』第24年第8号、1940年8月、298, 299頁要約)

⁵² 「編集後記」(『図書館雑誌』第24年第8号、1940年8月、329頁)

⁵³ (1940年)6月18日に中田が長田宛に送った書簡に「小生雑誌編輯の立場において貴公に期待するところあり。先般金沢文庫における御発表は八月十五日号(図書館法規号として特輯)に頂戴いたしたく、御多用中恐縮乍ら七月中旬中に御回付の様願上候。」(中田邦造発長田

富作宛書簡、6月18日、長田富作関係資料 G-227、大阪府立中之島図書館所蔵) とある。

⁵⁴ 「編集後記」(『図書館雑誌』第24年第8号、1940年8月、329頁)

⁵⁵ 「中央図書館長協会昭和十四年度総会並協議会」(『図書館雑誌』第33年第6号、1939年6月、146頁)

⁵⁶ 寺澤智了「中央図書館長協会規約第三条について」(『中央図書館長協会誌』創刊号、1939年2月、24頁)

⁵⁷ 武藤正治「館界生活四半世紀を回顧して敢えて斯界に望む」(『中央図書館長協会誌』創刊号、1939年2月、25頁)

⁵⁸ 中田邦造「協会の改組問題と六大都市中央図書館の必要性について」(『中央図書館長協会誌』創刊号、1939年2月、27頁)

⁵⁹ 中田邦造「協会の改組問題と六大都市中央図書館の必要性について」(『中央図書館長協会誌』創刊号、1939年2月、28頁)

⁶⁰ 「公立図書館関係法規ノ研究(要綱)」(『図書館研究』第51号、1940年7月、203頁)

⁶¹ 「公立図書館関係法規ノ研究(要綱)」(『図書館研究』第51号、1940年7月、202頁)

⁶² 「公立図書館関係法規ノ研究(要綱)」(『図書館研究』第51号、1940年7月、205頁)

⁶³ 「公立図書館関係法規ノ研究(要綱)」(『図書館研究』第51号、1940年7月、205頁)

⁶⁴ 「公立図書館関係法規ノ研究(要綱)」(『図書館研究』第51号、1940年7月、206頁)

⁶⁵ 「公立図書館関係法規ノ研究(要綱)」(『図書館研究』第51号、1940年7月、206頁)

⁶⁶ 「公立図書館関係法規ノ研究(要綱)」(『図書館研究』第51号、1940年7月、206頁)

⁶⁷ 「公立図書館関係法規ノ研究(要綱)」(『図書館研究』第51号、1940年7月、206頁)

⁶⁸ 「公立図書館関係法規ノ研究(要綱)」(『図書館研究』第51号、1940年7月、207頁)

⁶⁹ 「公立図書館関係法規ノ研究(要綱)」(『図書館研究』第51号、1940年7月、208頁)

⁷⁰ 「公立図書館関係法規ノ研究(要綱)」(『図書館研究』第51号、1940年7月、211頁)

⁷¹ 「公立図書館関係法規ノ研究(要綱)」(『図書館研究』第51号、1940年7月、216頁)

⁷² 中田邦造「レファレンス依頼(個人的なもの)と町立図書館用地寄附の件続報」(『長田富作関係資料(書簡の部)』中田邦造書簡 G225、1940年5月25日、大阪府立中之島図書館所蔵)

⁷³ 「教育審議会諮問第一号特別委員会第十八回整理委員会(社会教育)会議録」(『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第13巻第17集(近代日本教育資料叢書 史料篇 3)、宣文堂書店出版部、1970年復刻、81頁)

⁷⁴ 「教育審議会諮問第一号特別委員会第十八回整理委員会(社会教育)会議録」(『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第13巻第17集(近代日本教育資料叢書 史料篇 3)、宣文堂書店出版部、1970年復刻、82頁)

⁷⁵ 「教育審議会諮問第一号特別委員会第十八回整理委員会(社会教育)会議録」(『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第13巻第17集(近代日本教育資料叢書 史料篇 3)、宣文堂書店出版部、1970年復刻、86頁)

⁷⁶ 「教育審議会諮問第一号特別委員会第十八回整理委員会(社会教育)会議録」(『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第13巻第17集(近代日本教育資料叢書 史料篇 3)、宣文堂書店出版部、1970年復刻、88頁)

⁷⁷ 「教育審議会諮問第一号特別委員会第十八回整理委員会(社会教育)会議録」(『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第13巻第17集(近代日本教育資料叢書 史料篇 3)、宣文堂書店出版部、1970年復刻、88頁)

⁷⁸ 「教育審議会諮問第一号特別委員会第十八回整理委員会(社会教育)会議録」(『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第13巻第17集(近代日本教育資料叢書 史料篇 3)、宣文堂書店出版部、1970年復刻、95頁)

⁷⁹ 「教育審議会諮問第一号特別委員会第十八回整理委員会(社会教育)会議録」(『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第13巻第17集(近代日本教育資料叢書 史料篇 3)、宣文堂書店出版部、1970年復刻、96頁)

⁸⁰ 「教育審議会諮問第一号特別委員会第十八回整理委員会(社会教育)会議録」(『教育審議会

- 諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第13巻第17集（近代日本教育資料叢書 史料篇 3）、宣文堂書店出版部、1970年復刻、96頁）
- ⁸¹ 「教育審議会諮問第一号特別委員会第十八回整理委員会（社会教育）会議録」（『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第13巻第17集（近代日本教育資料叢書 史料篇 3）、宣文堂書店出版部、1970年復刻、97頁）
- ⁸² 「教育審議会諮問第一号特別委員会第十八回整理委員会（社会教育）会議録」（『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第13巻第17集（近代日本教育資料叢書 史料篇 3）、宣文堂書店出版部、1970年復刻、89頁）
- ⁸³ 「教育審議会諮問第一号特別委員会第十八回整理委員会（社会教育）会議録」（『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第13巻第17集（近代日本教育資料叢書 史料篇 3）、宣文堂書店出版部、1970年復刻、89頁）
- ⁸⁴ 「教育審議会諮問第一号特別委員会第二六回整理委員会（社会教育）会議録」（『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第13巻第18集（近代日本教育資料叢書 史料篇 3）、宣文堂書店出版部、1970年復刻、138頁）
- ⁸⁵ 「教育審議会諮問第一号特別委員会第十八回整理委員会（社会教育）会議録」（『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第13巻第18集（近代日本教育資料叢書 史料篇 3）、宣文堂書店出版部、1970年復刻、152頁）
- ⁸⁶ 「教育審議会諮問第一号特別委員会第十八回整理委員会（社会教育）会議録」（『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第13巻第18集（近代日本教育資料叢書 史料篇 3）、宣文堂書店出版部、1970年復刻、152頁）
- ⁸⁷ 「教育審議会諮問第一号特別委員会第十八回整理委員会（社会教育）会議録」（『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第13巻第18集（近代日本教育資料叢書 史料篇 3）、宣文堂書店出版部、1970年復刻、153頁）
- ⁸⁸ 「教育審議会諮問第一号特別委員会第十八回整理委員会（社会教育）会議録」（『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第13巻第18集（近代日本教育資料叢書 史料篇 3）、宣文堂書店出版部、1970年復刻、153頁）
- ⁸⁹ 「教育審議会諮問第一号特別委員会第十八回整理委員会（社会教育）会議録」（『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第13巻第18集（近代日本教育資料叢書 史料篇 3）、宣文堂書店出版部、1970年復刻、154頁）
- ⁹⁰ 「教育審議会諮問第一号特別委員会第十八回整理委員会（社会教育）会議録」（『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第13巻第18集（近代日本教育資料叢書 史料篇 3）、宣文堂書店出版部、1970年復刻、154頁）
- ⁹¹ 「教育審議会諮問第一号特別委員会第十八回整理委員会（社会教育）会議録」（『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第13巻第18集（近代日本教育資料叢書 史料篇 3）、宣文堂書店出版部、1970年復刻、156頁）
- ⁹² 「教育審議会諮問第一号特別委員会第十八回整理委員会（社会教育）会議録」（『教育審議会諮問第一号特別委員会整理委員会会議録』第13巻第18集（近代日本教育資料叢書 史料篇 3）、宣文堂書店出版部、1970年復刻、157頁）
- ⁹³ 「教育審議会第十三回総会会議録」（石川謙ほか『近代日本教育制度史料』第15巻、講談社、1964年、504頁）
- ⁹⁴ 一方、図書館の活動内容としては、「図書館活動ノ積極化ヲ図ル為読書指導ヲ強化スルト共ニ貸出文庫、移動文庫等ノ施設ヲ拡充スルコト」と答申されている。山梨あやは、このような読書指導に関する審議に注目し「一九四一年には図書、新聞、雑誌などの出版物を通して積極的に国民の読書指導を展開する構想が固まっていたといえよう。」（山梨あや『近代日本における読書と社会教育—図書館を中心とした教育活動の成立と展開—』法政大学出版局、2011年、174頁）と指摘している。

4. 新体制運動以降の中央図書館制度

本章では、1940（昭和15）年10月に新体制運動が本格化した後、1941（昭和16）年12月の対米英開戦を経て、1945（昭和20）年の終戦を迎えるまでの期間を対象とし、この間の中央図書館制度の運用と改革について考察する。

まず第1節では、新体制運動の展開にともなって、中央図書館で行われていた事業がどのように変化していったのかということについて考察する。次に第2節では、中央図書館における事業実施にあたって、参考となる資料の編纂・発行がなされていたことに注目し、実際の中央図書館経営について考察する。そして第3節では、戦局の悪化を受けて教育政策の改革が進む中で、再び機運が高まった図書館法規の改正とそれともなう中央図書館制度の改革について考察する。以上の考察を通し、新体制運動下、さらには対米開戦後に中央図書館制度がどのように運用され、どのような改革が志向されたのかということをも明らかにする。

4.1 新体制運動と中央図書館制度

1940（昭和15）年10月、大政翼賛会が結成され、近衛新体制が確立される。図書館界もこの運動への協力を開始し、1941（昭和16）年5月12日に発行された『中央図書館長協会誌』（第3号）上でも新体制をふまえた論稿が多く見られる。

巻頭で松本喜一（帝国図書館長）は、高度国防国家の建設にあたり、軍事面が優先され文化施設が閑却されつつある状況を「東亜の新秩序に指導国家たるべき世界的使命を帯ぶる我国としては深く慮る所がなければならぬ」¹として、「国民教養の高度化」を念頭に置き、図書館事業の振興を図る必要があると述べている。そして、各館の強化を図るため、「中央図書館相互の連絡提携を緊密にし、全国を打って一丸とする中央図書館を具現すべきである。」²としている。

これに続いて菊地勝之助（宮城県立図書館長）も、新体制確立にあたって「図書館事業は国民文化の進展、民力の涵養上重要な役割を有つてゐる一大文化機関である。」³とし、図書館事業の合理化・経済化、各種団体との連絡提携、良書推薦と思想善導、図書館網の完成などが必要だと主張している。

乙部泉三郎（県立長野図書館長）も、新体制下における公共図書館は単なる社会教育施設としてではなく、「国策の宣伝機関の一部をも担当しなければならない。」⁴と述べている。そのために図書館員養成機関の改善、旧蔵書の再検討、翼賛壮年団文化部と中央図書館の連絡などを検討、実施する必要があると主張している。

一方、日本図書館協会においては、1941（昭和16）年5月に大政翼賛会文化部長の岸田國士を迎えて講演会を開催している。岸田は「文化機構の一翼としての図書館の使命に就いて」と題し、新体制下での文化振興運動のあり方と図書館界への期待を以下のように述べている。まず岸田は、文化部門の様々な領域、例えば美術や文学がそれぞれ孤立している状態から、関係団体で調整を行って交流提携を行い、文化機構の整備強化を図るべきだとしている。そこで、図書館についても研究施設としての図書館と、社会教育機関としての図書館の2面性を生かして文化機構の整備に協力することを期待している。このうち、社会教育機関としての図書館の機能として、読書指導に注目し、以下のように述べている。

図書館内に於て読書の指導をして戴くだけでなく、地方の文化団体の協力を願ひ、その地方の実情に即した地域的の要求を充分考慮に入れた読書指導をやる、図書館の人だけでは御多忙でなかなか其処まではといふ感じも致しますが、地方の文化組織を充分活用して戴ければさういふことが比較的容易になるのじやないかと思ひます。⁵

地方の文化組織を活用した読書指導の展開が期待されているが、まさに新体制運動以降の図書館界において推進されたのが、読書会を中心とした読書指導の実施だった。

この時期の読書指導に関する先行研究の蓄積は厚く、その中でも山梨あやは、長野における読書指導の展開の過程と内実を一次史料を活用して明らかにしている。山梨は、1941（昭和 16）年の教育審議会「社会教育ニ関スル件答申」中で読書指導強化の方針が示されたことを「従来の良書閲読の奨励や優良図書のおすすめという方針から一歩踏み込み、図書館の活動を通して積極的に国民の読書指導を展開する構想が固まっていたといえよう。」と指摘している。その上で、1942（昭和 17）年に日図協から刊行された『読書会指導要綱』を重視し、この刊行の前後から「自主的・自発的な自覚を有する国民の形成を促す教育方法として、読書による自己教育に対する関心が高まりを見せつつあったこと」⁶や「読書指導は従来のように良書閲読を奨励するというものから、各自の読書内容、さらにはその解釈のレベルにまで踏み込んでこれを一定の方向に統制しようとするものへと質的に変化していったこと」⁷などを指摘している。

このような読書指導は、青年団や隣組、常会、町会などにおける読書会を中心として行われることとなった。その背景には、1940（昭和 15）年 9 月に示された内務省訓令「部落会町内会等整備要綱」によって、これらの共同体の組織化が進んでいたことがある。しかし、これより早い時期に実施されていた精動文庫事業でも、巡回先の多くが管内の尋常高等小学校や青年学校、青年団などであった。このことは、専任職員の少ない管内図書館を活用するよりも、指導者となり得る人材が多く、より日常の生活に根差した共同体において事業を展開する方が合理的だと判断されたためだと考えられる。

このような例は高知県だけではなく、長崎県においても類似した状況が見られる。増田廉吉（長崎県中央図書館長）は、『協会誌』（第 3 号、1941 年 5 月発行）において、県内町村図書館のほとんどが尋常高等小学校に付設された極めて貧弱なものであり、「町村図書館と云ふものが形式だけでも各小学校を中心として存在してみたことが、多少とも読書力の養成普及の為に効果があつたかと云へば、この点も決してそうではなく寧ろ屢々解消すべしとの論さへ行はれたのであります。」⁸と述べている。その上で、「県図書館が中央図書館としての活動を開始するに至った時代には、既設の町村図書館を相手とすることは必ずしも適当の方法ではなく、寧ろ全然それに関係なく直接青年団、処女団等に働きかける事が策を得たものであつたのであります。」⁹と主張している。増田は、具体的な事業として回覧文庫（町村各団体等からの要求に応じて回覧）や輪回文庫（要求の有無にかかわらず、町村長、青年学校関係者、町村図書館関係者などの責任者宛に回覧）などを挙げている。そして最後に「本県中央図書館としては、町村図書館設立の奨励に努むるよりも、町村内に最も適当なる文庫の駐在所と責任者を得ることが急務であり、最も必要としてゐる所であります。」と締めくくっている。

このような国民教化のあり方が普及する中で、国民学校等に付設された公共図書館を活用することや、ましてや新たに公共図書館を設立することの必然性は失われ、図書館義務設置を要望する公共図書館関係者の声はより非現実的なものとなっていった。

このような中で、実際の中央図書館経営はどのようになっていたのか。次節では、中央図書館長協会（以下、中図協）において実施された調査を参考に、全国の中央図書館において実施されていた事業や、採用されていた経営方針などについて考察する。

4.2 中央図書館長協会の調査に見る中央図書館経営の実際

本節では、中図協が行った調査をもとに、新体制運動が推進される中で中央図書館において実際に行われた事業や管内図書館に対する指導連絡の方針などについて考察する。

4.2.1 貸出文庫の運用と読書指導の実施

1942（昭和 17）年 3 月に中図協から『道府県中央図書館貸出文庫ニ関スル調査概要』が

発行される。この資料は、1941（昭和16）年に中図協が実施した「貸出文庫ニ関スル調査」への回答をまとめたもので、書誌情報は【表10】の通りである。『協会誌』第3号と同様に、編集者は松本とされており、不二謄写堂印刷部で印刷、中図協から発行という形式をとっている。

【表10】『道府県中央図書館貸出文庫ニ関スル調査概要』書誌情報

編集者兼発行者	中央図書館長協会 代表者 常務理事 松本喜一
発行所	中央図書館長協会 東京市下谷区上野公園帝国図書館内
印刷者	東京市牛込区神楽町1-9 不二謄写堂印刷部
発行年	1942年3月31日
大きさ等	146頁、22cm
構成	1. 貸出文庫用蔵書ノ構成及整理 2. 文庫容器 3. 文庫ノ編成及貸出 4. 文庫ノ管理及利用 5. 読書指導 6. 管内ニ貸出文庫事業ノ普及徹底ヲ図ル為必要ナル具体的方策如何

『道府県中央図書館貸出文庫ニ関スル調査概要』
（中央図書館長協会、1942年、目次、奥付）から作成

内容は、各中央図書館における貸出文庫事業について、文庫の種類やその内容、貸出方法、利用対象といった基本的な調査項目のほか、貸出文庫を活用した読書指導のあり方などの発展的な調査項目に対する回答が掲載されており、中央図書館における貸出文庫運用の実態を垣間見ることができる。

文庫の編成にあたっては、1函に30冊から50冊程度¹⁰の図書を搭載し、2カ月の期間¹¹で貸出を行っている館が多い。その利用対象としては青年層が最も多く、次いで教員などの地方における指導者層が多い。¹²これは、文庫の貸出先として青年学校や国民学校、青年団が多いためである。そのため、文庫の内容も青年向けの通俗平易な図書で構成しているとの回答が多い。しかしながら、図書の程度を下げることに難色を示す館が多く、「貸出文庫ノ図書ニ対シ程度高シトノ声アルモ、之以下ニ程度ヲ下ゲルコト不能ト認ム」¹³といった意見や「良書適書ニハ難読書多シトノ苦情アルモ本館ハナルベク利用者ニ迎合セズ、読書指導ヲ以テ対策トナシツヽアリ」¹⁴との回答がなされている。

この他、文庫の内容として多いのは、時局認識の徹底や国民精神の涵養、国民教養の向上を図るとされる図書であった。しかし、これらの図書は戦局の変化や技術の進展による陳腐化が激しく、本書にも特別に「時代ニ依リ文庫用図書ノ不要ナルモノノ認定標準如何」という調査項目が立てられている。回答としては、3年や5年などの年数経過を基準に除籍を行っている館がある一方、「非国家的ナルモノ」¹⁵や「自由主義経済時代ノ経済解説ノ如キ又ハ文学ニテ階級闘争ヲ材料トセルモノ」¹⁶、「従来ノ自由主義、個人主義的思想ヲ根底背景トセルモノ」¹⁷など、内容から国民教化上ふさわしくないことを基準として除籍をしている館が存在する。しかし、これらの基準に即した除籍を未だに行っていない館もあり、除籍基準は館長の裁量に大きく左右されていたことがわかる。

文庫の貸出先については、まず「貸出先ハ図書館、国民学校、青年学校、青年団、其他何等レヲ適当トスルヤ」という設問がなされており、先述した通り、国民学校、青年学校、青年団への貸出が多く、それらに図書館が続いている。¹⁸ただし、青年学校は国民学校に付設され、青年団も国民学校や青年学校を中心に活動しており、さらには図書館も国民学校への付設が多く、これらを厳密に区別して文庫を回付しているわけではなく、町村における教育機関の集合地に文庫を提供しているといえる。なお、貸出先に既に図書館が設置されている

場合は、「既設図書館ノ存スル町村ニ貸出ストキハ先方ノ図書費ヲ削減スル虞アリ」¹⁹とする意見があるもののこれは少数派で、「既ニ図書館アル町村ニハ其ノ図書館ノ不備ヲ補ヒ其ノ図書館ノ発展ヲ助成スル為ニ貸出スベキ」²⁰という意見や、「地方図書館ニ於テハ多クハ貸出文庫ヲ回付スル余裕、経費等モ無ク随テ中央図書館ヨリノ貸出文庫ヲ歓迎シ地方図書館ニ於テ中央図書館ヨリ貸出文庫ノ回付ヲ受ケ其ノ目録ヲ配布シテ閲覧ニ供スルモノアリ」²¹といった意見など、既設図書館への貸出文庫回付に賛成する報告が多数派を占めている。

一方、図書館未設置の自治体に対する文庫の回付については、これが図書館創設の機運を高めたかという設問がなされている。回答としては、19 の道と県が機運が高まったと回答しており、その中には、実際に図書館や読書施設が創設された旨を紹介している道県もある。その一方で、8 府県が創設の機運が高まっていないと回答している。その他の 5 つの県については、創設の機運を高めることを目的として回付を行っているとは回答している。文庫の回付が図書館の創設を促進すると判断している館が多数派を示しているものの、機運の高まりを実感できていない館も少なからずあるという状況だった。

貸出文庫の活用については、特に読書指導のあり方に関する設問がある。ここでは、中央図書館員による巡回指導が複数の館で挙げられているが、「経費尠少ナルコト、職員数ノ不足ナルコトニヨリ未ダ各地ニ及バズ」²²として、指導の網羅性が低いことが課題として挙げられている。そのため、指導者養成を目的とした講習会や協議会を郡や県の単位で開催している例が多く挙げられている。中には、県主催青年団幹部講習会に参加するなど、貸出文庫の利用方針を左右する者との連絡に努める中央図書館長がいるなど、指導者養成に労力が割かれていたことがわかる。

4.2.3 中央図書館による市町村立図書館の指導連絡

『道府県中央図書館貸出文庫ニ関スル調査概要』が発行された翌年、1943（昭和 18）年 4 月に『中央図書館執務参考資料』が発行される。この資料の出版者は帝国図書館であるものの、内容は前年 3 月に中図協において取りまとめられた「中央図書館執務参考資料」調査への回答がもとになっている。書誌情報は【表 11】の通りである。

【表 11】『中央図書館執務参考資料』書誌情報

発行者	帝国図書館
印刷者	東京市牛込区神楽町 1-9 不二謄写堂印刷部
発行年	1943 年 4 月 10 日
大きさ等	115 頁、表、22cm
構成	1. 市町村図書館ノ設置指導 2. 市町村図書館ノ現状調査 3. 市町村図書館ノ経営指導 4. 市町村図書館ノ奨励助成 5. 中央図書館ニ関スル事項

『中央図書館執務参考資料』（帝国図書館、1943 年、目次、奥付）から作成

まず第 1 章では、市町村私立図書館の新設にあたっての基準や指導内容に関する設問への回答が掲載されている。市町村私立図書館の設置基準としては、各県において定められた図書館令施行細則を基準としている県が多く、年間経常費（一律・人口比）や蔵書冊数（一律）などの基準も補助的に使用されている。²³

このような市町村私立図書館の設置にあたり、中央図書館が行っている指導としては以下のものが挙げられている。まず、指導の形式については、「館長又ハ館員ガ实地視察ヲ行ヒテ手続等ヲ指示スルハ勿論、設置後ノ維持経営ニ関シテモ大体指針ヲ与ヘ置」²⁴くとして、中央図書館職員が实地視察に赴いている県と、「設置ニツイテハ（前例トシテ）当事者ハ当

初ニ於テ中央図書館ヲ視察シ、書庫、管内ノ設備、図書分類、配置等ニ付実地指導ヲ受ク」²⁵として設置主体者が中央図書館に視察に赴いている県の両方が存在している。また、「県内ヲ数地区ニ分チ図書館指導講習会ヲ行ヒ申請手続等モ紹介ス」²⁶と報告している館もあり、集団での指導も行われていたことがわかる。指導内容は館則の制定、基本図書の購入斡旋、図書分類法、図書の修理、閲覧方法、予算の配分、設備、施設、一般事務など多岐にわたっている。

以上のような中央図書館による指導とは別に、市町村私立図書館の設置にあたっては改正図書館令第7条で地方長官の認可が必要と定められている。その認可の過程に、ほぼすべての中央図書館が関与していることが報告されている。具体的には、「認可申請書ハ中央図書館ヲ經由ノ上、県ニ提出スル様内定セリ」²⁷としている館が多く、関与の程度が高いところでは「認可ヲ受ケントスルトキハ予メ中央図書館長ノ指導ヲ受ケ、認可申請書ニ中央図書館長ノ意見書ヲ添付ス」²⁸といった措置が取られている。これは事実上、市町村私立図書館設置認可の権限の一部を中央図書館が負っているということを意味する。それゆえ、予算や蔵書の規模といった実務面ではもちろん、設置主体や蔵書構成といった面にも中央図書館の意向が反映されやすく、反対に中央図書館の意に反する図書館の新設は困難だったといえる。図書館設置にあたっては、条文では定められていない大きな権限が、中央図書館に与えられていたことがわかる。

一方、既設図書館への指導としては、第3章で中央図書館長による視察の方法に関する設問がある。視察については第2章で石川と長野を例にとり見たが、ここでは視察内容に関する情報はなく、視察の形式や調査事項などが記されている。視察にあたっては、対象となる館に事前に通知と調査表を送付している館が多い。調査票は視察当日に回収の上、地方長官に報告されることになる。調査票の内容は、組織に関する情報（設立年月日、管内人口数、職員氏名など）、経費に関する情報（予算総額、図書購入費、人件費など）、設備に関する情報（館舎、貸出設備など）、蔵書冊数や閲覧に関する情報（蔵書冊数、年間閲覧者数など）、図書館経営に関する情報（図書分類法、図書蒐集方法、会合の開催、貸出文庫利用状況など）など²⁹となっている。

この他、第2章では中央図書館による管内図書館調査の方法について掲載されている。さらに第4章では市町村私立図書館に対する奨励金や図書館関係者の表彰に関する調査結果が掲載されている。そして第5章には、中央図書館に関する項目として、道府県立図書館長の権限や職員の事務分掌などを定めた各館の職務規定や、各館の商議員会・後援団体の掲載、館報の発行状況などがまとめられている。

本節では、中図協において実施された調査を参考に、中央図書館で実施されていた貸出文庫事業や読書指導普及のための指導者養成、さらには管内図書館に対する指導方針などについて考察した。貸出文庫の送付先としては、国民学校や青年学校などが多く、読書指導もこれらの場所での実践が期待されていた。しかし、これをもって公共図書館の普及が不要であるとの結論には至らず、図書館新設時の指導方法や図書館設置の機運に関して強い関心が払われていたことがわかる。このような関心を背景に、1943（昭和18）年に、あくまでも図書館法規の改正を通して図書館網の構築と公共図書館の義務設置を断行すべきだという動きが高潮してくる。次節ではこのような動きを含め、対米英開戦後に展開された図書館法規改正運動について考察する。

4.3 対米英開戦後における中央図書館制度改革運動

本節では、1943（昭和18）年以降に本格化する図書館法規改正運動について考察する。具体的には、中田邦造が主導した日図協における運動と、長田富作が主導した中図協における運動を対象とする。

4.3.1 図書館法規調査委員会の発足

日図協における図書館法規改正運動の発端は、1943（昭和18）年2月に日図協から衆議院に提出された「図書館事業ノ体制確立ニ関スル請願」にある。この請願では、中等学校などの修業年限短縮を受けて、図書館の有用性が以下のように記されている。

是レ直チニ学习方法ノ大改革、卒業後不断ノ研学ヲ必須トスルモノニシテ是ニ充ツルニ図書・図書館ノ利用ヲ以テセバ、渠成リ水到ルノ妙アリ（中略）図書館ハコレヲ統率指導スルニ確乎タル国家ノ意志ヲ以テスレバ、国民各層必読ノ良書ヲ普遍セシメ、悪書ヲ防遏スルノ機能ヲ有ス、コレ国民思想善導ノ国策タリ。³⁰

請願書ではこれにつづけて、現状の図書館界には強制力を持った法制度がなく、設置については地方自治体や私人の任意によっているため、「国家目的ニ副ヘル図書館運営ノ基本要綱トコレヲ具体化セル図書館網ノ組成ヲ企画シテ国府県市町村夫々一定規格ノ図書館ヲ設置スルト共ニ各種各段階ノ図書館間ノ連繋運営ヲ規制スル法規ヲ制定スベシ。」³¹と法規の改正を要求している。

この請願は金井正夫（衆議院議員）による協力のもと、「図書館ノ戦時体制確立ニ関スル建議」として提出され、1943（昭和18）年3月1日に第81回帝国議会衆議院建議委員会で、3月3日に同請願委員会でそれぞれ審議が行われ、原案通り可決されている。³²

この審議をふまえ、同年5月に開催された日図協第2回部会総合協議会において、秋岡梧郎（東京市立日比谷図書館）が「図書館令改正に関する件」を協議題として提出する。秋岡は改正図書館令が成立した1933（昭和8）年を「その当時は自由主義の時代である。随つて財政といふものも自由思想によつて組立てられてをつた。だから金持の町村は図書館を造りたければ造つても宜い、貧乏な町村は造りたくなければそれでも宜いといふのであります。」³³として、義務設置の不採用を「自由主義」と絡めて批判している。そして、国家による強制力をもった図書館法規の制定の必要性を以下のように訴えている。

支那事変以降、経済界並に政治上の考へ方といふものは根本的に變つて参りまして、全体主義的な建前で行くならば、若し此の図書館事業が国家的に必要な施設であるとした場合に、金があるところはやつても可い、金のないところはやらぬでも可い、かういふ状態で放任して置くことはよくないといふ考に、最近ではなつてゐるやうであります。³⁴

秋岡のこうした見解は、既に2年前の1941（昭和16）年頃には表明されている。「新体制と図書館—図書館の政治性—」と題した論考の中で「新体制とは何か、従来の自由主義的な、個人主義的な理念の上に築かれた思想、文物制度を改めて、我国固有の日本的な全体主義的な理念の上に建てなほすことである。」³⁵として、公立図書館の任意設置にとどまった改正図書館令を自由主義的と批判し、以下のように理想を述べている。

今日では全体主義的な建前から税制も漸次交付金制度に代りつゝある。国家がほうたうに必要とする施設に対しては、交付金なり補助金の制度によつて、国家の力で全国的に之が普及に務むべきである。このことは全体主義の国では、既に実施して居ることであつて独逸の如きは公共図書館局の手によつて、図書館網の最下部組織としての、児童図書館を全町村に設置する計画を樹て、年々千館に近い図書館を建設中であるといはれて居る。かくの如く、図書館を国家の機関として育成してゆく為には、文部省内に少くも図書館局の設置をなすと共に専任の係員を置いて全国図書館の設置指導に当らしむべきである。³⁶

自治体への公立図書館の義務設置は、年代によってさまざまな理由付けがなされて要求されてきたが、国家体制自体に依拠した義務設置論はこの時期特有のものだと考えられる。もちろん秋岡は、図書館が果たすべき教育的使命として、インテリ層を動員した隣組における読書発表会や、参考図書館機能を発揮することで政治に対する文化的使命を果たすことができるなどと述べている。³⁷しかし、図書館が果たすべき使命や役割といったことと同等に、国家体制を利用した図書館振興論を主張していたという点で、秋岡の主張は新体制下での図書館法規改正運動を象徴するものであった。³⁸

上記のような秋岡の図書館令改正に関する提案に、竹内善作（東京市立大橋図書館司書官）から「図書館の設置を義務制になさるといふお考へや、職員令の俸給改正といったこと以外に、もう少し具体的な案をお練りになつてあるのでございませうか」³⁹という質問が挙がる。秋岡は「具体的な纏まつたものはありません」⁴⁰と答えており、中田邦造も協合理事として「基本問題は大体に於て態度は決まつてゐるのであります。唯条文として出来てゐない（中略）かういふ機会に皆さん方から我々が気づいてゐない、もつと広い範囲のことを色々承りたいといふのが今日の提案の一つの理由であります。」⁴¹と述べている。これに対し、竹内から施設、設備、目録などについて具体的な標準を定めるべきだという意見が出たほか、採用する分類法など、実務に直結する技術面に関する規定を盛り込むべきだとする意見などが述べられた。結局、改正案の作成にあたっては、改正案作成委員に付託することとなり、協議は終了した。

改正案作成委員は、同年7月末に「図書館法規調査委員会」の名前で設立される。委員長には中田邦造が就任し、委員には第2回部会総合協議会で図書館令改正を訴えた秋岡をはじめ、竹内善作（東京都立大橋図書館）、林繁三（帝国図書館司書官）、などの委員が審議にあたった。その後、委員の入れ替えが行われており、加藤宗厚（富山県立図書館長）や廿日出逸暁（千葉県立図書館長）、高知において精動文庫を活用していた川村源七（高知県立図書館司書）などが新たに参入している。

委員長の中田は、委員会発足直後の8月に『図書館雑誌』に「図書館法規改正を目指して」と題する論考を掲載して、改正運動の趣旨を説明している。中田は「私は本誌の昭和十五年八月号誌上に「図書館法規改正の枢要点」と題する一文を発表しておいた。その内容に対しては今日も尚根本的に考へ直す必要はない」⁴²として自身の考えを引き継ぎつつ、「当時に比して国情の激変があることと図書館事業自体の中にも新しい萌芽もある」⁴³として、大東亜共栄圏の建設のための文化振興策、あるいは米軍による本土爆撃に対応する文化財保護の必要性などを強調している。中田の主張の中心は、やはり図書館網の構築にあり「今日では図書館網は都道府県単位の公共図書館の平面的組織たるばかりでなく、国内各種図書館の総合的組織としての方向をとつて動いてゐる」⁴⁴として、図書館網を活用した読書指導の展開、図書や印刷カードの配給事業、図書相互貸借事業などの実施の必要性を述べている。中田は図書館網以外にも、職員の養成と待遇に関する問題、図書館関係機関や団体の強化などの必要性を訴えており、これらの問題に対する検討を図書館法規調査委員会において行い、新しい法規に反映する旨を記している。

このような問題意識の中で成立した委員会では、まず以下の10項目に関する問題提起がなされ、委員の意見交換があったとされている。

- 1 図書館法規の総合的確立を期し新に著眼すべき事項
- 2 現行制度（図書館令、職員令、施行細則、帝国図書館官制並に朝鮮・台湾総督府図書館関係規則、その他官立学校図書課図書室に関する規則等）中特に改廃すべき事項
- 3 戦時下特に改正を必要とする理由
- 4 図書館の国家的組織の概観

- 5 法規上区別せらるべき各種図書館の性格・機構・機能の概観
- 6 新たなる構想の上に立つ図書館職員の種類並に資格
- 7 各種職員の養成・再教育並に其の待遇の諸問題
- 8 図書館の連合体（日本図書館協会の如きものをも含む）、図書館員の団体（共済組合的意味のものをも含む）に対する法的基礎付の根拠
- 9 本委員会の運営について注意すべき事項
- 10 その他⁴⁵

現行の図書館関係法規だけではなく、帝国図書館官制、さらには総督府図書館や官立学校の図書室に関する規則までも射程におさめており、まさに図書館の国家的組織の刷新が企図されていたことがわかる。これに加え、職員の養成や待遇に関する問題など従来からの懸案事項も含まれていた。

このような項目をふまえ、委員会では3つの小委員会を発足させ、それぞれに研究課題を割り振る形で議論を進める方針が立てられた。このうち、中央図書館を含む図書館の種別に関する調査や、図書館網に関する調査を割り振られたのが第1小委員会であった。第1小委員会の第1課題は「行政的見地ヨリスル図書館ノ機能ニ関スル調査」であり、その調査事項として図書館の類別や、各種図書館令の検討などが想定されている。第2課題は「図書館網並ニ個々ノ図書館ノ基準ニ関スル調査」⁴⁶であり、調査事項としては、官公私立公共図書館網、公開非公開学術専門図書館網、各種図書館・準図書館の総合網、図書館ノ小地域的組織一分館・図書館群などあらゆる図書館を対象とした図書館網の検討が想定されている。この他、第2小委員会では職員の待遇や養成に関する課題、経費や人事などの図書館経営に関する課題、第3委員会では納本や配給、良書普及などの図書に関する課題、カードや製本資材など図書館用品に関する課題などが割り当てられた。

この後、同年9月28日までの間に第1小委員会は2回会合を開き、討議を行った。そして、10月26日に開催された総合委員会において各省委員会から報告が行われ、調査項目に関する検討は完了した。この検討をふまえ、原案起草小委員会と単位図書館標準規格委員会の2つの小委員会が新たに発足し、改正運動を進めることとなった。原案起草小委員会は12月13日に開催され、「中田委員長、美作・飯野・林・竹内・鈴木・秋岡各委員出席して改正後の図書館令の基本精神と形式とについて討議し、その結果によつて更に新たな原案の作成を中田委員長と飯野委員に一任することが申合はされた。」⁴⁷とある。

しかし、これ以降の記述が『図書館雑誌』上に見当たらず、有力な一次史料を発見することができていないこともあり、委員会における詳細な討議内容、原案の内容などは不明である。しかし裏田・小川は、中田と飯野が改正案を完成させ、文部省に提出し、文部省は図書館法規調査委員会に図書館令改正の諮問を改めて行ったとしている。そして、その諮問への答申は「調査事項項目表」（裏田・小川も入手不可としている。）として文部省に提出され、「これ（調査事項項目表—筆者注）は、戦後の図書館制度改革にあたっての参考資料として活用されるようになる」⁴⁸と指摘している。結論から見ると、図書館法規の改正は戦中には叶わず、戦後の図書館法制定に向けた運動にここでの議論が引き継がれていくこととなる。

以上が中田邦造を中心とする日図協における図書館法規改正運動であるが、対米英開戦後、これとは別の形で図書館法規改正を目指す動きが見られた。中図協における「中央図書館令制定ニ関スル建議」の作成である。次項では、この法令案について検討を行い、戦中における中央図書館制度改革運動の多様性を考察する。

4.3.2 「中央図書館令制定ニ関スル建議」の作成

1943（昭和18）年5月29日、中図協から文部省と企画院に対して「中央図書館令制定ニ関スル建議」（以下、中央図書館令案）が提出される。この建議は、中央図書館に関する単

独法規として中央図書館令を制定することを求めたものであるが、この動きを主導したのは、「公立図書館関係法規ノ研究（要綱）」において現行の中央図書館制度を正面から否定した長田富作だった。中央図書館“指定”制の非を徹底的に批判した長田が、なぜこのような動きを主導したのか。そして、中央図書館令案の内容はどのようなものであったのか。本項ではこれらのことについて検討を行う。

「公立図書館関係法規ノ研究（要綱）」において、現行中央図書館制度を批判した長田であったが、その後図書館法規改正に関する彼の意見は次第に変化していく。このことを示す史料として、「本省ニ対スル希望意見」と題する意見書が挙げられる。この意見書は、大阪府立図書館から文部省に対して提起されたものだが、その内容は以下のとおりである。

高度国防国家ノ新体制ニ即シ富国強兵ノ大策ニ応スルヤウ速ニ図書館令並ニ関係法規ヲ改定セラレシムコトヲ望ム

現行図書館令ハ単一法規ニシテ図書館ノ現状ヲ規定シ得ザルノミナラズ種々不備ノ点アリ時局現下ノ要望ニ沿ハズ速ニ国民生活ノ科学的錬成ヲ促進セシメ得ルガ如キ図書館制度ヲ樹立スルヲ要ス

若シ夫レ中央図書館制度ヲ強化セントナラバ敢テ道府県立図書館ニ依存スルコトナク須ク国家直接其ノ任ニ当リ道府県毎ニ国立中央図書館ヲ設立シ以テ道府県立図書館ト相俟ツテ国家ノ図書館行政ヲ遂行スベキモノト信ズ

大阪府立図書館印行⁴⁹

この意見書が作成・提出された年月日は不明だが、「高度国防国家」「新体制」「科学的錬成」などの語彙から、新体制運動開始後の1940（昭和15）年以降だと推測される。ここでは、もし中央図書館制度の強化を図るのであれば、国立中央図書館を各道府県に設置し、道府県立図書館との連携のもとで図書館行政を実施することを主張している。道府県立図書館に負荷をかける現行の中央図書館“指定”制にはあくまでも反対しつつも、その負担を国家が負うのであれば、新たな構造を持つ中央図書館制度として運用して差し支えないとしている。しかし、この意見書に対する文部省の反応を示す史料は見当たらず、長田の意見がどのように受け止められたのかは不明である。

この後、長田はさらに一転して、中央図書館の単独法規制定に向けて動き出す。対米英開戦後の1942（昭和17）年5月に開催された中央図書館長会議において、長田は中央図書館令制定の必要性を主張していることが、複数の史料から読み取ることができる。岡田健蔵（市立函館図書館長）は、『市立函館図書館多与利』誌上に以下のように記述している。

発展的解消の名の下に解散に瀕した中央図書館長協会の「戦時下中央図書館ノ振興ヲ図ル件」と大阪府立の「中央図書館令制定ニ関スル件」とが同一主旨と云ふので、次の如き「図書館制度ノ全般的改革案」となつて示され、合併討議となつた⁵⁰

1938（昭和13）年に提出された「図書館事業振興ニ関スル進言書」の作成段階で、長田が提出した案に盛り込まれていた中央図書館令構想が復活したのである。

このような長田の意向に対し、翌1943（昭和18）年5月11日に、菊地勝之助（宮城県中央図書館長）は「是非御意見の如き中央図書館令制定の確立を始め市町村図書館の充実拡充に一段の創意と努力とをこの際集中致すべきものと信ぜられ候」⁵¹として、賛成の意を表している。また、加藤宗厚（富山県中央図書館長）からも、同年5月7日に以下のような書簡が送られている。

中央図書館長会議に関する御来旨の趣旨小生に於ても全く同感に有之候につき早速小山課長宛具申仕置候然る処已に本省に於て局長等の都合によりて一応決定を見たる

事なれば変更は不可能にあらざるやと憂慮仕り候

然し若し聴入れられたる場合如何なる方途により中央図書館令制定問題を提出すべきやの是非に就ては小生會議に不慣れに候間可然御指図願度候[。]若し不幸にして其の機を得ずば協会の総会の議題に供さるゝことも一方にと存せられ候

詳細は不明だが、文部省においては中央図書館令制定を許容しない何らかの決定が行われていたものの、聴き入れられた場合を想定して会議の運びについて相談している。ここでいう会議とは中央図書館長會議のことであり、協会の総会とは、日図協の総会だと推測される。その上で加藤は、中図協への評価を以下のように述べている。

中央図書館長協会なるものは昨年来極めて影薄き存在なるやの如き成を有し居り候処如何に候や 公共図書館部会第一分科会（官立道府県立都立図書館部会）が出来れば不要に帰するにあらざるやと思念され候⁵²

中央図書館制度の研究団体として発足した中図協だったが、「影薄き存在」と批判されている。このような加藤の意見は実態を正確にとらえたものであり、実際に中図協は、同年5月19日に解散することとなる。

しかし、長田が発案した中央図書館令案は、中央図書館長會議でも日図協総会でもなく、「影薄き存在」となった中図協において取りまとめが行われることとなる。まとめられた中央図書館令案は、中図協解散直後の5月29日に「中央図書館令制定ニ関スル建議」として文部省と企画院に提出された。その趣旨を、「国民全体ノ智能ノ水準ヲ向上セシメ国民全部ノ迫力ヲ増強スルニアラズンバ得テ之ヲ求ムベカラズ而テ国民全体ニ対スル智能ヲ昂メ其ノ迫力ヲ増強スルハニ懸ツテ図書館ノ国家的任務ナリ」⁵³として総力戦体制下における国民全体の智能向上を目的に掲げ、中央図書館を「実体ナキ空名ニ過ギザルハ寒心ニ堪ヘザル所ナリ」評し、根本的な制度改革を要求している。

内容は「一、図書館制度ノ改革大綱」「二、中央図書館ノ構想」「三、国立図書館局ノ構想」「四、帝国図書館ノ拡充」の4節から構成されている。まず第2節の「二、中央図書館ノ構想」の検討から始める。この項目については、第1節で「図書館教育ハ中央図書館専ラ其ノ施設経営ノ衝ニ当ル」⁵⁴とされており、本令の中核をなす規定となっている。その内容を以下に引用する。

- (一) 中央図書館ハ現存道府県立図書館ヲ拡充整備シテ之ニ充ツ 其ノ規模ハ現時ノ状勢ニアリテハ經常予算十萬圓ヲ下ルヲ得サルコト、一般的通則トシテハ一年取扱図書価格ノ約十倍ヲ標準トスベキコト
- (二) 市町村立図書館ハ規模相当ノモノニハ之ヲ存置シ其ノ施設ノ拡充整備ヲ図ルベキモ其レ以下ノモノハ数館併合セシムルカ、又ハ之ヲ中央図書館ノ施設中ニ撰収スルコト 前項規模ノ目標ハ現時ノ情勢下ニアリテハ図書館ノ運営上經常予算一萬圓ヲ下ルヲ得ズ
- (三) 經常予算一萬圓以下ノ市町村立図書館ハ図書閲覧施設トシテ之ヲ中央図書館ニ撰収活用ス又未ダ市町村立図書館ノ設置ナキ市町村ニモ部落的ニ読書施設ヲ設ケ専ラ下部運営ノ不変ト充実トヲ期スルコト
- (四) 図書館施設ノ内容方面ニ関シテハ皇民的智能鍊成ト科学研究ノ向上トヲ特ニ強調スルコト
- (五) 又形式方面ニ関シテハ図書目録ヲ年々整備印刷シテ国民全般ニ汎ク之ヲ周知セシムルコト
- (六) 職員俸給ハ国庫支弁トシ館長ハ高等官三等以下一級三、六六〇圓以下トシ 奏任司書ハ四等以下一級三、〇五〇圓以下トシ其他之ニ準ズルコト

(七) 現行ノ図書館令ハ之ヲ市町村立図書館並ニ市立図書館ノ制度トシテ適當ノ改正ヲ加フルコト⁵⁵

まず、第1項目では、現存の道府県立図書館を拡充整備して中央図書館とすることが規定されている。これは、長田が1940(昭和15)年頃から主張してきた「道府県立図書館に依存しない形での中央図書館制度」に反するものだった。しかし、中央図書館の年間経常費が最低でも10万円と設定されていることから、大きな経済力を持たせることで道府県立図書館を中央図書館として機能させることが企図されたのだと考えられる。しかし、1938(昭和13)年における中央図書館の平均年間経常費16,780円⁵⁶に対し、最低10万円の基準は、物価の上昇⁵⁷を考慮しても現実的なものとはいえない。

次に第2,3項目では、年間経常費1万円以上の市町村立図書館を存置し、拡充、整備を加える一方で、年間経常費1万円以下のものは、数館で併合するか中央図書館の施設に吸収することが定められている。経常費が1万円を上回る市町村立図書館がどれくらい存在したのかは不明だが、もしこの法令が施行された場合、圧倒的多数の図書館が併合、もしくは中央図書館に吸収されることになったと考えられる。中央図書館に吸収された市町村立図書館については、図書閲覧施設として活用することが記されている。一方、複数館を併合したものについては明記されていないが、おそらく年間経常費1万円を超えるように併合され、拡充、整備されるのだと考えられる。さらに、市町村立図書館未設置の自治体には新たに図書館を設けるのではなく、部落に読書施設を設けるという記述がある。図書館界で長らく要望されてきた図書館の義務設置が、ここでは採用されていないのである。この狙いは、充実した蔵書・施設・設備などを備える少数の図書館と、簡易な読書施設の広範囲にわたる普及にあると考えられる。青年団や部落会、町会などを中心とした読書会が展開される中で、未設置の自治体に図書館を新設することの必然性が低下し、このような施設の二極化が図られたのだと考えられる。⁵⁸

次の第4,5項目では、「図書館施設」とあるが、これは今日の「図書館事業」にあたりとされる。その内容については、「皇民的智能錬成」と「科学研究の向上」を強調することが掲げられており、総力戦体制下における図書館事業の根拠を定めている。一方、「形式面」として図書目録の印刷、国民全般への周知が定められており、情報資源へのアクセスの平準化と均質化を企図していることがうかがわれる。

第6,7項目では、職員俸給と現行図書館令の改正について定められている。

次に、「三、国立図書館局ノ構想」の内容を検討する。この節は、第1節で「一道一都二府四十三県ヲ五区ニ分チ区毎ニ国立図書館局ヲ設置シ管下ノ図書館運営ノ枢軸タラシムルコト」⁵⁹とその趣旨が説明されている。詳細な項目は以下の通りである。

- (一) 管下各中央図書館ヲ連結シテ一体トナシ地域内図書館施設ノ運営ヲ図ルコト 之カ為メニハ管下各図書館ノ総合目録ヲ作製周知セシムルハ先決ノ措置タルコト
- (二) 現時ノ状勢ニアリテハ出版図書ノ査定並ニ図書館ニ対スル図書ノ国家的優先配給 図書館用資材ノ配給等ヲモ所管スルコト
- (三) 局長、司書官、事務官、属ヲ置ク、局長ハ高等官一、二、一級四、六五〇円以下トシ司書官ハ四等以下一級三、四〇〇円以下トシ其他之ニ準ズルコト
- (四) 管下ノ図書館教育ヲシ視察監督スル機関タラシムルコト
- (五) 図書館員養成機関ヲ付設シ教養アリ闊達ナル図書館員ヲ錬成スルコト⁶⁰

第1,2項目から、国立図書館局は中央図書館を束ねる上部組織であることがわかる。その実施内容としては、総合目録の編纂、図書や図書館用資材の優先配給などを行うことが定められている。国立図書館局を設置する5区がどのような区分けになるかは明記されていない。しかし、ブロック制にもとづく総合目録の編纂や道府県の枠を超えた広域での資料貸

借のあり方は1936（昭和11）年の第2回中央図書館長会議でも構想されており、地方における中央図書館長会議などが「東北・北海道・樺太」や「北信五県」といった括りで開催されていることから、道府県を超えた図書館協力体制として、いきなり全国規模でのものを構築するよりもブロック制をとる方が合理的だったことがわかる。それぞれの区を所管する国立図書館局が国家と各道府県の間の中間機関として機能することで、中央図書館相互の協力連絡体制や国家レベルでの図書館の体系化を図る狙いがあったのだと推測される。

第4項目の視察監督機関とは、学校教育における視学機関にあたるものだと考えられる。これまでに中央図書館長会議や図書館法規研究会などで、中央図書館に視学の権能を付与することが提案されてきたが、本令では、この権能を国立図書館局に持たせようとしている。さらに第5項目では、図書館員養成機関の設置についても定められており、これらの項目を合わせて考えると、国立図書館局の管内図書館に対する指導監督機関としての位置づけがわかる。第2節には、中央図書館による管内図書館への指導連絡統一といった権限が明記されていないため、中央図書館は現行の通り管内図書館に対して指導を行うのか、もし行うとすれば国立図書館局の領分とのすみ分けはどのようにするのかなどといったことは不明だが、国立図書館局が大きな権限を持つように構想されていたことは明らかである。

次に「四、帝国図書館ノ拡充」の内容を検討する。この節の趣旨は、第1節に「帝国図書館ヲ拡充整備シテ国家経綸ノ企画調査学問技術ノ調査研究ノ最高機関タラシムルコト」⁶¹と記されている。内容は以下の通りである。

- (一) 内閣文庫其他各庁分散ノ図書記録ヲ撰取シテ之カ利用厚生ヲ図ルハ勿論一國政治経綸ノ資料ハ挙ゲテ集約的ニ統合シ国家枢機ノ調査機関タラシムルコト
- (二) 新ニ帝国図書館納本法ヲ制定シ皇國文化ノ淵叢タラシムルト共ニ大東亞文化ノ精粹ヲモ網羅セシムルコト
- (三) 研究調査室ヲ多数ニ設ク 普通閲覧ノ下部組織ハ之ヲ中央図書館ノ施設ニ移スラ本位トスルコト
- (四) 經常予算ハ一ヶ年取扱図書価格ノ約十倍ヲ標準トスベキコト
- (五) 館長ハ高等官一、二等一級五、三五〇円以下トシ司書官ハ一等以下一級四、〇五〇円以下トシ事務官ハ四等以下一級三、四〇〇円以下トシ其他之ニ準ズルコト⁶²

第1, 2, 3項目から、帝国図書館は資料の収集・保存に力を注ぎ、調査研究のための参考図書館としての機能を整備するという方針が立てられていることがわかる。資料収集の具体的手段としては、内閣文庫や各庁図書記録の撰取、さらには納本制度の確立を期している。一般的な図書閲覧の機能は中央図書館に移管する必要があるとして、あくまでも参考図書館としての機能増進に努める方針がたてられている。

以上のように、作成された中央図書館令案は、中央図書館の拡充、市町村立図書館の拡充と統合、読書施設の設置、国立図書館局の設置、帝国図書館の完全な参考図書館化など、現行の機構に大幅な見直しを加えたものだった。中央図書館令案に対する反応はあまり見当たらないが、岡田健蔵は法令案提出の2ヶ月後に『市立函館図書館多与利』に批評を掲載している。岡田は、国立図書館局の構想について「寔によい案と思ふ。従来ノ如キ地方庁に頗使された中央図書館では何程の発展も望めない。」とした上で、「尚ほ此中央図書館制度を存置すとあるから図書館局と中央館との二重制になるので、屋上屋の感がある。」⁶³との批判を述べている。また、国立図書館局による図書や資料の優配についても、資料の優配には賛成しているものの、図書については「既に日協が実施して居り、今更図書館局の二重計画なぞの必要がない。」⁶⁴としている。さらに管内図書館への監察制度についても、「文部省の視学官程度の親切ならば何も図書館局に分置する必要もなく、真に地方図書館の指導啓培とならば今日中央図書館の任務たる指導監督を一層強化し発展せしむべきである。」⁶⁵と主張している。一方、中央図書館の構想の中でも、市町村立図書館の併合や中央図書館への接収

について「交通至便の所や、一都市内ならばいざ知らず、地方の中央館で遠距離の分館作業までも集約的に処理する如きは、徒らに時間と費用を濫費する以外のなにものでもない」⁶⁶としている。

岡田は同じ論稿の中で、市町村図書館へ国家と自治体から補助金を交付して全国に図書館網を普及させることや、図書館の発達はまだ政治の強制力によってなされる段階にあるなどの意見を述べており、体制に反対していたわけではない。そのため、岡田による批判は、中央図書館令案の中でも合理性や実現可能性に欠ける点に向けられていることがわかる。岡田の批判には妥当性があり、特に北海道という地理的条件を根拠とした地方図書館の集約への批判は、岡田ならではの重要な見解である。岡田以外の中央図書館令案に対する反応を発見することができていないため実態は不明だが、この法令案には様々な立場の関係者から再検討が加えられる余地が存在したと考えられる。しかし、中央図書館制度成立以来の課題であった中央図書館同士の協力体制の確立を、ブロック制にもとづいて企図した点や、各自治体への公共図書館義務設置の不採用、経費などの面で劣る公共図書館の併合、あるいは図書閲覧施設としての中央図書館への摂取といった点で、時局の変化という所与の条件の中で、中央図書館をめぐる制度がどのようにすれば機能するのかという模索の形跡が認められる。

結局、文部省や企画院からこの法令案に対する目立った反応は示されなかったようであり、終戦を迎えるまで図書館界内部でも議論が深められることはなかった。しかし、公共図書館の普及と充実、そこに道府県立図書館がどのようにして統制と振興を図るかということをも模索し続けた長田の図書館法規観は特筆すべきである。その内容は、時局によって大きく変化しているものの、現行の中央図書館制度に常に疑問の目を向けつつ、権力の膨張した国家に負担を強いるというものだった。この点で、内閣とそれに直属する帝国図書館を上にかぶせ、地方中央図書館・中間機関と単位図書館を有機的結合のもとで機能させるという中田の図書館網構想と長田の図書館制度構想は異なるものだった。

4.4 考察

本章では、1940（昭和15）年10月の近衛新体制確立から、1945（昭和20）年の終戦までの期間を対象とし、当該期における中央図書館制度の運用と改革について考察を行った。

国民精神総動員運動の際と同様に、新体制運動下においても図書館界は運動への協力に乗り出していった。その具体的な事業が読書会を中心とした読書指導の奨励であり、高度国防国家建設を大目的とした国民教養の向上という名目で、全国的に展開されることとなった。中央図書館のこの事業へのかかわり方としては、管内の国民学校や青年学校、青年団、公共図書館、常会、部落会などに貸出文庫を提供し、そこでの読書指導を奨励するというものだった。読書指導の実施にあたっては、指導者の養成が重要問題であり、中央図書館職員は青年団長の会合などに出席することで、指導者たる人材との連絡を図っていた。その一方で、管内における既設の公共図書館や、公共図書館の新設時における指導のあり方に関する参考資料が編纂されるなど、従来から進められてきた公共図書館の充実と普及にも、依然として強い関心が払われていた。

このような中で、再び図書館法規改正に向けての動きが起こる。日図協に設置された図書館法規調査委員会では、中田が中心となって、1940（昭和15）年の方針を受け継ぎつつ、情勢の変化に対応した図書館法規の成立が目指された。史料からは、3つの小委員会の下で改正案の作成は計画的に進められたことが読み取れるが、その内容については、市町村への図書館義務設置を含めた図書館網の構築を志向していた程度のことしかわからない。

一方、図書館法規改正に向けた動きは、中図協においても起こっていた。長田が主導したこの動きによって、中央図書館令案が作成・建議された。ここでは、図書館界において長く求められてきた市町村への図書館の義務設置が含まれていなかった。その意図するところ

は、有力な市町村立図書館だけを図書館として残し、それ以外は読書施設として機能させるというもので、読書指導の普及が眼目とされていた当時の図書館事業に棹差す構想だったといえる。その一方で、国立図書館局の構想には、館界内部からも非合理的だとする声が挙がっていた。中央図書館となる道府県立図書館の負担を軽減する狙いがあったものと推察されるが、戦局が悪化する中で、中央図書館に関する独立法規制定の動きもこれ以上進展することはなかった。

-
- 1 松本喜一「中央図書館の強化」(『中央図書館長協会誌』第3号、3頁)
 - 2 松本喜一「中央図書館の強化」(『中央図書館長協会誌』第3号、1941年5月、5頁)
 - 3 菊地勝之助「新体制と図書館事業の革新」(『中央図書館長協会誌』第3号、1941年5月、7頁)
 - 4 乙部泉三郎「中央図書館に対する所感」(『中央図書館長協会誌』第3号、1941年5月、19頁)
 - 5 岸田國士「文化機構の一翼としての図書館」(『図書館雑誌』第35年第6号、1941年6月、430頁)
 - 6 山梨あや『近代日本における読書と社会教育—図書館を中心とした教育活動の成立と展開—』法政大学出版局、2011年、177頁)
 - 7 山梨あや『近代日本における読書と社会教育—図書館を中心とした教育活動の成立と展開—』法政大学出版局、2011年、178頁)
 - 8 増田廉吉「長崎県図書館状況」(『中央図書館長協会誌』第3号、1941年5月、42頁)
 - 9 増田廉吉「長崎県図書館状況」(『中央図書館長協会誌』第3号、1941年5月、43頁)
 - 10 「貸出冊数ハ一回何冊程度ヲ以テ適當トスルヤ」(『道府県中央図書館貸出文庫ニ関スル調査概要』、中央図書館長協会、1942年、98-101頁)
 - 11 「文庫ノ貸出期間ハ何程ヲ適當トスルヤ」(『道府県中央図書館貸出文庫ニ関スル調査概要』、中央図書館長協会、1942年、92-98頁)
 - 12 「購入図書ハ如何ナルモノヲ選ビツツアリヤ又選ブベキヤ」(『道府県中央図書館貸出文庫ニ関スル調査概要』、中央図書館長協会、1942年、3-11頁)
 - 13 「貸出文庫ニ對スル利用者ノ不満、苦情ハ如何ナル点ニアリヤ其ノ対策如何」(『道府県中央図書館貸出文庫ニ関スル調査概要』、中央図書館長協会、1942年、115頁)
 - 14 「貸出文庫ニ對スル利用者ノ不満、苦情ハ如何ナル点ニアリヤ其ノ対策如何」(『道府県中央図書館貸出文庫ニ関スル調査概要』、中央図書館長協会、1942年、115頁)
 - 15 「時代ニ依リ文庫用図書ノ不要トナルモノノ認定標準如何」(『道府県中央図書館貸出文庫ニ関スル調査概要』、中央図書館長協会、1942年、22頁)
 - 16 「時代ニ依リ文庫用図書ノ不要トナルモノノ認定標準如何」(『道府県中央図書館貸出文庫ニ関スル調査概要』、中央図書館長協会、1942年、22頁)
 - 17 「時代ニ依リ文庫用図書ノ不要トナルモノノ認定標準如何」(『道府県中央図書館貸出文庫ニ関スル調査概要』、中央図書館長協会、1942年、27頁)
 - 18 「貸出先ハ図書館、国民学校、青年学校、青年団、其他何レヲ適當トスルヤ」(『道府県中央図書館貸出文庫ニ関スル調査概要』、中央図書館長協会、1942年、63-87頁)
 - 19 「貸出先ハ図書館、国民学校、青年学校、青年団、其他何レヲ適當トスルヤ」(『道府県中央図書館貸出文庫ニ関スル調査概要』、中央図書館長協会、1942年、73頁)
 - 20 「既ニ図書館ノ存スル町村ニ對シ文庫ヲ貸出ス場合既設図書館トノ關係ヲ如何ニスベキヤ」(『道府県中央図書館貸出文庫ニ関スル調査概要』、中央図書館長協会、1942年、70頁)
 - 21 「既ニ図書館ノ存スル町村ニ對シ文庫ヲ貸出ス場合既設図書館トノ關係ヲ如何ニスベキヤ」(『道府県中央図書館貸出文庫ニ関スル調査概要』、中央図書館長協会、1942年、84頁)
 - 22 「貸出文庫図書閲覧者ト中央図書館トノ連絡方法如何」(『道府県中央図書館貸出文庫ニ関ス

-
- ル調査概要』、中央図書館長協会、1942年、125頁)
- 23 「市町村図書館ノ設置認可ノ實際標準」(『中央図書館執務参考資料』帝国図書館、1943年、1-8頁)
- 24 「中央図書館ノ市町村図書館設置指導ノ實際」(『中央図書館執務参考資料』帝国図書館、1943年、9頁)
- 25 「中央図書館ノ市町村図書館設置指導ノ實際」(『中央図書館執務参考資料』帝国図書館、1943年、9頁)
- 26 「中央図書館ノ市町村図書館設置指導ノ實際」(『中央図書館執務参考資料』帝国図書館、1943年、9頁)
- 27 「市町村図書館設置認可ニ関スル道府県当局ト中央図書館トノ連絡」(『中央図書館執務参考資料』帝国図書館、1943年、16頁)
- 28 「市町村図書館設置認可ニ関スル道府県当局ト中央図書館トノ連絡」(『中央図書館執務参考資料』帝国図書館、1943年、12頁)
- 29 「市町村図書館視察指導ニ関スル準備調査又ハ手配並ニ視察結果ノ処理」(『中央図書館執務参考資料』帝国図書館、1943年、49-53頁)
- 30 「図書館事業ノ体制確立ニ関スル請願」(『図書館雑誌』第37年第3号、1943年3月、128, 129頁)
- 31 「図書館事業ノ体制確立ニ関スル請願」(『図書館雑誌』第37年第3号、1943年3月、129頁)
- 32 「第八十一回帝国議会衆議院請願委員会議録(速記)第七回」(「帝国議会議録 検索システム」<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/081/0190/main.html>、2018年11月23日閲覧)、「第八十一回帝国議会衆議院建議委員会議録(速記)第四回」(「帝国議会議録 検索システム」<http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/081/0310/main.html>、2018年11月23日閲覧)
- 33 「第二回部会総合協議会議事録」(『図書館雑誌』第37年第6号、1943年6月、408頁)
- 34 「第二回部会総合協議会議事録」(『図書館雑誌』第37年第6号、1943年6月、408頁)
- 35 秋岡梧郎「新体制と図書館—図書館の政治性—」(『図書館雑誌』第35年第3号、1941年3月、148頁)
- 36 秋岡梧郎「新体制と図書館—図書館の政治性—」(『図書館雑誌』第35年第3号、1941年3月、150頁)
- 37 秋岡梧郎「新体制と図書館—図書館の政治性—」(『図書館雑誌』第35年第3号、1941年3月、151, 152頁)
- 38 秋岡の新体制運動の解釈については、誤った解釈だとして同じ図書館界から批判が寄せられている。佐藤忠恕は「近衛声明は個人主義自由主義を否定し、さらに進んで独逸に於て「優秀なる実績」を挙げたる故を以てこれまで屢々わが直訳模倣せられんとせし全体主義又は権力主義の立場が、こゝに一君万民のわが国体に悖るものとして明確に否定された。(秋岡君も前述の論文の中に全体主義的といふ言葉を用ひてゐるが独逸流の考へならば修正さるべきである。)」(佐藤「図書館人と新体制の論理」『図書館雑誌』第35年第5号、1941年5月、327頁)と述べている。
- 39 「第二回部会総合協議会議事録」(『図書館雑誌』第37年第6号、1943年6月、410頁)
- 40 「第二回部会総合協議会議事録」(『図書館雑誌』第37年第6号、1943年6月、410頁)
- 41 「第二回部会総合協議会議事録」(『図書館雑誌』第37年第6号、1943年6月、411頁)
- 42 「図書館法規改正を目指して」(『図書館雑誌』第37年第8号、1943年8月、528, 529頁)
- 43 「図書館法規改正を目指して」(『図書館雑誌』第37年第8号、1943年8月、529頁)
- 44 「図書館法規改正を目指して」(『図書館雑誌』第37年第8号、1943年8月、531頁)
- 45 「図書館法規調査委員会」(『図書館雑誌』第37年第7号、1943年7月、505頁)
- 46 「図書館法規改正を目指して」(『図書館雑誌』第37年第8号、1943年8月、533頁)
- 47 「図書館法規調査委員会」(『図書館雑誌』第37年第11, 12号、1943年11月、724頁)

-
- 48 裏田武夫・小川剛編『図書館法成立史資料』（日本図書館協会、1968年、33頁）
- 49 「本省ニ対スル希望意見」（『長田富作関係資料（文書の部）』C122、大阪府立中之島図書館所蔵）
- 50 岡田健蔵「国立図書館局と中央図書館一図書館の国策的機構に就いて一」（『市立函館図書館多与利』1943年7月、『岡田健蔵先生論集』図書裡会、1969年、65頁）
- 51 菊池勝之助「中央図書館長会議の件について」（『長田富作関係資料（書簡の部）』中田邦造書簡G112、大阪府立中之島図書館所蔵、1938年5月11日）
- 52 加藤宗厚「中央図書館長会議の件について」（『長田富作関係資料（書簡の部）』加藤宗厚書簡G103、1943年5月7日、大阪府立中之島図書館所蔵）
- 53 「中央図書館令制定ニ関スル建議」（『図書館雑誌』第37年第8号、1943年8月、549頁）
- 54 「中央図書館令制定ニ関スル建議」（『図書館雑誌』第37年第8号、1943年8月、549頁）
- 55 「中央図書館令制定ニ関スル建議」（『図書館雑誌』第37年第8号、1943年8月、549頁）
- 56 『中央図書館ニ関スル調査』（昭和13年4月1日現在、文部省社会教育局）から算出した。
- 57 2015年を基準とした企業物価指数は、1938年5月には1.327だったが、1943（昭和18）年5月には2.029にまで上昇している。
- 58 永末十四雄は、このような市町村立図書館の中央図書館への吸収を「一部の大都市図書館を除き、市町村図書館の中央図書館への吸収統合を意味するような中央集権制にまで飛躍している。当時の館界を推進していた人たちが、いかに官僚的独善に陥っていたかを如実に示したもののといえる」（永末「日本公共図書館の構造—その歴史的考察の序章として—」『図書館と社会』武田虎之助先生古稀論文集、日本図書館協会、1970年、103頁）と痛烈に批判している。
- 59 「中央図書館令制定ニ関スル建議」（『図書館雑誌』第37年第8号、1943年8月、549頁）
- 60 「中央図書館令制定ニ関スル建議」（『図書館雑誌』第37年第8号、1943年8月、549, 550頁）
- 61 「中央図書館令制定ニ関スル建議」（『図書館雑誌』第37年第8号、1943年8月、549頁）
- 62 「中央図書館令制定ニ関スル建議」（『図書館雑誌』第37年第8号、1943年8月、550頁）
- 63 岡田健蔵「国立図書館局と中央図書館一図書館の国策的機構に就いて一」（『市立函館図書館多与利』1943年7月、『岡田健蔵先生論集』図書裡会、1969年、67頁）
- 64 岡田健蔵「国立図書館局と中央図書館一図書館の国策的機構に就いて一」（『市立函館図書館多与利』1943年7月、『岡田健蔵先生論集』図書裡会、1969年、68頁）
- 65 岡田健蔵「国立図書館局と中央図書館一図書館の国策的機構に就いて一」（『市立函館図書館多与利』1943年7月、『岡田健蔵先生論集』図書裡会、1969年、68頁）
- 66 岡田健蔵「国立図書館局と中央図書館一図書館の国策的機構に就いて一」（『市立函館図書館多与利』1943年7月、『岡田健蔵先生論集』図書裡会、1969年、67, 68頁）

5. 結論

本研究では、1933（昭和8）年の改正図書館令公布によって導入された中央図書館制度について、この制度の公共図書館への統制的側面と、公共図書館の振興を図る側面の両方に注目して考察を行った。本章では、これらの考察の結論として、第1節では中央図書館制度の公共図書館に対する統制的側面についてまとめる。次に、第2節では中央図書館制度の公共図書館の振興を図る側面についてまとめる。そして第3節では、中央図書館制度が持つ両側面をふまえた上で、この制度が持つ歴史的意義について考察する。

5.1 中央図書館制度の公共図書館に対する統制的側面

本節では、中央図書館制度の公共図書館に対する統制的側面についてまとめる。

中央図書館制度は、社会主義思想や共産主義思想など蔓延への危機感から、中小図書館における自由な読書を許容できないという背景のもとで誕生した。それゆえ、管内図書館の蔵書構成などの取り締まりなどを目的とした、中央図書館長による指導の権限が改正図書館令第10条で、視察の権限が公立図書館職員令第2条で定められた。これらの権限は、多くの先行研究で指摘されている通り、中央図書館長による管内図書館に対する思想統制を合理化するものだった。

実際に、中央図書館制度施行後には、長野などで中央図書館長による管内図書館の視察と、蔵書の構成に対する指導が行われていた。ただし、管内全域の図書館を中央図書館長が視察することは地理的・時間的・経済的問題などから困難であり、管内図書館の経営にあたる者の集団を対象とした講習会や研修会などが開催された。また、中央図書館においてパンフレットや町村図書館経営要項などを制作して、管内図書館に頒布することも効率的な方法として実施された。

しかし、指導内容に関する体系は確立されておらず、中央図書館長の間で指導内容に関する共通の認識が存在したわけではなかった。そのため、中央図書館長会議や中央図書館長協会（以下、中図協）協議会などの場で、指導要項策定の必要性が協議されたり、文部省関係者に対して中央図書館長による視察の権限の明確化を求める声があがるなどした。この時期においては、改正図書館令とその付属法令だけでは、中央図書館の職能に関する具体的な内容がつかめないという制度の未成熟な点が目立った。しかし、中央図書館制度に検討・改革を加えることを目的に設立された中図協においても大きな成果は挙げられず、文部省関係者に直接要望を伝える機会だった中央図書館長会議でも、制度改革につながる方針を打ち立てることはできなかった。

ところが、1937（昭和12）年の日中開戦とそれにとまなう国民精神総動員運動の開始によって状況は大きく変化した。従来の特定思想の取り締まりに加え、時局認識の徹底、国民精神の涵養、科学知識の修得などといった、戦争遂行上望ましいとされる知識の宣伝が中央図書館に求められるようになったのである。国家に資する情報の宣伝であることから、この宣伝は思想の統制であることに疑いはなかった。中央図書館は、国民精神総動員文庫などを活用してこれらの情報を全国に均質的に宣伝し、国民教化の機関としての有用性を国家に示すことを試みた。

このような中で、中央図書館制度に関する未成熟な点を改革する動きが本格化する。教育審議会を見据えて設けられた図書館法規研究会において、中央図書館長の行政的指導の権限拡張を図る動きが起こった。ここでは、中央図書館長に管内図書館の人事に関する任免権や内申権を付与することが検討された。これらの権限が制度化されることはなかったものの、中田邦造らが中央図書館長の極めて強力な指導力を確立しようとしていたことは事実である。

長引く日中戦争の中で、1940（昭和15）年10月に近衛新体制が確立される。図書館界でも、高度国防国家の建設や、東亜の「指導者」としての日本国民の教養向上を目的とし、よ

り深化した思想統制のあり方が模索されることとなる。具体的には、貸出文庫事業から読書会を中心とした読書指導事業への重心の移動がこれにあたる。中央図書館は、管内の国民学校や青年学校、青年団、公共図書館、常会、部落会などに貸出文庫を回付し、そこで開催される読書会の経営指導などを行った。貸出文庫の内容については、除籍基準として非国家的な資料や自由主義・個人主義的な資料などを対象としていた館もあった。読書指導の実施にあたっては、指導者の養成が急務であり、中央図書館職員による読書会の視察や、青年団長の会合などへの出席を通して指導者の養成を図った。

教育審議会における審議を経ても、中央図書館長の行政的指導の権限は認められなかった。しかし、中央図書館長が行使していた権限の中には、実質的には行政的指導にあたるものも存在した。それは、図書館の創設過程における中央図書館長による指導と介入だった。公共図書館創設にあたっての認可は地方長官が下すものだったが、認可申請の際に中央図書館長の意見書などの添付を義務付けている場合もあった。このような介入がどの時点から行われていたかは不明だが、中央図書館制度施行直後から行われていた可能性も十分にある。

以上のことから、中央図書館制度の公共図書館に対する統制的側面は、中央図書館長による統制と館が実施する事業による統制に大別できると筆者は考える。中央図書館長による統制としては、管内図書館の視察・指導・設立認可への介入などが具体的なもので、中央図書館制度施行直後から実施されていたと考えられる。(もちろん、戦争の勃発によって蔵書構成への指導内容に変化が生じたと考えられる。)一方で、館が実施する事業による統制としては、国民教化を目的とした貸出文庫事業や読書指導事業などで、こちらは日中開戦以降に本格化している。総力戦が持つ思想戦・情報戦としての性格を背景に、中央図書館の教化機関化が図られたのだと考えられる。

5.2 中央図書館制度の公共図書館の振興を図る側面

本節では、中央図書館制度の公共図書館の振興を図る側面についてまとめる。

1920年代に、道府県立図書館が果たす役割に関心が集まったこと背景には、蔵書・予算・職員などが貧弱な「零細図書館」の充実と、図書館のさらなる普及(各市町村への義務設置)という狙いがあった。このような中で、中央図書館には、地方の中心的な図書館としての役割が期待されることとなる。その役割は、中央図書館長会議で検討が加えられた結果、図書館令施行規則第7条として制度化される。ここでは、貸出文庫事業の実施や図書館経費に関する調査・研究・指導、図書館書籍標準目録の編纂・頒布、機関紙類の発行、図書館に関する研究会・協議会・展覧会等開催、図書・図書館用品の共同購入の斡旋、郷土資料の蒐集などが定められた。

制度施行から最初の2年間で、30の道府県立図書館が中央図書館に指定されたものの、その後の新たな指定は頭打ちとなった。法令で財政的な裏付けがなされなかった上、施行規則第7条で定められた職能についても、道府県立図書館が従来から行っていた内容との決定的な違いを示すことができず、予算要求の根拠になり得なかったのだと筆者は推測した。管内図書館の状況も、町村図書館職員の期待に反し、制度施行による目に見えた躍進を示すことはなかった。中田などの中央図書館長による町村当局への予算増額要求や図書館新設要求はなされたものの、管内公共図書館の振興は停滞していた。

このような中で、中央図書館制度への検討・改革が始まる。中央図書館長会議や中図協協議会などで、中央図書館間での蔵書目録交換、中央図書館間での図書合同目録の編纂、資料相互貸借などの実施の必要が検討された。しかし、これらの事項が全国的に実施されたといったことや制度化されたといったことは、史料から読み取ることができなかった。

公共図書館の振興を図る面でも、日中戦争の勃発によって状況の大きな変化がもたらされた。中央図書館の職能として図書館令施行規則に明文化された貸出文庫事業の実施が、農

山漁村などの「僻地」にまで教化を実施する方法として注目されたのである。このとき設けられた国民精神総動員文庫は、国民教化という目的を有していたために、利用者の自由な読書を保障するものではなかった。しかし、農山漁村などの民衆にとっては、それまでなかなか触れることができなかつた最新技術や思想、時事に関する資料が付近の図書館や学校などに届くことは、情報環境の改善を意味するものでもあった。全国の中央図書館で運用された国民精神総動員文庫では、経済や国際情勢、保健などに関する資料も貸し出されており、実生活や時事の理解に資する情報が少なからず含まれていたといえる。ただし、文庫の活用は回付先の指導者の熱意に大きく左右されるという限界も有していた。さらに、文庫の回付先は必ずしも公共図書館である必要はなく、高知県などでは尋常高等小学校や青年学校といった施設を対象としていた。このことは、情報環境の平準化にあたっては、公共図書館の充実と普及にこだわる必要がなく、簡易な閲覧施設や読書会を展開することによって所期の目的の達成が可能であることを示唆していた。

しかしながら、中田を中心とした図書館関係者は、あくまで公共図書館の整備にこだわる。中田は、教育審議会への進言書の提出や『中央図書館長協会誌』の編集、図書館法規研究会への参加、『図書館雑誌』での図書館法規特集の編集などを通して、町村立図書館を基礎単位とした図書館間の協力・連絡体制である図書館網の構築を構想した。しかし、教育審議会における答申作成過程では、中田の図書館網構想はその核心部分が反映されず、その上制度や法令の改正に直結する規定は回避されるという消極的な態度とられた。

一方、長田富作からは現行中央図書館制度の廃止と道府県立図書館の強化という、中田とは全く異なる構想が示された。長田は、中央図書館制度が施行されたものの、公共図書館の振興が成果をあげていないことの原因を中央図書館制度の不合理性に求め、実態を持つ道府県立図書館の充実を図るべきだと主張している。中田と長田の構想は、方向性が大きく異なるものの、中央図書館制度の大幅な改革の必要性が同時に主張されていることは、中央図書館制度の限界を知る上で注目すべきである。

近衛新体制確立後、読書会を中心とした読書指導が中央図書館の推進すべき事業として位置づけられることとなる。文書教育の拠点が国民学校や青年学校、常会や部落会などに広がっていくことで、それまで図書館界において要望されてきた市町村立図書館の義務設置の必然性が相対的に低下する。

その一方で、『中央図書館執務参考資料』には、管内における既設の公共図書館や、公共図書館の新設時における指導のあり方がまとめられており、従来から進められてきた公共図書館の充実と普及にも、依然として強い関心が払われていたことがわかる。このような関心は再度の図書館法規改正運動につながる。日図協に設けられた図書館法規調査委員会においては、1940（昭和15）年に示された中田の図書館網構想をもとにした議論が行われたようであるが、詳細は不明である。

一方、解散直前の中図協で作成された中央図書館令案では、公共図書館の義務設置が採用されていないという特徴があった。有力な市町村立図書館だけを図書館として残し、それ以外は読書施設として機能させるというもので、読書指導の普及が眼目とされ、公共図書館の新設の必然性が低下していた当時の図書館事業に棹差す構想だったと考えられる。しかし、これらの構想も実現されることはなく、終戦を迎える。

以上のことから、中央図書館制度の公共図書館の振興を図る側面は、小規模図書館を孤立させることなく、中央図書館と管内公共図書館、あるいは管内公共図書館同士の指導・連絡体制の中に組み込むことによって、各図書館における機能の充実と図書館未設置地域への図書館の普及を図るというものだったと筆者は考える。しかし、施行後には制度の未成熟な点が明らかとなり、改革・検討が試みられるものの、公共図書館の振興策として十分に機能したとはいえなかった。その一方で、日中開戦以降に実施された国民精神総動員文庫事業や読書指導事業などでは、地方における情報環境の均質化が、公共図書館以外の施設を活用することでも可能だということが示唆された。

5.3 中央図書館制度の歴史的意義

以上のような、中央図書館制度の公共図書館に対する統制と振興という側面をふまえ、この制度の歴史的意義について考察する。

中央図書館制度は1920年代から本格化する図書館令改正運動を受けて1933（昭和8）年に成立し、日中開戦、近衛新体制成立、敗戦という急激な状況の変化の中で運用されることとなった。国家からは、社会主義・共産主義の勢力拡大に対応する思想善導事業など、時局をふまえた要請が図書館界に対してなされ、図書館界はその要請に即応する形で業界の発展を図った。

特に日中開戦以降は、戦争遂行に資する国民教化機関としての中央図書館の役割が期待されるようになった。図書館界の側も中央図書館制度が志向されたにもかかわらず、管内公共図書館の振興が十分になされていないことへの危機感から、国民精神総動員文庫の回付や読書会における読書指導事業などに乗り出していった。そして、このような事業が農山漁村などの「僻地」とされる場所までも射程に収め、全国的に展開されたことで、国家レベルでの情報環境の均質化がもたらされることとなった。

このような事業を展開する一方で、制度改革に向けた動きも戦中を通して存在していた。中田を中心とした図書館関係者たちは、国民教養の均質的な向上を目的として、中央図書館による管内公共図書館に対する行政的指導まで含めた強力な指導力の獲得と、市町村立図書館の義務設置にもとづいた図書館網の構築を志向した。一方、長田はときには中央図書館制度の廃止をも主張し、中田とは異なる形で公共図書館の統制と振興のあり方を模索した。画一的と見られがちな戦中の図書館界において、ある程度多様な図書館制度構想が存在していたことがわかる。結局、これらの構想が制度化されることはなかったものの、戦中を通して行われた図書館法規改正運動は、中央図書館あるいは道府県立図書館を中核に据え、管内公共図書館の統制と振興を図るという性格を持つものだった。

以上のことから、中央図書館制度の歴史的意義は、公共図書館の統制と振興という2つの側面を内包し、総力戦体制下において、国民の情報環境の強制的均質化を図る基盤となったことにあると筆者は考える。

謝辞

本稿の執筆にあたり、石川県立図書館様に「中田邦造関係資料」を、大阪府立中之島図書館様に「長田富作関係資料」を、加茂市立図書館様に「坪谷善四郎関係資料」を閲覧させていただきました。貴重な資料の利用をお許しいただいたことに、厚く御礼申し上げます。

主指導教員である呑海沙織先生には、入学時からきめ細やかなご指導をいただきました。研究内容はもちろん、仕事と学業の両立についても丁寧なご指導を賜りました。心からお礼申し上げます。

副指導教員である吉田右子先生には、史料の閲覧に立合っていたいただいたほか、ゼミなどでご指導をいただきました。ありがとうございました。

また、呑海研究室の皆さんには、ゼミでの議論などを通し、たくさんのご意見をいただきました。感謝いたします。

このほか、博士前期課程を通してたくさんの方にお世話になりました。御礼申し上げます。

文献リスト

石井敦「戦前における”図書館の自由”の問題—図書館史・新聞・雑誌記事から—」(『現代の図書館』第13巻第4号、1975年、163-168頁)

石井敦『日本近代公共図書館史の研究』(日本図書館協会、1972年)

石塚正成「図書館制度論から見た県立図書館の機能領域」(武田虎之助古稀記念論文集編集委員会編『図書館と社会』武田虎之助先生古稀記念論文集、日本図書館協会、1970年)

岩猿敏生「『図書館研究』と『図書館雑誌』」(『図書館界』第45巻第4号、1993年、344-351頁)

岩猿敏生「日本近代公共図書館史の転機としての1920年代」(『文化学年報』54号、同志社大学文化学会、2005年、49-62頁)

岩猿敏生『日本図書館史概説』(日外アソシエーツ、2007年)

裏田武夫・小川剛編『図書館法成立史資料』日本図書館協会、1968年、全473頁)

小川剛「教化動員化の社会教育施設」(『日本近代教育百年史』第8巻社会教育2、国立教育研究所編、1974年)

小黒浩司「「優良図書館」の誕生—長野県下伊那郡千代村立千代図書館の歴史—」(『図書館界』2004年、第55巻第5号、234-245頁)

小黒浩司「戦前期図書館統制の研究—上田市図書館『日誌』を読む—」(『図書館界』第61巻第3号、2009年、174-184頁)

大滝則忠「図書館と読む自由—近代日本の出版警察体制との関連を中心に—」(塩見昇・川崎良孝編著『知る自由の保障と図書館』京都大学図書館情報学研究会、2006年、165-242頁)

奥泉和久「戦前の図書館における「読書指導」の導入について—1935~1940年—」(『図書館界』第44巻第1号、1992年、2-16頁)

奥泉和久「戦時下における「読書指導」の展開」(『図書館界』第46巻第1号、1994年、2-22頁)

柿沼隆志「戦時体制下の読書指導—公共図書館の教育機能についてのノート—」(『図書館雑誌』68年3号、92-96頁)

門上光夫「長田富作の日本図書館協会理事辞任をめぐる動きについて」(『大阪府立図書館紀要』46号、2018年、1-12頁)

香内信子「戦時下の図書館運動—読書指導論とその批判—」(『図書館学会年報』第27巻第3号、1981年、89-96頁)

是枝英子「十五年戦争と図書館員—中田邦造と中央図書館制度・読書会活動をめぐって—」
『みんなの図書館』11号、1986年、36-43頁)

佐藤政孝『図書館発達史』(みずうみ書房、1986年、)

清水正三「中央図書館についての覚書—戦後の図書館法案にあらわれた中央図書館制度と昭和8年の図書館令改正を中心に—」(『図書館評論』6号、1967年、1-6頁)

清水正三「中央図書館制度とは何か??—その系譜と問題点—」(『図書館雑誌』第63年第12号、1969年、26-28頁)

清水正三『戦争と図書館』(白石書店、1977年)

住谷雄幸「中央図書館制度のねらいは何か—昭和7・8年の図書館界と図書館令の改正—」
(『図書館評論』第9号、1970年、8-11頁)

清水正三「読書会—戦前の歴史と図書館(員)のかかわり—」(『みんなの図書館』第119号、1987年、2-11頁)

鈴木宏宗「帝国図書館長松本喜一について」(日本図書館文化史研究会編『図書館人物伝—図書館を育てた20人の功績と生涯—』日外アソシエーツ、2007年、47-69頁)

棚橋満雄「読書の自由と昭和八・九年の丸亀図書館」(『みんなの図書館』99号、1985年、43-49頁)

東條文規『図書館の近代—私論・図書館はこうして大きくなった—』(ポット出版、1999年)

東條文規『図書館の政治学』(青弓社、2006年)

東條文規『図書館という軌跡』(ポット出版、2009年)

永末十四雄『日本公共図書館の形成』(日本図書館協会、1984年)

西崎恵『図書館法』(羽田書店、1950年)

日本図書館協会編『近代日本図書館の歩み—本篇—』(日本図書館協会、1993年)

福永義臣『図書館社会教育の実践—中田邦造の読書指導と自己教育論—』(中国書店、2006年)

福永義臣「中田邦造の研究—「読書」再考、その読書指導の実践を中心に—」(『図書館学』2012年100号、53-75頁)

松永茂「福岡県立図書館における中央図書館制度の受容過程—大田光次館長の文章を読む—」(『図書館学』第77号、2000年、12-19頁)

武居権内『日本図書館学史序説』（早川図書、1960年）

宮坂広作『近代日本社会教育史の研究』（法政大学出版局、1968年、全662頁）

山口源治郎「1950年代における図書館法「改正」論争について—図書館法理念の担い手の問題を中心として—」（『図書館界』Vol.42 No.4、1990年）

山梨あや『近代日本における読書と社会教育—図書館を中心とした教育活動の成立と展開—』（法政大学出版局、2011年）

山之内靖ほか編著『総力戦と現代化』（柏書房、1995年）

弥吉光長・栗原均編『日本図書館協会百年史・資料 第1輯 和田万吉博士の今沢慈海氏宛書翰集（抄）』（日本図書館協会、1985年）

よねいかついちろう「竹林熊彦と青年図書館員聯盟の図書館革新運動」（『中部図書館情報学会誌』Vol.54、2014年、1-15頁）